寒候期予報（12～2月）について
及び3か月予報（10/20発表版）

令和８年11月5日
福井地方気象台

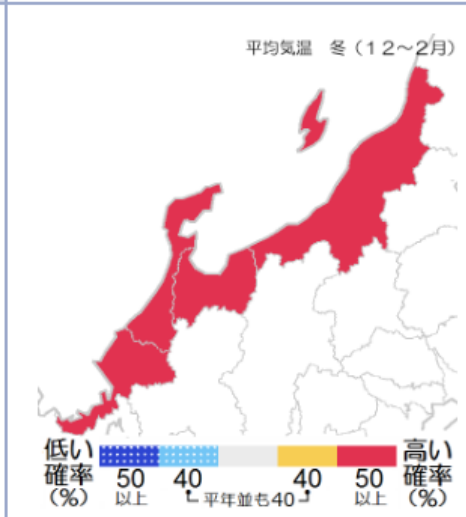
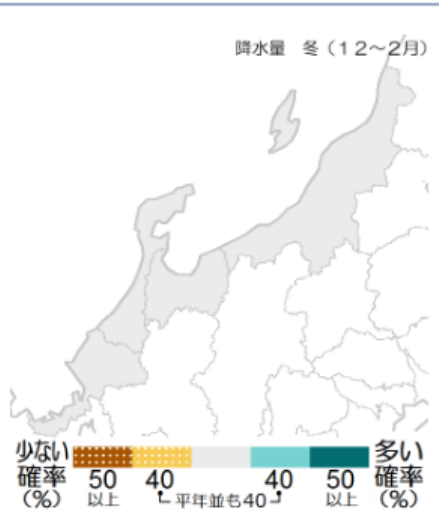
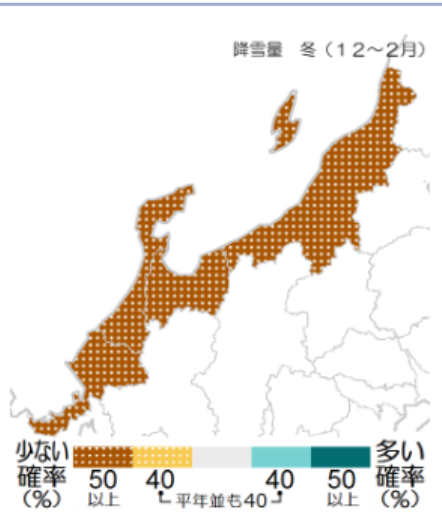
1

冬の天候の見通し（12～2月） 北陸地方

予報のポイント

- 寒気の影響が小さいため、冬の気温は高く、降雪量は少ないでしょう。

冬（12月～2月）の平均気温・降水量・降雪量

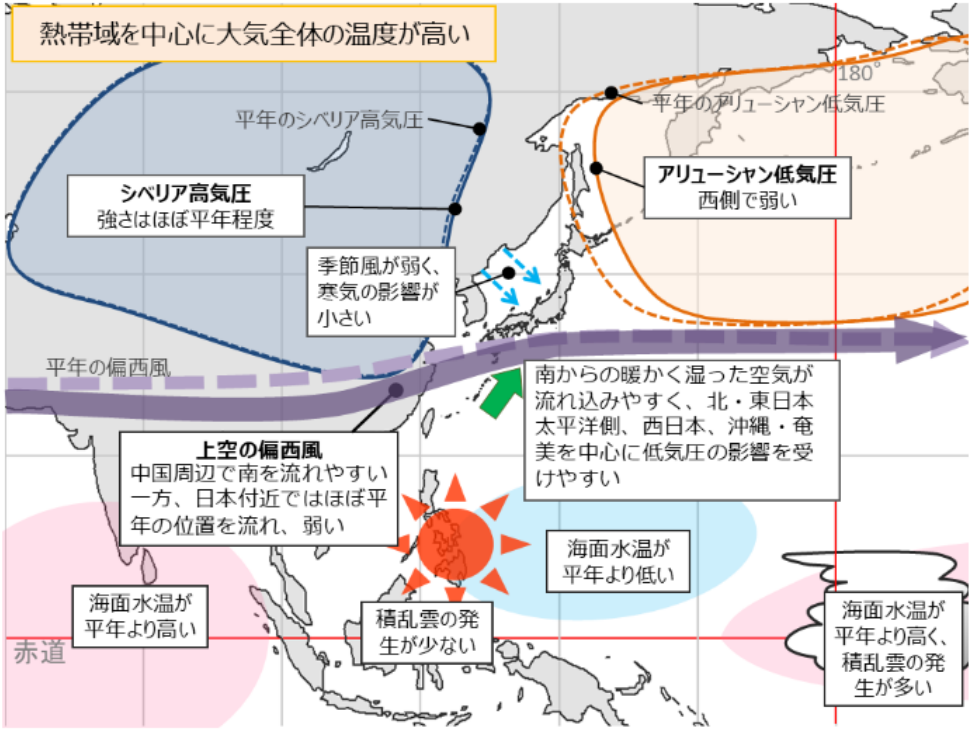
	平均気温 冬（12月～2月）	降水量 冬（12月～2月）	降雪量 冬（12月～2月）
北陸地方	低10 並30 高**60**% **高い**見込み	少30 並30 多**40**% **ほぼ平年並**の見込み	少**50** 並30 多20% **少ない**見込み
数値は予想される出現確率（%）です			

【参考資料】1991～2020年のデータに基づいた各期間の各要素の平年値は次のとおりです。

	気温(℃)				降水量(mm)				日照時間(時間)				降雪量(cm)			
	12月	1月	2月	12～2月	12月	1月	2月	12～2月	12月	1月	2月	12～2月	12月	1月	2月	12～2月
福　井	5.9	3.2	3.7	4.3	304.0	284.9	167.7	751.1	72.2	65.4	88.4	226.8	31	85	58	172
敦　賀	7.4	4.7	5.1	5.8	316.7	269.5	164.7	744.6	72.6	62.6	81.2	216.5	19	54	43	118

予想される海洋と大気の特徴（12～2月）

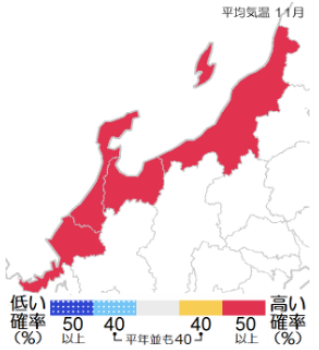
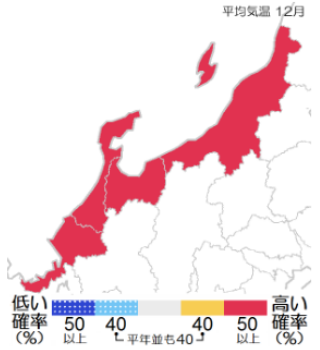
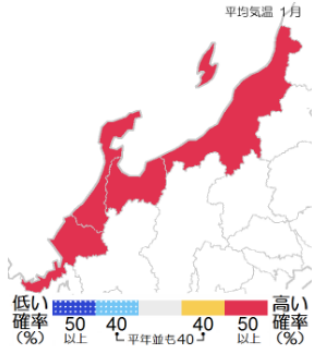
- エルニーニョ現象が冬にかけて続く見込みです。海面水温は太平洋赤道域の東部から中部で高く、積乱雲の発生はこれらの海域で多いでしょう。一方、フィリピン付近では積乱雲の発生が少ないでしょう。
- このため、上空の偏西風は中国周辺で南を流れやすい一方、日本付近ではほぼ平年の位置を流れ、弱いでしょう。シベリア高気圧の強さはほぼ平年程度ですが、アリューシャン低気圧は西側で弱く、日本付近は季節風が弱いでしょう。
- 地球温暖化やエルニーニョ現象の影響で、熱帯域を中心に大気全体の温度が高いでしょう。
- これらの影響により、日本付近は寒気の影響が小さいでしょう。
- フィリピン付近は高気圧となりやすいため、日本付近に南からの暖かく湿った空気が流れ込みやすく、北・東日本太平洋側、西日本、沖縄・奄美を中心に低気圧の影響を受けやすいでしょう。

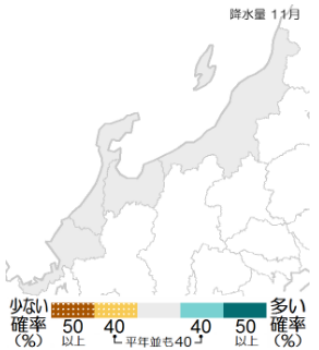
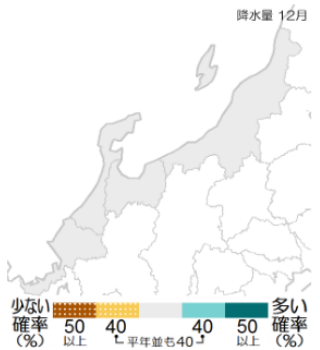
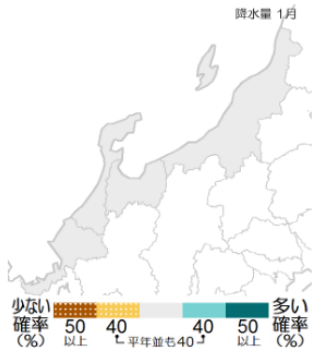


寒候期予報や３か月予報は、主に熱帯域のゆっくりとした海洋変動の大気への影響に基づいています。
中高緯度の大気独自の変動（寒帯前線ジェット気流の蛇行や北極振動等）は予測の不確実性が大きいため、予報を検討する際にはこの点も考慮しています。

3

3か月予報（11～1月）の予想

	平均気温 11月	平均気温 12月	平均気温 1月
北陸地方	低10 並30 高**60**% **高い**見込み	低20 並30 高**50**% **高い**見込み	低20 並30 高**50**% **高い**見込み
数値は予想される出現確率（%）です			

	降水量 11月	降水量 12月	降水量 1月
北陸地方	少30 並30 多**40**% **ほぼ平年並**の見込み	少30 並30 多**40**% **ほぼ平年並**の見込み	少30 並30 多**40**% **ほぼ平年並**の見込み
数値は予想される出現確率（%）です			

【参考資料】1991～2020年のデータに基づいた各期間の各要素の平年値は次のとおりです。

	気温(℃)			
	11月	12月	1月	11～1月
福　井	11.3	5.9	3.2	6.8
敦　賀	12.7	7.4	4.7	8.3
	降水量(mm)			
	11月	12月	1月	11～1月
福　井	196.1	304.0	284.9	783.5
敦　賀	176.0	316.7	269.5	759.0
	日照時間(時間)			
	11月	12月	1月	11～1月
福　井	114.4	72.2	65.4	251.6
敦　賀	111.5	72.6	62.6	246.1
	降雪量(cm)			
	11月	12月	1月	11～1月
福　井	0	31	85	114
敦　賀	0	19	54	74

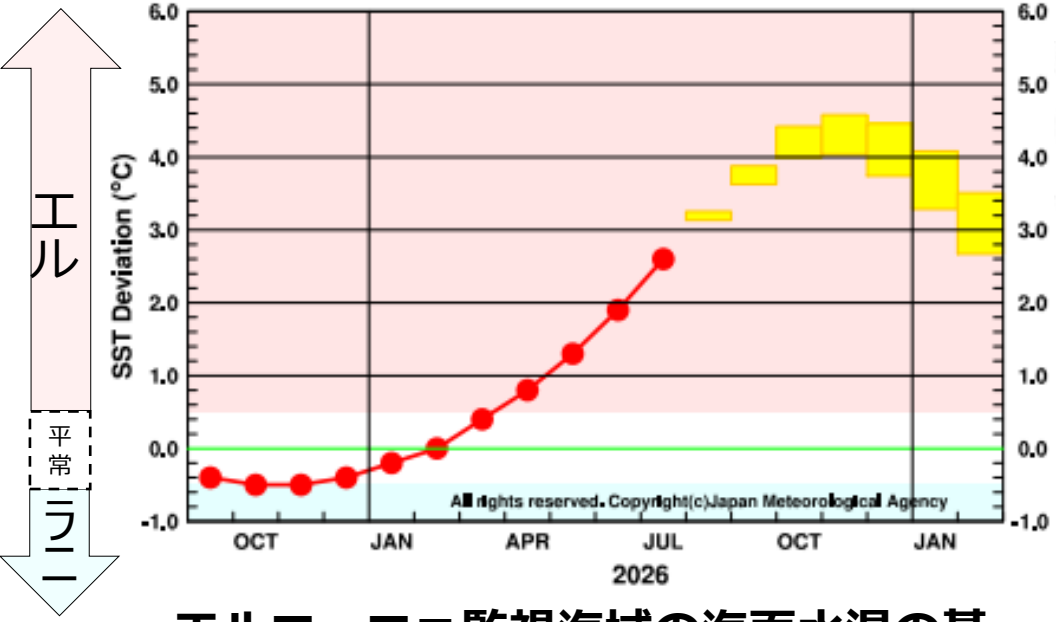
11月	• 平年と同様に曇りや雨の日が多いでしょう。
12月	• 平年と同様に曇りや雨または雪の日が多いでしょう。
1月	• 平年と同様に曇りや雪または雨の日が多いでしょう。

4

エルニーニョ監視海域の海面水温

令和８年10月９日発表　エルニーニョ監視速報 No.409

- 2026 年春から続いているエルニーニョ現象は、9 月に入り過去最大の強さとなって いる。
- 9 月のエルニーニョ監視海域の海面水温の基準値からの差は +4.0◦C と高く、1949 年 以降で最も高かった 1997 年 12 月の +3.6◦C を超えた（表、図 11）。
- 今後、冬にかけて過去最大の強さのエルニーニョ現象が続く見込み（100 %）。



エルニーニョ監視海域の海面水温の基準値との差の5か月移動平均値

エルニーニョ監視海域



（予測期間:2026 年 8 月～2027 年 2 月）

年	月	平均期間	各月の確率
2026 年	8 月	2026 年 6 月 ～ 2026 年 10 月	100
	9 月	2026 年 7 月 ～ 2026 年 11 月	100
	10 月	2026 年 8 月 ～2026 年 12 月	100
	11 月	2026 年 9 月 ～2027 年 1 月	100
	12 月	2026 年10 月 ～2027 年 2 月	100
2027 年	1 月	2026 年11 月 ～2027 年 3 月	100
	2 月	2026 年12 月 ～2027 年 4 月	100

■高い　■平常　■低い

「基準値」：海面水温の前年までの30年間の各月の平均値

各月のボックスは、海面水温の基準値との差が*70%*の確率で入る範囲を示す。

5

冬（１２～２月）の注意点等

今冬（12～2月）は、高温の予報だが、一時的に強い寒気が入って大雪となる可能性がある。

暖冬で空気中の水蒸気量が多いと１回あたりに降る雪の量が多くなることも考えられるので、早期天候情報、気象情報等に留意してください。

なお、冬の天候に影響の大きい北極振動の予想は難しく、現時点では考慮できていませんので、予報には不確定性があります。常に最新の1か月予報等をご覧ください。

（新）　気象情報の名称を変更しました。

➢ **気象情報⇒気象解説情報、気象防災速報**

気象の予報等について、特別警報、警報、注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報、警報、注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

〈大雪に関する気象情報〉

✓ 一層の警戒を呼びかける大雪情報⇒福井県気象解説情報（大雪）

（目安）警戒積雪深、アメダス今庄と九頭竜の５年に１度程度の積雪深を超過し、その後も大雪警報基準を超える降雪が続くと予想される時に「厳重警戒」というキーワードを使って発表。

✓ 一層の警戒を呼びかける大雪情報⇒福井県気象防災速報（短時間大雪）

（目安）６時間（警報基準期間の半分の時間）で既に多くの降雪があり、今後の降雪により警報基準の概ね１．２倍の降雪量になると予想されるときに発表。

【参考資料】福井・敦賀の平年値及び地域の平年並の範囲

【参考資料】1991～2020年のデータに基づいた各期間の各要素の平年値は次のとおりです。

	気温(℃)				降水量(mm)				日照時間(時間)				降雪量(cm)			
	12月	1月	2月	12～2月	12月	1月	2月	12～2月	12月	1月	2月	12～2月	12月	1月	2月	12～2月
福　井	5.9	3.2	3.7	4.3	304.0	284.9	167.7	751.1	72.2	65.4	88.4	226.8	31	85	58	172
敦　賀	7.4	4.7	5.1	5.8	316.7	269.5	164.7	744.6	72.6	62.6	81.2	216.5	19	54	43	118

【参考資料】1991～2020年のデータに基づいた各期間の各要素の平年値は次のとおりです。

	気温(℃)				降水量(mm)				日照時間(時間)				降雪量(cm)			
	11月	12月	1月	11～1月	11月	12月	1月	11～1月	11月	12月	1月	11～1月	11月	12月	1月	11～1月
福　井	11.3	5.9	3.2	6.8	196.1	304.0	284.9	783.5	114.4	72.2	65.4	251.6	0	31	85	114
敦　賀	12.7	7.4	4.7	8.3	176.0	316.7	269.5	759.0	111.5	72.6	62.6	246.1	0	19	54	74

1991～2020年のデータに基づいた各期間の地域平均の平年差（比）の「平年並」の範囲は次のとおりです。

地域平均気温の平年差（単位：℃）

	12月	1月	2月	12月 ～ 2月
北陸地方	-0.1 ～ +0.6	-0.2 ～ +0.3	-0.4 ～ +0.4	-0.2 ～ +0.3

地域平均降水量の平年比（単位：%）

	12月	1月	2月	12月 ～ 2月
北陸地方	91 ～ 107	92 ～ 105	84 ～ 118	93 ～ 104

地域平均日照時間の平年比（単位：%）

	12月	1月	2月	12月 ～ 2月
北陸地方	83 ～ 114	98 ～ 107	89 ～ 109	96 ～ 104

地域平均降雪量の平年比（単位：%）

	12月	1月	2月	12月 ～ 2月
北陸地方	38 ～ 125	80 ～ 113	65 ～ 118	80 ～ 127

1991～2020年のデータに基づいた各期間の地域平均の平年差（比）の「平年並」の範囲は次のとおりです。

地域平均気温の平年差（単位：℃）

	11月	12月	1月	11月 ～ 1月
北陸地方	-0.4 ～ +0.4	-0.1 ～ +0.6	-0.2 ～ +0.3	-0.3 ～ +0.4

地域平均降水量の平年比（単位：%）

	11月	12月	1月	11月 ～ 1月
北陸地方	90 ～ 108	91 ～ 107	92 ～ 105	91 ～ 104

地域平均日照時間の平年比（単位：%）

	11月	12月	1月	11月 ～ 1月
北陸地方	100 ～ 106	83 ～ 114	98 ～ 107	97 ～ 104

地域平均降雪量の平年比（単位：%）

	11月	12月	1月	11月 ～ 1月
北陸地方	///	38 ～ 125	80 ～ 113	77 ～ 123

7

【参考資料】エルニーニョ現象が日本の冬の天候に影響を及ぼすメカニズム

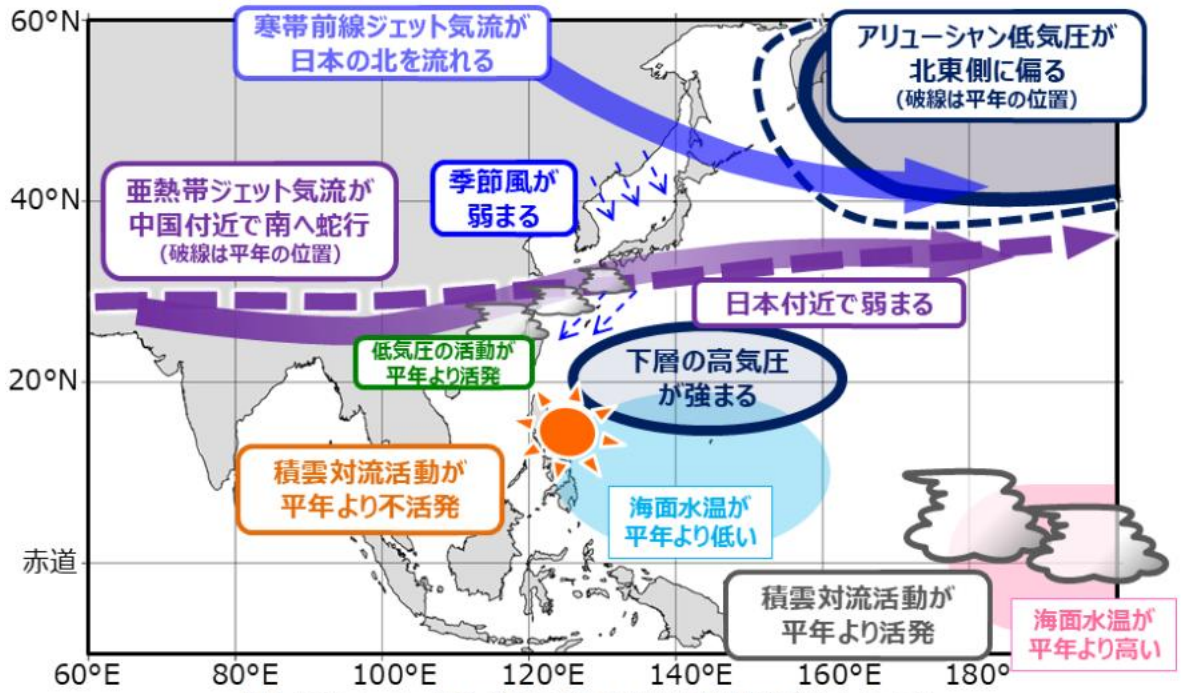


図３ エルニーニョ現象が日本の冬の天候に影響を及ぼすメカニズム

- 平年と比べて、海面水温は中・東部太平洋赤道域で高く、西太平洋熱帯域で低くなり、フィリピン周辺での積雲対流活動が不活発となる傾向。
- 平年と比べて、上空を流れる亜熱帯ジェット気流は中国周辺で南へ、日本周辺で弱まる傾向。寒帯前線ジェット気流が日本の北を流れる傾向
- 上空の大気の流れやフィリピン周辺での不活発な積雲対流活動に伴って、アリューシャン低気圧は北東側に偏って季節風が弱まり、沖縄・奄美～本州周辺では低気圧の影響を受けやすくなる傾向。

　このため、気温は西日本で平年並か高く、冬の前半は北日本と沖縄・奄美で高くなる傾向。降水量は東日本太平洋側、沖縄・奄美で多い傾向。日照時間は西日本太平洋側で少なく、東日本太平洋側で平年並か少ない傾向

8

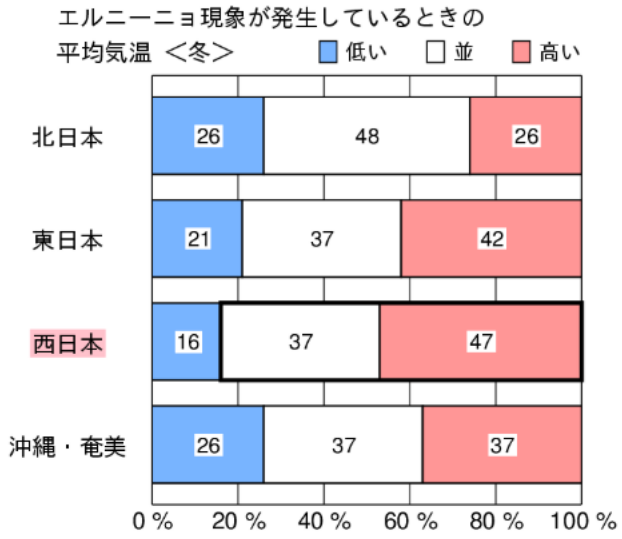
【参考資料】エルニーニョ現象発生時の冬（１２～２月）の天候の特徴

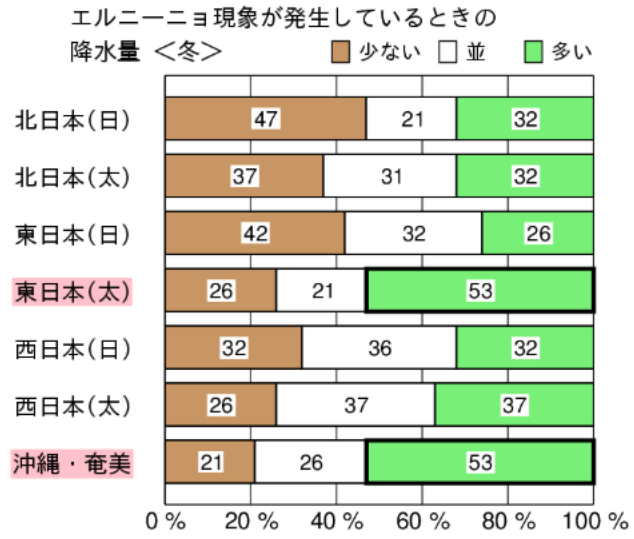
統計的に有意な傾向は以下のとおりです。

平均気温 ：西日本で並か高い傾向。

降 水 量 ：東日本太平洋側、沖縄・奄美で多い傾向。

日照時間 ：西日本太平洋側で少ない傾向。東日本太平洋側で並か少ない傾向。





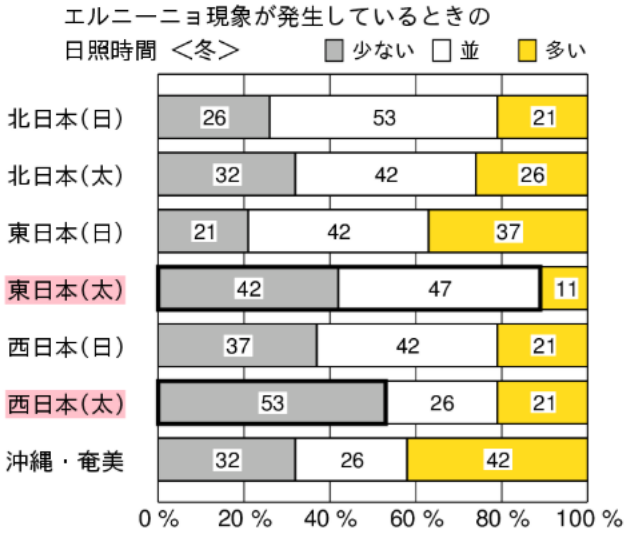


図４ エルニーニョ現象発生時の冬（12～2月）の天候の特徴（左上：気温、右上：降水量、下：日照時間）

統計期間1947／48年～2020／21年。棒グラフの数字は出現率を示す。

地域名の赤い帯と棒グラフの太黒枠は統計的に有意な傾向を示す。

9

令和８年度 福井県雪害予防対策実施計画修正のポイント

資料２－１

危機管理課

◆福井県：除雪体制の強化

・県の融雪装置稼働距離の延長　３７１km　→　３７３km

・除雪機械（保有、借上）を増備　６４６台　→　６５０台





◆NEXCO西日本：除雪体制の強化

・ロータリー車を増備　２台　→　４台

・小型トラクターショベルを新たに導入　３台





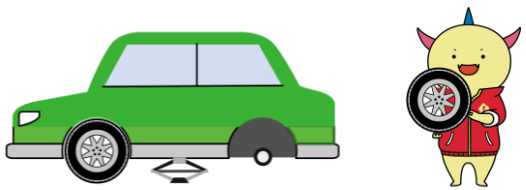
◆市町：除雪体制の強化

・除雪機械（保有、借上）を増備　２，１８５台　→　２，２８２台

令和８年度福井県雪害予防対策実施計画「県民の皆さまへ」広報のポイント

福井県では、ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞広告等で以下の内容を広報します。
協議会参加機関のみなさまにおかれましても、広報誌やホームページ等での県民等に対する広報にご協力をお願いいたします。

■ 雪が降る前は



〇車に早めの冬支度
- スノータイヤへの交換は早めに
- 古くなったスノータイヤ、チェーンは新品に
- スコップ、スノーブラシ、牽引ロープ・フック等を用意

〇福井の最新気象情報の把握
- Yahoo等の防災アプリを取得し、知りたい地域の情報を取得できるよう設定

■ 雪が降りそうなときは





〇外出を控える準備
- 食料や暖房用の燃料を備蓄
- いつもの薬を早めに準備
- テレワークの準備、活用
- やむを得ず外出するときは、ガソリンを満タンに

〇停電への備え
- スマートフォン用バッテリーやカセットコンロ等の準備

■ 雪が降ったときは



〇自力での除雪・屋根雪下ろしが困難な場合は無理に行わない
- 市町の高齢者助成制度を積極的に活用

〇除雪・屋根雪下ろしは２人以上
- 除雪の際は動きやすい服装、滑りにくい靴、携帯電話を忘れない
- 作業前に準備運動、疲れたらすぐに一休み、水分補給を忘れない
- 屋根雪下ろしは絶対に２人以上で行い、ヘルメットを着用
- 除雪機は安全装置を正しく使用、雪詰まりを取り除く際はエンジンを切る

資料２－２

令和８年度 福井県雪害予防対策実施計画　新旧対照表

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>頁</th></tr>
<tr>
<td>
第１（略）

第２　気象業務対策

１　降雪量・積雪量観測および資料収集

（１）～（２）（略）

累年と令和７年寒候期の最深積雪（注１）
<table>
<tr><th rowspan="2">観測所名</th><th colspan="3">累　年　の　最　大</th><th colspan="2" rowspan="2">令和７年寒候期最深積雪</th></tr>
<tr><th>積雪量</th><th>起　　日</th><th>統計開始年等</th></tr>
<tr><td>福井</td><td>２１３cm</td><td>昭和 38 年１月 31 日</td><td>1897～</td><td>５２cm</td><td>２月 10 日</td></tr>
<tr><td>敦賀</td><td>１９６cm</td><td>昭和 56 年１月 15 日</td><td>1897～</td><td>４０cm</td><td>２月６日</td></tr>
<tr><td>三国</td><td>１２８cm</td><td>昭和 38 年１月 27 日</td><td>1909～2002</td><td>－（注２）</td><td>－（注２）</td></tr>
<tr><td>勝山</td><td>３２５cm</td><td>昭和 38 年１月 31 日</td><td>1913～2002</td><td>－（注２）</td><td>－（注２）</td></tr>
<tr><td>大野</td><td>２６２cm</td><td>昭和 56 年１月 15 日</td><td>1980～</td><td>１４９cm</td><td>２月 10 日</td></tr>
<tr><td>九頭竜</td><td>３０１cm</td><td>平成 30 年２月 13 日</td><td>1982～</td><td>２４６cm</td><td>２月８日</td></tr>
<tr><td>武生</td><td>１３０cm</td><td>平成 30 年２月 13 日</td><td>1989～</td><td>６０cm</td><td>２月９日</td></tr>
<tr><td>今庄</td><td>２４４cm</td><td>平成 23 年１月 31 日</td><td>1980～</td><td>１０６cm</td><td>２月 10 日</td></tr>
<tr><td>小浜</td><td>１３５cm</td><td>昭和 59 年２月９日</td><td>1980～</td><td>４４cm</td><td>２月 24 日</td></tr>
</table>
注１　令和７年寒候期の最深積雪とは、令和６年１１月から令和７年４月までの観測値である。

２　勝山と三国は、平成１５年寒候期から常時観測を廃止した。

初積雪の起日
<table>
<tr><th>観測所名</th><th>令和５年寒候期</th><th>令和６年寒候期</th><th>令和７年寒候期</th></tr>
<tr><td>福　井</td><td>令和４年 12 月 18 日</td><td>令和５年 12 月 21 日</td><td>令和６年 12 月 15 日</td></tr>
</table>
２　降雪量予報の発表（参考資料）

（１）地域別降雪量予報

ア　実施期間　令和７年１２月１日～令和８年３月３１日

（降雪が予想される場合は期間外も発表）

イ～ウ（略）

エ　対象地域　５地域（嶺北（平地・山地）、奥越、嶺南（平地・山地））

（２）（略）
</td>
<td>
第１（略）

第２　気象業務対策

１　降雪量・積雪量観測および資料収集

（１）～（２）（略）

累年と令和８年寒候期の最深積雪（注１）
<table>
<tr><th rowspan="2">観測所名</th><th colspan="3">累　年　の　最　大</th><th colspan="2" rowspan="2">令和８年寒候期最深積雪</th></tr>
<tr><th>積雪量</th><th>起　　日</th><th>統計開始年等</th></tr>
<tr><td>福井</td><td>２１３cm</td><td>昭和 38 年１月 31 日</td><td>1897～</td><td>５６cm</td><td>１月 25 日</td></tr>
<tr><td>敦賀</td><td>１９６cm</td><td>昭和 56 年１月 15 日</td><td>1897～</td><td>６５cm</td><td>１月 23 日</td></tr>
<tr><td>三国</td><td>１２８cm</td><td>昭和 38 年１月 27 日</td><td>1909～2002</td><td>－（注２）</td><td>－（注２）</td></tr>
<tr><td>勝山</td><td>３２５cm</td><td>昭和 38 年１月 31 日</td><td>1913～2002</td><td>－（注２）</td><td>－（注２）</td></tr>
<tr><td>大野</td><td>２６２cm</td><td>昭和 56 年１月 15 日</td><td>1980～</td><td>１０８cm</td><td>１月 25 日</td></tr>
<tr><td>九頭竜</td><td>３０１cm</td><td>平成 30 年２月 13 日</td><td>1982～</td><td>１４２cm</td><td>１月 25 日</td></tr>
<tr><td>武生</td><td>１３０cm</td><td>平成 30 年２月 13 日</td><td>1989～</td><td>５０cm</td><td>２月９日</td></tr>
<tr><td>今庄</td><td>２４４cm</td><td>平成 23 年１月 31 日</td><td>1980～</td><td>１０２cm</td><td>２月２日</td></tr>
<tr><td>小浜</td><td>１３５cm</td><td>昭和 59 年２月９日</td><td>1980～</td><td>３２cm</td><td>１月 22 日</td></tr>
</table>
注１　令和８年寒候期の最深積雪とは、令和７年１１月から令和８年４月までの観測値である。

２　勝山と三国は、平成１５年寒候期から常時観測を廃止した。

初積雪の起日
<table>
<tr><th>観測所名</th><th>令和６年寒候期</th><th>令和７年寒候期</th><th>令和８年寒候期</th></tr>
<tr><td>福　井</td><td>令和５年 12 月 21 日</td><td>令和６年 12 月 15 日</td><td>令和７年 12 月 26 日</td></tr>
</table>
２　降雪量予報の発表（参考資料）

（１）地域別降雪量予報

ア　実施期間　令和８年１２月１日～令和９年３月３１日

（降雪が予想される場合は期間外も発表）

イ～ウ（略）

エ　対象地域　９地域（嶺北北部（平地・山地）、嶺北南部（平地・山地）、奥越、嶺南東部（平地・山地）、嶺南西部（平地・山地））

（２）（略）
</td>
<td>Ｐ１

Ｐ２

<

令和８年度 福井県雪害予防対策実施計画　新旧対照表

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>頁</th></tr>
<tr>
<td>
３　予報、特別警報、警報、注意報、情報等の発表

（１）～（７）（略）

（８）気象情報

気象の予報等について、特別警報、警報、注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報、警報、注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

〈大雪に関する気象情報〉

・一層の警戒を呼びかける大雪情報

（目安）警戒積雪深、アメダス今庄と九頭竜の５年に１度程度の積雪深を超過し、その後も大雪警報基準を超える降雪が続くと予想される時に発表。

・顕著な大雪に関する福井県気象情報

（目安）６時間（警報基準期間の半分の時間）で既に多くの降雪があり、今後の降雪により警報基準の概ね１．２倍の降雪量になると予想されるときに発表。

・警戒積雪深
<table>
<tr><th>地点
要素</th><th>福井</th><th>武生</th><th>大野</th><th>敦賀</th><th>小浜</th></tr>
<tr><td>警戒積雪深</td><td>90 cm
(4) ※</td><td>90 cm
(4) ※</td><td>150 cm
(3) ※</td><td>80 cm
(1) ※</td><td>60 cm
(3) ※</td></tr>
<tr><td>50 年に 1 度の積雪深</td><td>164 cm</td><td>118 cm</td><td>236 cm</td><td>150 cm</td><td>96 cm</td></tr>
<tr><td>最深積雪（極値）</td><td>213 cm</td><td>130 cm</td><td>262 cm</td><td>196 cm</td><td>135 cm</td></tr>
</table>
（略）

・アメダス観測所の 5 年に 1 度程度の積雪深
<table>
<tr><th>地点
要素</th><th>今庄</th><th>九頭竜</th></tr>
<tr><td>5 年に 1 度の積雪深</td><td>160 cm
(5) ※</td><td>230 cm
(3) ※</td></tr>
<tr><td>50 年に 1 度の積雪深</td><td>246 cm</td><td>324 cm</td></tr>
<tr><td>最深積雪（極値）</td><td>244 cm</td><td>301 cm</td></tr>
</table>
（９）～（１０）（略）
</td>
<td>
３　予報、特別警報、警報、注意報、情報等の発表

（１）～（７）（略）

（８）気象解説情報、気象防災速報

気象の予報等について、特別警報、警報、注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報、警報、注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

〈大雪に関する気象情報〉

・一層の警戒を呼びかける福井県気象解説情報（大雪）

（目安）警戒積雪深、アメダス今庄と九頭竜の５年に１度程度の積雪深を超過し、その後も大雪警報基準を超える降雪が続くと予想される時に「厳重警戒」というキーワードを使って発表。

・短時間の大雪に一層の警戒を呼び掛ける福井県気象防災速報（短時間大雪）

（目安）６時間（警報基準期間の半分の時間）で既に多くの降雪があり、今後の降雪により警報基準の概ね１．２倍の降雪量になると予想されるときに発表。

・警戒積雪深
<table>
<tr><th>地点
要素</th><th>福井</th><th>武生</th><th>大野</th><th>敦賀</th><th>小浜</th></tr>
<tr><td>警戒積雪深</td><td>90 cm
(4) ※</td><td>90 cm
(4) ※</td><td>150 cm
(3) ※</td><td>80 cm
(1) ※</td><td>60 cm
(3) ※</td></tr>
<tr><td>50 年に 1 度の積雪深</td><td>163 cm</td><td>118cm</td><td>238 cm</td><td>149 cm</td><td>96cm</td></tr>
<tr><td>最深積雪（極値）</td><td>213 cm</td><td>130 cm</td><td>262 cm</td><td>196 cm</td><td>135 cm</td></tr>
</table>
（略）

・アメダス観測所の 5 年に 1 度程度の積雪深
<table>
<tr><th>地点
要素</th><th>今庄</th><th>九頭竜</th></tr>
<tr><td>5 年に 1 度の積雪深</td><td>160 cm
(4) ※</td><td>230 cm
(4) ※</td></tr>
<tr><td>50 年に 1 度の積雪深</td><td>245 cm</td><td>329 cm</td></tr>
<tr><td>最深積雪（極値）</td><td>244 cm</td><td>301 cm</td></tr>
</table>
（９）～（１０）（略）
</td>
<td>Ｐ５

Ｐ６</td>
</tr>
</table>

令和８年度 福井県雪害予防対策実施計画　新旧対照表

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>第３　交通対策
（略）
１　道路除雪対策
（１）近畿地方整備局福井河川国道事務所が管理する道路
一般国道直轄指定区間の除雪については、近畿地方整備局福井河川国道事務所が策定した「令和７年度雪害対策計画」に基づき、同事務所が実施するものとする。
ア　雪害対策期間
令和７年１１月２０日から令和８年３月２５日まで
イ～エ（略）

（２）中部地方整備局岐阜国道事務所が管理する道路
ア　雪害対策期間
令和７年１２月１日から令和８年３月３１日まで
イ（略）
ウ　岐阜国道事務所八幡維持出張所管内　氷雪機械配置表
凍結防止剤散布車　３台　※ホイルローダー　１台
除雪トラック　２台　※スノーローダ　２台
除雪グレーダ　２台　※ダンプトラック　１５台
ロータリー除雪車　４台　※中小型トラック　２台
除雪ドーザ　１台　※除雪ドーザ　５台
小型除雪車　４台　※モーターグレーダ　１台
小型除雪機　１台　※は、業者持機械（令和７年度予定）
薬剤積込プラント　３台
注）上記機械等は、一般国道１５６号（延長50.9km）および一般国道１５８号で共用。

エ　雪害対策支部の体制および発令基準
（ア）注意体制
管内において降雪および凍結等により交通障害の起こる恐れが高まった場合
油坂峠道路の白鳥インターから白鳥西インター間を通行止するとき</td><td>第３　交通対策
（略）
１　道路除雪対策
（１）近畿地方整備局福井河川国道事務所が管理する道路
一般国道直轄指定区間の除雪については、近畿地方整備局福井河川国道事務所が策定した「令和８年度雪害対策計画」に基づき、同事務所が実施するものとする。
ア　雪害対策期間
令和８年１１月２０日から令和９年３月２５日まで
イ～エ（略）

（２）中部地方整備局岐阜国道事務所が管理する道路
ア　雪害対策期間
令和８年１２月１日から令和９年３月３１日まで
イ（略）
ウ　岐阜国道事務所八幡維持出張所管内　氷雪機械配置表
凍結防止剤散布車　３台　※ホイルローダー　１台
除雪トラック　２台　※スノーローダ　２台
除雪グレーダ　２台　※ダンプトラック　１５台
ロータリー除雪車　４台　※中小型トラック　２台
除雪ドーザ　１台　※除雪ドーザ　５台
小型除雪車　４台　※モーターグレーダ　１台
小型除雪機　１台　※は、業者持機械（令和８年度予定）
薬剤積込プラント　３台
注）上記機械等は、一般国道１５６号（延長50.9km）および一般国道１５８号で共用。

エ　雪害対策支部の体制および発令基準
（ア）注意体制　管内において、大雪警報が発令された場合
管内において降雪および凍結等により交通障害の起こる恐れが高まった場合
高速道路の降雪等による通行止め予告があった場合
同時通行止め区間において、名神高速における「通</td><td>Ｐ７

<

令和８年度 福井県雪害予防対策実施計画　新旧対照表

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>頁</th></tr>
<tr>
<td>
（イ）警戒体制

管内において積雪、凍結等により交通障害の発生した場合

大雪、暴風雪特別警報が発令された場合

雪害等により災害対策基本法を適用した場合

雪害等により集中除雪を行うため、通行止めを開始した場合

油坂峠道路全線を通行止するとき

（ウ）非常体制　管内において豪雪等により災害または大規模な交通障害が発生した場合

（３）県が管理する道路

一般国道県管理区間および県道の除雪については、県が策定した「令和７年度道路雪対策基本計画」に基づき、県が実施するものとする。

ア　除雪対策本部設置期間

令和７年１１月７日から令和８年３月３１日まで（１４５日間）

イ　除雪実施路線

除雪を実施する主要道路は、次に示す除雪計画路線表のとおりとする。　（単位：km）
<table>
<tr><th>区分
種別</th><th>路線名</th><th>第１種区間</th><th>第２種区間</th><th>第３種区間</th><th>計</th><th>春除雪区間</th><th>合計</th></tr>
<tr><td>一般国道</td><td>１５７号
他　９路線</td><td>476.2</td><td>32.2</td><td>6.7</td><td>515.1</td><td>9.4</td><td>524.5</td></tr>
<tr><td>主要地方道</td><td>福井加賀線
他　３７路線</td><td>408.1</td><td>88.2</td><td>12.6</td><td>508.9</td><td>13.1</td><td>522.0</td></tr>
<tr><td>一般県道</td><td>三国金津線
他１６６路線</td><td>612.0</td><td>151.0</td><td>79.1</td><td>842.1</td><td>10.5</td><td>852.6</td></tr>
<tr><td>計</td><td>２１５路線</td><td>1,496.3</td><td>271.4</td><td>98.4</td><td>1,866.1</td><td>33.0</td><td>1,899.1</td></tr>
</table>
ウ～カ（略）
</td>
<td>
行止め要員の参集基準」を超過した場合

（イ）警戒体制　管内道路の通行止めを開始した場合

管内において積雪、凍結等により交通障害が発生した場合

高速道路で降雪等による通行止めを開始した場合

大雪、暴風雪特別警報が発令された場合

雪害等により災害対策基本法を適用した場合

雪害等により集中除雪を実施する場合

（ウ）非常体制　管内において豪雪等により災害または大規模な交通障害が発生した場合

（３）県が管理する道路

一般国道県管理区間および県道の除雪については、県が策定した「令和８年度道路雪対策基本計画」に基づき、県が実施するものとする。

ア　除雪対策本部設置期間

令和８年１１月７日から令和９年３月３１日まで（１４６日間）

イ　除雪実施路線

除雪を実施する主要道路は、次に示す除雪計画路線表のとおりとする。　（単位：km）
<table>
<tr><th>区分
種別</th><th>路線名</th><th>第１種区間</th><th>第２種区間</th><th>第３種区間</th><th>計</th><th>春除雪区間</th><th>合計</th></tr>
<tr><td>一般国道</td><td>１５７号
他　９路線</td><td>479.2</td><td>32.2</td><td>6.7</td><td>518.1</td><td>9.4</td><td>527.5</td></tr>
<tr><td>主要地方道</td><td>福井加賀線
他　３７路線</td><td>406.4</td><td>88.2</td><td>12.6</td><td>507.2</td><td>13.1</td><td>520.3</td></tr>
<tr><td>一般県道</td><td>三国金津線
他１６６路線</td><td>613.2</td><td>151.3</td><td>79.1</td><td>843.6</td><td>10.5</td><td>854.1</td></tr>
<tr><td>計</td><td>２１５路線</td><td>1,498.8</td><td>271.7</td><td>98.4</td><td>1,868.9</td><td>33.0</td><td>1,901.9</td></tr>
</table>
ウ～カ（略）
</td>
<td>Ｐ１０</td>
</tr>
</table>

令和８年度 福井県雪害予防対策実施計画　新旧対照表

修正前	修正後	頁

修正前

キ　県除雪車保有(配備)状況

事務所名＼機種	除雪トラック	除雪グレーダー	除雪ドーザ	ロータリー除雪車	歩道除雪機械	凍結防止剤散布車	トラクターショベル	その他	計
福井土木事務所	20(2)	8(15)	8(23)	10(4)	**12(16)**	6(3)	(26)		**64(89)**
三国土木事務所	12(2)	3(**5**)	4(**8**)	2(**4**)	7(**4**)	3(1)	(**23**)		31(**47**)
奥越土木事務所	10(14)	4	15(50)	10(22)	7(25)	5	(**23**)		51(134)
丹南土木事務所	9(1)	2(1)	19(5)	11	7(5)	5	(27)		53(39)
丹南土木事務所鯖江丹生土木部	4	1	13(3)	3	7	5	(**17**)		33(**20**)
敦賀土木事務所	9	(2)	8	3	**5(2)**	2	(8)		**27(12)**
小浜土木事務所	10(2)	1(3)	5(3)	4(1)	2(2)	4	(9)		26(20)
計	74(21)	19(**26**)	72(**92**)	43(**31**)	**47(54)**	30(4)	(133)		**285(361)**

ク　交差点除雪の取り組み

車道の除雪を行うことで発生する交差点（四隅を含む）の堆雪について、見通しが悪く危険な交差点を把握し、早期除雪を実施する。（他道路管理者も同様な取り組みに努める）また、渋滞解消や歩行者安全確保のため、県内の主要交差点２２０箇所で重点的に排雪する。

ケ　歩道除雪の充実

小学校 500m以内の通学路にかかる県管理道路の歩道除雪および主要駅（北陸新幹線 各駅、芦原温泉駅、春江駅、福井駅、鯖江駅、武生駅、敦賀駅、小浜駅)周辺 500m以内の歩道除雪を実施する。また、水が溜まり、渡ることが困難な交差点の横断歩道を優先的に排水、排雪を行い、安心して渡れるようにする。さらに、積雪による交差点部の横断の不便さや、バス停留所における乗降の危険性が発生している交差点やバス停にスコップを配置し、通行者や待合者に「みどりのスコップひとかき運動」（１６８箇所設置）の協力を依頼して冬季歩道の交通安全を図る。

また、病院群輪番制参加病院および周産期母子医療センターの歩道除雪を実施する。

コ～シ（略）

ス　融雪装置の整備

豪雪時に機械除雪では支障があった箇所などについて、融雪装置（消雪装置）の重点整備計画を作成し、整備を進める。なお、融雪

修正後

キ　県除雪車保有(配備)状況

事務所名＼機種	除雪トラック	除雪グレーダー	除雪ドーザ	ロータリー除雪車	歩道除雪機械	凍結防止剤散布車	トラクターショベル	その他	計
福井土木事務所	19(3)	8(17)	8(24)	10(4)	10(10)	7(3)	(30)		62(91)
三国土木事務所	12(2)	3(4)	4(8)	2(3)	7(4)	3(1)	(25)		31(47)
奥越土木事務所	10(14)	4	15(50)	10(22)	7(25)	5	(23)		51(134)
丹南土木事務所	9(1)	2(1)	19(5)	11	7(5)	5	(27)		53(39)
丹南土木事務所鯖江丹生土木部	4	1	13(3)	3	7	5	(17)		33(20)
敦賀土木事務所	11	(1)	8	4	5(2)	3	(9)		31(12)
小浜土木事務所	10(2)	1(3)	5(3)	4(1)	2(2)	4	(9)		26(20)
計	75(22)	19(26)	72(93)	44(30)	45(48)	32(4)	(140)		287(363)

ク　交差点除雪の取り組み

車道の除雪を行うことで発生する交差点（四隅を含む）の堆雪について、見通しが悪く危険な交差点を把握し、早期除雪を実施する。（他道路管理者も同様な取り組みに努める）また、渋滞解消や歩行者安全確保のため、県内の主要交差点２２４箇所で重点的に排雪する。

ケ　歩道除雪の充実

小学校 500m以内の通学路にかかる県管理道路の歩道除雪および主要駅（北陸新幹線 各駅、芦原温泉駅、春江駅、福井駅、鯖江駅、武生駅、敦賀駅、小浜駅)周辺 500m以内の歩道除雪を実施する。また、水が溜まり、渡ることが困難な交差点の横断歩道を優先的に排水、排雪を行い、安心して渡れるようにする。さらに、積雪による交差点部の横断の不便さや、バス停留所における乗降の危険性が発生している交差点やバス停にスコップを配置し、通行者や待合者に「みどりのスコップひとかき運動」（１７４箇所設置）の協力を依頼して冬季歩道の交通安全を図る。

また、病院群輪番制参加病院および周産期母子医療センターの歩道除雪を実施する。

コ～シ（略）

ス　融雪装置の整備

豪雪時に機械除雪では支障があった箇所などについて、融雪装置（消雪装置）の重点整備計画を作成し、整備を進める。なお、融雪

頁

Ｐ１２

令和８年度 福井県雪害予防対策実施計画　新旧対照表

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>頁</th></tr>
<tr>
<td>
装置設置区間においても、状況に応じ除雪を実施するものとする。

（融雪装置稼働距離：３７１km）

セ（略）

（４）市町が管理する道路

市町道の除雪については、各市町が策定した除雪に関する計画に基づき、市町が実施するものとする。

なお、県管理道路と接続し、道路ネットワークを形成する市町道については、県の出動基準に合わせて同時除雪する等連携のとれた除雪を実施するものとする。

市町別除雪車保有(配備)状況
<table>
<tr><th>機種
市町名</th><th>除雪
トラック</th><th>除雪
グレーダー</th><th>除雪
ドーザ</th><th>スノー
ローダー</th><th>ロータリー
除雪車</th><th>計</th><th>歩道
除雪車</th></tr>
<tr><td>福井市</td><td>1(1)</td><td>0(10)</td><td>35(25)</td><td>2(409)</td><td>2(2)</td><td>40(447)</td><td>14(19)</td></tr>
<tr><td>敦賀市</td><td>2</td><td>0(6)</td><td>2(2)</td><td>14(154)</td><td>1</td><td>19(162)</td><td>4</td></tr>
<tr><td>小浜市</td><td>4(6)</td><td>1(2)</td><td>0</td><td>3(27)</td><td>0</td><td>8(35)</td><td>2</td></tr>
<tr><td>大野市</td><td>0(2)</td><td>0</td><td>10(94)</td><td>0(96)</td><td>6(29)</td><td>16(221)</td><td>4(16)</td></tr>
<tr><td>勝山市</td><td>0(4)</td><td>0(1)</td><td>10(94)</td><td>2</td><td>2(12)</td><td>14(111)</td><td>2(12)</td></tr>
<tr><td>鯖江市</td><td>0</td><td>0(5)</td><td>0</td><td>11(186)</td><td>1</td><td>12(191)</td><td>4(1)</td></tr>
<tr><td>あわら市</td><td>5(1)</td><td>0(1)</td><td>4(5)</td><td>2(56)</td><td>0(3)</td><td>11(66)</td><td>4</td></tr>
<tr><td>越前市</td><td>0(3)</td><td>1(7)</td><td>12(27)</td><td>11(165)</td><td>2(2)</td><td>24(204)</td><td>3(26)</td></tr>
<tr><td>坂井市</td><td>5</td><td>0(1)</td><td>4</td><td>9(193)</td><td>1(2)</td><td>19(196)</td><td>11</td></tr>
<tr><td>永平寺町</td><td>0</td><td>0</td><td>14(3)</td><td>0(45)</td><td>5</td><td>19(48)</td><td>4</td></tr>
<tr><td>池田町</td><td>0</td><td>0</td><td>7(2)</td><td>1(8)</td><td>4</td><td>12(10)</td><td>0</td></tr>
<tr><td>南越前町</td><td>1</td><td>0</td><td>16(5)</td><td>1(34)</td><td>0(4)</td><td>17(44)</td><td>3</td></tr>
<tr><td>越前町</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>23(3)</td><td>2</td><td>26(3)</td><td>7</td></tr>
<tr><td>美浜町</td><td>0</td><td>0(1)</td><td>2(3)</td><td>3(49)</td><td>0</td><td>5(53)</td><td>6</td></tr>
<tr><td>高浜町</td><td>0(1)</td><td>0</td><td>0</td><td>0(26)</td><td>0</td><td>0(27)</td><td>0(1)</td></tr>
<tr><td>おおい町</td><td>1</td><td>0(2)</td><td>2(1)</td><td>0(41)</td><td>0</td><td>3(44)</td><td>0</td></tr>
<tr><td>若狭町</td><td>2</td><td>0(2)</td><td>6</td><td>3(65)</td><td>0</td><td>11(67)</td><td>1(1)</td></tr>
<tr><td>計</td><td>21(18)</td><td>2(39)</td><td>122(261)</td><td>85(1,557)</td><td>26(54)</td><td>256(1,929)</td><td>69(76)</td></tr>
</table>
（　）は借上げ機械
</td>
<td>
装置設置区間においても、状況に応じ除雪を実施するものとする。

（融雪装置稼働距離：３７３km）

セ（略）

（４）市町が管理する道路

市町道の除雪については、各市町が策定した除雪に関する計画に基づき、市町が実施するものとする。

なお、県管理道路と接続し、道路ネットワークを形成する市町道については、県の出動基準に合わせて同時除雪する等連携のとれた除雪を実施するものとする。

市町別除雪車保有(配備)状況
<table>
<tr><th>機種
市町名</th><th>除雪
トラック</th><th>除雪
グレーダー</th><th>除雪
ドーザ</th><th>スノー
ローダー</th><th>ロータリー
除雪車</th><th>計</th><th>歩道
除雪車</th></tr>
<tr><td>福井市</td><td>1(1)</td><td>0(10)</td><td>37(26)</td><td>1(415)</td><td>2(2)</td><td>41(454)</td><td>16(19)</td></tr>
<tr><td>敦賀市</td><td>2</td><td>0(9)</td><td>2(5)</td><td>13(180)</td><td>1</td><td>18(194)</td><td>4</td></tr>
<tr><td>小浜市</td><td>3(6)</td><td>1(2)</td><td>0(1)</td><td>3(31)</td><td>0</td><td>7(40)</td><td>2</td></tr>
<tr><td>大野市</td><td>0(2)</td><td>0</td><td>10(96)</td><td>0(99)</td><td>6(27)</td><td>16(224)</td><td>4(20)</td></tr>
<tr><td>勝山市</td><td>0(4)</td><td>0(1)</td><td>10(95)</td><td>2</td><td>2(12)</td><td>14(112)</td><td>2(12)</td></tr>
<tr><td>鯖江市</td><td>0</td><td>0(5)</td><td>0</td><td>11(188)</td><td>1</td><td>12(193)</td><td>4(1)</td></tr>
<tr><td>あわら市</td><td>5(1)</td><td>0(1)</td><td>4(5)</td><td>2(56)</td><td>0(3)</td><td>11(66)</td><td>4</td></tr>
<tr><td>越前市</td><td>0(3)</td><td>1(6)</td><td>12(38)</td><td>25(182)</td><td>2(6)</td><td>40(235)</td><td>3(18)</td></tr>
<tr><td>坂井市</td><td>5</td><td>0(4)</td><td>4</td><td>9(188)</td><td>1(2)</td><td>19(194)</td><td>11</td></tr>
<tr><td>永平寺町</td><td>0</td><td>0</td><td>14(3)</td><td>0(45)</td><td>5</td><td>19(48)</td><td>4</td></tr>
<tr><td>池田町</td><td>0</td><td>0</td><td>7(1)</td><td>1(9)</td><td>4</td><td>12(10)</td><td>0</td></tr>
<tr><td>南越前町</td><td>1</td><td>0</td><td>16(5)</td><td>2(37)</td><td>2(0)</td><td>21(42)</td><td>4</td></tr>
<tr><td>越前町</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>24(3)</td><td>2</td><td>26(3)</td><td>7</td></tr>
<tr><td>美浜町</td><td>0</td><td>0(1)</td><td>2(3)</td><td>3(49)</td><td>0</td><td>5(53)</td><td>6</td></tr>
<tr><td>高浜町</td><td>0(1)</td><td>0</td><td>0</td><td>0(26)</td><td>0</td><td>0(27)</td><td>0(1)</td></tr>
<tr><td>おおい町</td><td>1</td><td>0(2)</td><td>2(1)</td><td>0(41)</td><td>0</td><td>3(44)</td><td>0</td></tr>
<tr><td>若狭町</td><td>2</td><td>0(2)</td><td>6</td><td>3(66)</td><td>0</td><td>11(68)</td><td>1(1)</td></tr>
<tr><td>計</td><td>20(18)</td><td>2(43)</td><td>126(279)</td><td>99(1,615)</td><td>28(52)</td><td>275(2,007)</td><td>72(72)</td></tr>
</table>
（　）は借上げ機械
</td>
<td>Ｐ１３</td>
</tr>
</table>

令和８年度 福井県雪害予防対策実施計画　新旧対照表

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>（５）中日本高速道路株式会社が管理する道路
高速自動車国道 E8 北陸自動車道および E27 舞鶴若狭自動車道の除雪については、中日本高速道路株式会社金沢支社が策定した「令和７年度雪氷対策作業要領」に基づき、同支社福井保全・サービスセンターおよび敦賀保全・サービスセンターが実施するものとする。
ア　除雪対策期間
令和７年１１月１５日から令和８年４月１５日まで
イ～ウ（略）
エ　中日本高速道路㈱除雪車保有（配備）状況
【E8 北陸自動車道】
<table><tr><th rowspan="2">配備場所
機種</th><th colspan="4">福井保全・サービスセンター</th><th colspan="3">敦賀保全・サービスセンター</th><th rowspan="2">合　計</th></tr><tr><th>金津基地</th><th>福井基地</th><th>武生基地</th><th>南条ＳＡ</th><th>今庄基地</th><th>敦賀基地</th><th>木之本基地</th></tr><tr><td>散水車</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>9</td></tr><tr><td>湿塩散布車</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td></td><td>2</td><td>3</td><td>2</td><td>１３</td></tr><tr><td>除雪車</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td></td><td>5
※4</td><td>9</td><td>4
※2</td><td>４５
※6</td></tr><tr><td>ロータリー</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>8</td></tr><tr><td>トラクター
ショベル</td><td>※5</td><td>1
※3</td><td>※3</td><td>※5</td><td>※5</td><td>2
※5</td><td>1
※3</td><td>4
※２９</td></tr><tr><td>標識車</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td></td><td>3</td><td>3</td><td>2</td><td>１７</td></tr><tr><td>可搬式標識車</td><td>2
※3</td><td>2</td><td>1
※1</td><td>※3</td><td>※5</td><td>※4</td><td>※4</td><td>5
※２０</td></tr><tr><td>合　計</td><td>２７</td><td>２３</td><td>２２</td><td>8</td><td>２６</td><td>３０</td><td>２０</td><td>１５６</td></tr></table>※は借上げ車両（除雪車は、他支社管内からの期間応援車両）
（金津基地、武生基地の除雪車各一台は散布も可能。）
（過去のスタック車両発生箇所付近にスタック車両救助用の機械およびオペレータを事前配備する。（４箇所））

（略）

（６）西日本高速道路株式会社が管理する道路
高速自動車国道舞鶴若狭道の除雪については、西日本高速道路株式会社関西支社が策定した「令和７年度雪氷対策作業要領」に基づき、同支社福知山高速道路事務所が実施するものとする。</td><td>（５）中日本高速道路株式会社が管理する道路
高速自動車国道 E8 北陸自動車道および E27 舞鶴若狭自動車道の除雪については、中日本高速道路株式会社金沢支社が策定した「令和８年度雪氷対策作業要領」に基づき、同支社福井保全・サービスセンターおよび敦賀保全・サービスセンターが実施するものとする。
ア　除雪対策期間
令和８年１１月１５日から令和９年４月１５日まで
イ～ウ（略）
エ　中日本高速道路㈱除雪車保有（配備）状況
【E8 北陸自動車道】
<table><tr><th rowspan="2">配備場所
機種</th><th colspan="4">福井保全・サービスセンター</th><th colspan="3">敦賀保全・サービスセンター</th><th rowspan="2">合　計</th></tr><tr><th>金津基地</th><th>福井基地</th><th>武生基地</th><th>南条ＳＡ</th><th>今庄基地</th><th>敦賀基地</th><th>木之本基地</th></tr><tr><td>散水車</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>9</td></tr><tr><td>湿塩散布車</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td></td><td>2</td><td>3</td><td>2</td><td>１３</td></tr><tr><td>除雪車</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td></td><td>9
（削除）</td><td>9</td><td>6
（削除）</td><td>５１
（削除）</td></tr><tr><td>ロータリー</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>8</td></tr><tr><td>トラクター
ショベル</td><td>※5</td><td>1
※3</td><td>※3</td><td>※5</td><td>※5</td><td>2
※5</td><td>1
※3</td><td>4
※２９</td></tr><tr><td>標識車</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td></td><td>3</td><td>3</td><td>2</td><td>１７</td></tr><tr><td>可搬式標識車</td><td>2
※3</td><td>2</td><td>1
※1</td><td>※3</td><td>※5</td><td>※4</td><td>※4</td><td>5
※２０</td></tr><tr><td>合　計</td><td>２７</td><td>２３</td><td>２２</td><td>8</td><td>２６</td><td>３０</td><td>２０</td><td>１５６</td></tr></table>※は借上げ車両（削除）
（金津基地、武生基地の除雪車各一台は散布も可能。）
（過去のスタック車両発生箇所付近にスタック車両救助用の機械およびオペレータを事前配備する。（４箇所））

（略）

（６）西日本高速道路株式会社が管理する道路
高速自動車国道舞鶴若狭道の除雪については、西日本高速道路株式会社関西支社が策定した「令和８年度雪氷対策作業要領」に基づき、同支社福知山高速道路事務所が実施するものとする。</td><td>Ｐ１４

Ｐ１５</td></tr>
</table>

令和８年度 福井県雪害予防対策実施計画　新旧対照表

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>
ア　除雪対策期間

令和７年１１月２０日から令和８年４月５日まで

イ～ウ（略）

エ　西日本高速道路㈱除雪等機械の配置状況
<table>
<tr><th>機種＼配備場所</th><th>丹南基地</th><th>福知山基地</th><th>舞鶴西基地</th><th>舞鶴東基地</th><th>大飯高浜基地</th><th>計</th></tr>
<tr><td>散水車</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td>3</td></tr>
<tr><td>湿塩散布車(除雪機能付き)</td><td>3</td><td>7</td><td>3</td><td></td><td>4</td><td>１７</td></tr>
<tr><td>除雪車（散水機能付き）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td></tr>
<tr><td>除雪車</td><td>2</td><td>3</td><td>2</td><td></td><td>3</td><td>１０</td></tr>
<tr><td>ロータリー車</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td></tr>
<tr><td>大型トラクターショベル</td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>7</td></tr>
<tr><td>合　　計</td><td>6</td><td>１３</td><td>8</td><td>2</td><td>１１</td><td>４０</td></tr>
</table>
（７）（略）

２～５（略）

第４　情報の収集、連絡および提供体制の確立

１（略）

２　県の措置

（１）～（３）（略）

（４）道路状況については、道路情報板、除雪案内板等により一般通行車両に速やかに提供するものとする。

　県内２１３箇所の道路状況画像および３８箇所の路中温度（舗装面下）ならびに県内４０箇所の積雪量および気温については、「みち情報ネットふくい」により、インターネットで一般住民等に提供するとともに、近畿地方整備局、中日本高速道路㈱、近隣県等のホームページとリンクさせ、広く利用者の利便性を図るものとする。さらに、「みち情報ネットふくい」上で最重点除雪路線や消雪区間を表示するとともに、県民に除雪状況を分かりやすく提供する。
</td><td>
ア　除雪対策期間

令和８年１１月２０日から令和９年４月５日まで

イ～ウ（略）

エ　西日本高速道路㈱除雪等機械の配置状況
<table>
<tr><th>機種＼配備場所</th><th>丹南基地</th><th>福知山基地</th><th>舞鶴西基地</th><th>舞鶴東基地</th><th>大飯高浜基地</th><th>小浜基地</th><th>計</th></tr>
<tr><td>散水車</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>3</td></tr>
<tr><td>湿塩散布車(除雪機能付き)</td><td>3</td><td>7</td><td>3</td><td></td><td>4</td><td></td><td>１７</td></tr>
<tr><td>除雪車（散水機能付き）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td>1</td></tr>
<tr><td>除雪車</td><td>2</td><td>3</td><td>2</td><td></td><td>3</td><td></td><td>１０</td></tr>
<tr><td>ロータリー車</td><td></td><td></td><td>2</td><td></td><td>2</td><td></td><td>4</td></tr>
<tr><td>大型トラクターショベル</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td></td><td>6</td></tr>
<tr><td>小型トラクターショベル</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td>3</td></tr>
<tr><td>合　　計</td><td>6</td><td>１２</td><td>１０</td><td>3</td><td>１２</td><td>1</td><td>４４</td></tr>
</table>
（７）（略）

２～５（略）

第４　情報の収集、連絡および提供体制の確立

１（略）

２　県の措置

（１）～（３）（略）

（４）道路状況については、道路情報板、除雪案内板等により一般通行車両に速やかに提供するものとする。

　県内２１４箇所の道路状況画像および３８箇所の路中温度（舗装面下）ならびに県内３７箇所の積雪量および気温については、「みち情報ネットふくい」により、インターネットで一般住民等に提供するとともに、近畿地方整備局、中日本高速道路㈱、近隣県等のホームページとリンクさせ、広く利用者の利便性を図るものとする。さらに、「みち情報ネットふくい」上で最重点除雪路線や消雪区間を表示するとともに、県民に除雪状況を分かりやすく提供する。
</td><td>Ｐ２５

Ｐ２７</td></tr>
</table>

令和８年度 福井県雪害予防対策実施計画　新旧対照表

修正前	修正後	頁
（５）～（１１）（略） ３～４（略） ５　ＪＲ西日本金沢支社の措置 （略） （１）雪害時における列車の運行状況、輸送手配等 ①（略） ②旅客情報⇒運輸課長 旅客列車の遅延、特発、う回輸送状況等について駅及び列車乗務員を通じて列車内の旅客及び待合室の旅客公衆に連絡するもので運輸課長が発表する。 （２）（略） ６～８（略） 第５～第１２（略）	（５）～（１１）（略） ３～４（略） ５　ＪＲ西日本金沢支社の措置 （略） （１）雪害時における列車の運行状況、輸送手配等 ①（略） ②旅客情報⇒指令所長 旅客列車の遅延、特発、う回輸送状況等について駅及び列車乗務員を通じて列車内の旅客及び待合室の旅客公衆に連絡するもので指令所長が発表する。 （２）（略） ６～８（略） 第５～１２（略）	Ｐ３１

令和８年度 福井県雪害予防対策実施計画　新旧対照表

修正前	修正後	頁

修正前

第１３　なだれ防止対策

１　道路のなだれ防止施設等

（１）（略）

（２）県防雪工事整備状況　（単位：m）

市町	既整備箇所および延長						備考
	スノーシェッド		スノーシェルター		なだれ柵		
	箇所	延長	箇所	延長	箇所	延長	
福井市	3	226.1	3	162.5	17	1,196.4	
小浜市	1	135.0	－	－	－	－	
大野市	53	5,369.7	6	632.9	47	8,765.6	
勝山市	12	1,125.1	1	10.0	16	2,262.6	
鯖江市	－	－	0	0	－	－	
越前市	14	575.3	2	102.0	10	726.0	
坂井市	5	712.6	－	－	3	375.3	
永平寺町	－	－	－	－	2	344.0	
池田町	7	626.0	1	111.0	14	632.6	
南越前町	2	173.2	－	－	16	1,077.5	
越前町	－	－	－	－	12	1,267.0	
おおい町	3	260.0	－	－	6	678.0	
計	100	9,203.0	13	1,018.4	143	17,325.0	

（令和７年３月末現在）

修正後

第１３　なだれ防止対策

１　道路のなだれ防止施設等

（１）（略）

（２）県防雪工事整備状況　（単位：m）

市町	既整備箇所および延長						備考
	スノーシェッド		スノーシェルター		なだれ柵		
	箇所	延長	箇所	延長	箇所	延長	
福井市	3	226.1	3	162.5	17	1,196.4	
小浜市	1	135.0	－	－	－	－	
大野市	53	5,369.7	6	632.9	47	8,765.6	
勝山市	12	1,125.1	1	10.0	16	2,262.6	
鯖江市	－	－	0	0	－	－	
越前市	14	575.3	2	102.0	10	726.0	
坂井市	5	712.6	－	－	3	375.3	
永平寺町	－	－	－	－	2	344.0	
池田町	7	626.0	1	111.0	14	632.6	
南越前町	2	173.2	－	－	16	1,077.5	
越前町	－	－	－	－	12	1,267.0	
おおい町	3	260.0	－	－	6	678.0	
計	100	9,203.0	13	1,018.4	143	17,325.0	

（令和８年３月末現在）

P３９

令和８年度 福井県雪害予防対策実施計画　新旧対照表

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>頁</th></tr>
<tr>
<td>
２　なだれ防止林の造成

（略）

なだれ防止林造成状況（令和７年９月現在）

（単位：ｈａ）
<table>
<tr><th rowspan="2">市町</th><th colspan="2">昭和 49 年～令和 5 年実績</th><th colspan="2">令和 6 年実績</th></tr>
<tr><th>箇所</th><th>面積</th><th>箇所</th><th>面積</th></tr>
<tr><td>福 井 市</td><td>68</td><td>33.69</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>大 野 市</td><td>150</td><td>30.29</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>勝 山 市</td><td>49</td><td>17.86</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>鯖 江 市</td><td>1</td><td>0.01</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>あわら市</td><td>3</td><td>1.77</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>越 前 市</td><td>10</td><td>1.58</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>永平寺町</td><td>13</td><td>8.51</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>池 田 町</td><td>23</td><td>7.21</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>南越前町</td><td>46</td><td>17.73</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>計</td><td>363</td><td>118.65</td><td></td><td></td></tr>
</table>
３～４（略）

第１４～第１７（略）
</td>
<td>
２　なだれ防止林の造成

（略）

なだれ防止林造成状況（令和 8 年９月現在）

（単位：ｈａ）
<table>
<tr><th rowspan="2">市町</th><th colspan="2">昭和 49 年～令和 6 年実績</th><th colspan="2">令和 7 年実績</th></tr>
<tr><th>箇所</th><th>面積</th><th>箇所</th><th>面積</th></tr>
<tr><td>福 井 市</td><td>68</td><td>33.69</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>大 野 市</td><td>150</td><td>30.29</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>勝 山 市</td><td>49</td><td>17.86</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>鯖 江 市</td><td>1</td><td>0.01</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>あわら市</td><td>3</td><td>1.77</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>越 前 市</td><td>10</td><td>1.58</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>永平寺町</td><td>13</td><td>8.51</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>池 田 町</td><td>23</td><td>7.21</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>南越前町</td><td>46</td><td>17.73</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>計</td><td>363</td><td>118.65</td><td></td><td></td></tr>
</table>
３～４（略）

第１４～第１７（略）
</td>
<td>Ｐ４０</td>
</tr>
</table>

令和８年度 福井県雪害予防対策実施計画　新旧対照表

修正前	修正後	頁
第１８　住民協力体制の確立 １　住民等の協力を得るための啓発の推進 （略） 「県民の皆さまへ」 （令和７年度福井県雪害予防対策協議会） 平成１８年豪雪、平成２３年１月の大雪、平成３０年豪雪および令和３年大雪では、屋根の雪下ろし作業中の転落や、除雪作業に伴う体調不良など、多くの死亡・重傷事故が発生しました。 県民の皆さまにおかれましては、降雪期を迎え、健康や安全に十分注意していただき、次のことについて、一人ひとりの御協力をお願いします。 ○気象情報等に十分注意し、大雪警報等が発表された場合には、なるべく外出を控えましょう。 ○除雪作業の際、特に高齢者の皆さんは、健康管理やケガに十分注意しましょう。 外出時のお願い ○出かける場合はマイカーを控え、公共交通機関を利用しましょう。 ○降積雪時には必ずスノータイヤやチェーンを装着しましょう。 ○路上駐車は除雪の妨げになりますので、絶対にやめましょう。 ○除雪作業中の車両には、十分注意して通行しましょう。 ○大雪などで車内にとどまる時は、排気ガスが車内に流れ込み、一酸化炭素中毒となるおそれがあるため、可能な限りエンジンを切るか、マフラーを雪でふさがないよう、こまめに除雪しましょう。 除雪時のお願い ○一斉屋根雪おろしなど地域ぐるみで除雪をしましょう。 ○一人暮らし老人宅などの除雪等、ボランティア活動に参加しましょう。 ○生活道路、歩道、バス停付近や消火栓、防火水槽、用水路付近の除排雪に協力しましょう。 ○道路への雪の投げ捨てはやめましょう。 ○水道水を融雪に使わないようにしましょう。 ○屋根雪おろし作業中の転落や小型除雪機械による事故に十分注意しましょう。 その他 ○倒木などにより切断された電線には絶対にさわらないようにしましょう。 ○食料品や日用品を備蓄しておきましょう。 ○マイカーの燃料を満タンにしておきましょう。 ○各家庭で耐寒用品などを含めた非常持ち出し品を準備しましょう。 第１９～第２１（略）	第１８　住民協力体制の確立 １　住民等の協力を得るための啓発の推進 （略） 「県民の皆さまへ」 （令和８年度福井県雪害予防対策協議会） 平成１８年豪雪、平成２３年１月の大雪、平成３０年豪雪および令和３年大雪では、屋根の雪下ろし作業中の転落や、除雪作業に伴う体調不良など、多くの死亡・重傷事故が発生しました。 県民の皆さまにおかれましては、降雪期を迎え、健康や安全に十分注意していただき、次のことについて、一人ひとりの御協力をお願いします。 ○気象情報等に十分注意し、大雪警報等が発表された場合には、なるべく外出を控えましょう。 ○除雪作業の際、特に高齢者の皆さんは、健康管理やケガに十分注意しましょう。 外出時のお願い ○出かける場合はマイカーを控え、公共交通機関を利用しましょう。 ○降積雪時には必ずスノータイヤやチェーンを装着しましょう。 ○路上駐車は除雪の妨げになりますので、絶対にやめましょう。 ○除雪作業中の車両には、十分注意して通行しましょう。 ○大雪などで車内にとどまる時は、排気ガスが車内に流れ込み、一酸化炭素中毒となるおそれがあるため、可能な限りエンジンを切るか、マフラーを雪でふさがないよう、こまめに除雪しましょう。 除雪時のお願い ○一斉屋根雪おろしなど地域ぐるみで除雪をしましょう。 ○一人暮らし老人宅などの除雪等、ボランティア活動に参加しましょう。 ○生活道路、歩道、バス停付近や消火栓、防火水槽、用水路付近の除排雪に協力しましょう。 ○道路への雪の投げ捨てはやめましょう。 ○水道水を融雪に使わないようにしましょう。 ○屋根雪おろし作業中の転落や小型除雪機械による事故に十分注意しましょう。 その他 ○倒木などにより切断された電線には絶対にさわらないようにしましょう。 ○食料品や日用品を備蓄しておきましょう。 ○マイカーの燃料を満タンにしておきましょう。 ○各家庭で耐寒用品などを含めた非常持ち出し品を準備しましょう。 第１９～第２１（略）	Ｐ４４

資料２－３

令　和　8　年　度

福井県雪害予防対策実施計画

福井県雪害予防対策協議会

目　　次

第１　計　画　の　目　的 …… １

第２　気　象　業　務　対　策 …… １

第３　交　通　対　策 …… ７

第４　情報の収集、連絡および提供体制の確立 ……２５

第５　通　信　対　策 ……３２

第６　電　力　供　給　対　策 ……３３

第７　農　林　水　産　業　対　策 ……３４

第８　文　教　対　策 ……３５

第９　保　健　衛　生　対　策 ……３６

第１０　社　会　福　祉　対　策 ……３６

第１１　住　宅　対　策 ……３７

第１２　消　防　対　策 ……３８

第１３　な　だ　れ　防　止　対　策 ……３９

第１４　食料および物資の確保対策 ……４１

第１５　緊　急　物　資　輸　送　対　策 ……４２

第１６　孤　立　予　防　対　策 ……４２

第１７　震　災　対　策 ……４３

第１８　住　民　協　力　体　制　の　確　立 ……４４

第１９　要　配　慮　者　対　策　の　確　立 ……４５

第２０　雪に関する調査研究体制の確立 ……４５

第２１　庁　内　体　制　の　確　立 ……４６

第１　計画の目的

この計画は、福井県地域防災計画（雪害対策編）第２章第８節「「福井県雪害予防対策実施計画」の作成」に基づき、各関係機関が連携し、雪害予防に関する具体的かつ計画的な対策を樹立し、その実施を推進するとともに、県民に対して雪害予防意識の啓発を実施することにより、県民の日常生活および社会経済活動の安定に寄与することを目的とする。

第２　気象業務対策

この気象業務対策の用語は、降雪量および積雪量で統一するものとする。
降雪量(降雪の深さ):ある時間内に地上に降り積もった雪・あられの深さ
積雪量(積雪の深さ):自然に積もっている雪・あられの深さ。期間の最大値を最深積雪という。

１　降雪量・積雪量観測および資料収集

（１）気象官署、特別地域気象観測所

福井地方気象台および敦賀特別地域気象観測所においては、毎正時に積雪計により積雪量および降雪量を自動観測するものとする。

（２）地域気象観測所（５ヶ所）

有線ロボット積雪深計により積雪量および降雪量の自動観測を行い、福井地方気象台において毎正時観測値の収集を行うものとする。

冬期における観測所一覧

観測所名	種　　類	所　　在　　地		備　　考
福　井	気象官署	福井市豊島	福井地方気象台	降雪量、積雪量
敦　賀	特別地域気象観測所	敦賀市松栄町	敦賀合同庁舎	降雪量、積雪量
九頭竜	地域気象観測所	大野市貝皿		降雪量、積雪量
大　野		大野市 93 字蛇塚四		
今　庄		南条郡南越前町今庄		
小　浜		小浜市遠敷		
武　生		越前市村国		

累年と令和８年寒候期の最深積雪（注１）

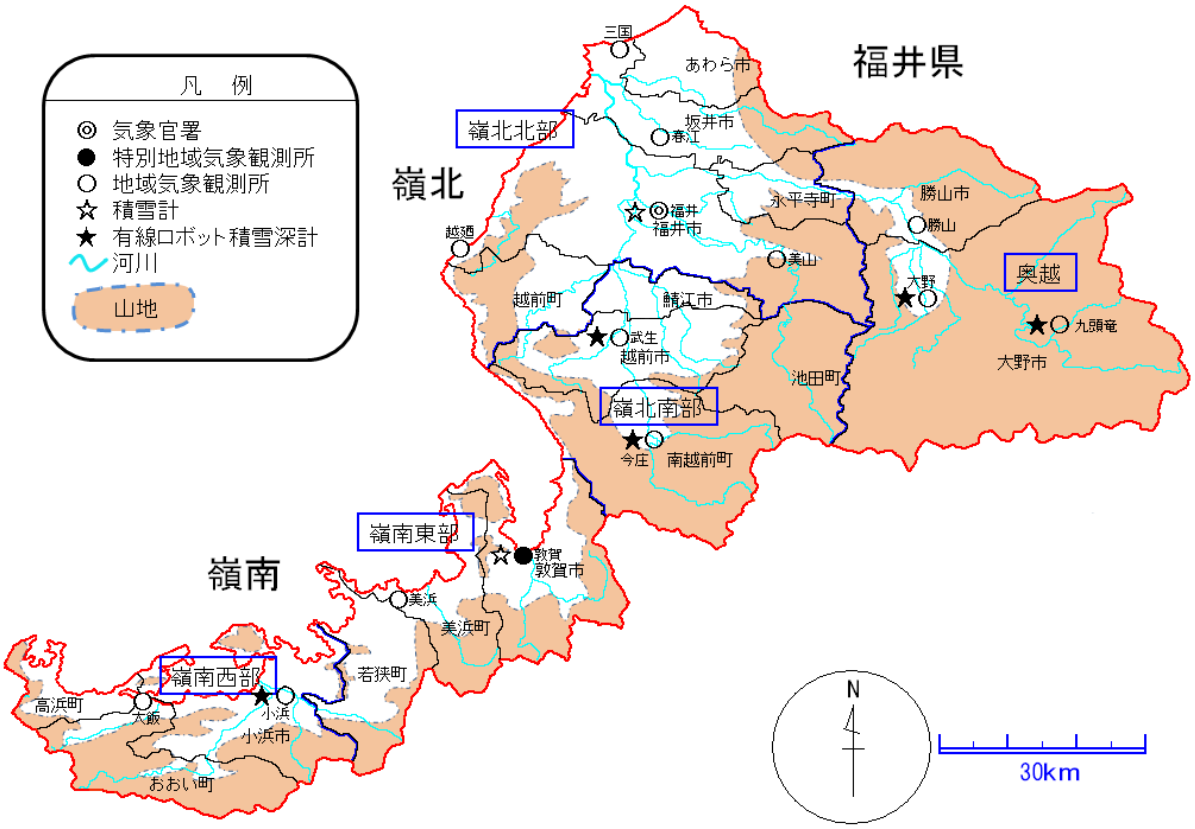
観測所名	累年の最大			令和８年寒候期最深積雪	
	積雪量	起日	統計開始年等		
福井	２１３cm	昭和 38 年 1 月 31 日	1897～	５６cm	1 月 25 日
敦賀	１９６cm	昭和 56 年 1 月 15 日	1897～	６５cm	1 月 23 日
三国	１２８cm	昭和 38 年 1 月 27 日	1909～2002	－（注２）	－（注２）
勝山	３２５cm	昭和 38 年 1 月 31 日	1913～2002	－（注２）	－（注２）
大野	２６２cm	昭和 56 年 1 月 15 日	1980～	１０８cm	1 月 25 日
九頭竜	３０１cm	平成 30 年 2 月 13 日	1982～	１４２cm	1 月 25 日
武生	１３０cm	平成 30 年 2 月 13 日	1989～	５０cm	2 月 9 日
今庄	２４４cm	平成 23 年 1 月 31 日	1980～	１０２cm	2 月 2 日
小浜	１３５cm	昭和 59 年 2 月 9 日	1980～	３２cm	1 月 22 日

注１　令和８年寒候期の最深積雪とは、令和７年１１月から令和８年４月までの観測値である。
　２　勝山と三国は、平成１５年寒候期から常時観測を廃止した。

初積雪の起日

観測所名	令和６年寒候期	令和７年寒候期	令和８年寒候期
福　井	令和 5 年 12 月 21 日	令和 6 年 12 月 15 日	令和 7 年 12 月 26 日

福井県の観測所配置図



２　降雪量予報の発表（参考資料）

（１）地域別降雪量予報

ア　実施期間　　令和８年１２月１日～令和９年３月３１日
（降雪が予想される場合は期間外も発表）

イ　発表時刻　　０６時および１６時

ウ　予報期間

（ア）０６時発表

区域別　　当日０６時～当日１８時までの１２時間

区域別　　当日１８時～翌日０６時までの１２時間

（イ）１６時発表

区域別　　当日１８時～翌日０６時までの１２時間

区域別　　翌日０６時～翌日１８時までの１２時間

エ　対象地域　　９地域（嶺北北部（平地・山地）、嶺北南部（平地・山地）、奥越、嶺南東部（平地・山地）、嶺南西部（平地・山地））

（２）降雪量分布予報

ア　実施期間　　通年

イ　発表時刻　　０５時、１１時および１７時

ウ　予報期間　　３時間降雪量分布を翌日２４時まで

エ　予報形式　　５㎞格子の分布予報

オ　予報表現　　格子内の平均３時間降雪量を、「降雪量なし」、「１～２㎝」、「３～５㎝」および「６㎝以上」の４階級で表示

カ　対象地域　　全国

３　予報、特別警報、警報、注意報、情報等の発表

予報、特別警報、警報、注意報、情報等の発表期日等は、次のとおりであり、気象台はスーパーコンピュータによる予想資料などを用いて、予報の精度向上に努めるものとする。また、情報等は常に最新のものを利用するものとする。

（１）天気予報の種類

種　類		内　容	発表の日時
今日、明日、明後日の予報		嶺北・嶺南に細分し、天気、風、波の高さ、最高気温、最低気温および降水確率の予報	毎日３回（５、11、17 時。修正は随時。）
分　布　予　報		5 ㎞四方ごとの全国の３時間ごとの天気、降水量、気温、最高気温、最低気温、降雪量を分布図の形で翌日の 24 時まで予報（降雪量分布予報は「２　降雪量予報の発表」を参照）	毎日３回（５、11、17 時）
時　系　列　予　報		嶺北・嶺南それぞれ３時間ごとの、代表的な風向・風速と卓越する天気、および福井と敦賀の３時間ごとの気温と最高気温、最低気温を翌日の 24 時まで予報	毎日３回（５、11、17 時）
週　間　天　気　予　報		向こう７日間の天気、降水確率、最高気温、最低気温、信頼度等の予報	毎日２回（11、17 時）
季節予報	１か月予報	１か月平均気温、第１週・第２週・第３～４週の平均気温、１か月合計降水量、１か月合計日照時間、１か月合計降雪量（冬季のみ）の階級別出現確率	毎週木曜日 14 時 30 分
	３か月予報	３か月平均気温、３か月合計降水量、月ごとの平均気温、合計降水量、３か月合計降雪量（冬季のみ）の階級別出現確率	原則として毎月 25 日 14 時（注）
	暖候期予報	夏（6～8 月）の平均気温、合計降水量、梅雨時期（6～7 月）の合計降水量の階級別出現確率	原則として２月 25 日 14 時（注）
	寒候期予報	冬（12～2 月）の平均気温、合計降水量、合計降雪量の階級別出現確率	原則として９月 25 日 14 時（注）

	早期天候情報	6 日先から 14 日先までの期間で、5 日間平均気温が「かなり高い」「かなり低い」となる確率が 30%以上、または 5 日間降雪量が「かなり多い」となる確率が 30%以上と見込まれる場合に情報を発表	毎週月曜日（祝日などの場合は火曜日）と木曜日の 14 時 30 分ごろ

注　原則として発表日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、原則の発表日以前の祝日でない月曜日から金曜日のうち、原則の発表日に最も近い日に行う。

（2）注意報

冬期間の雪に関する注意報は、大雪注意報、風雪注意報、なだれ注意報、融雪注意報および着雪注意報であり、大雪、風雪、なだれ、融雪、着雪によって災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

（3）警報

冬期間の雪に関する警報は、大雪警報および暴風雪警報であり、大雪および暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。

（4）特別警報

冬期間の雪に関する特別警報は、大雪特別警報と暴風雪特別警報であり、大雪および暴風雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。

（5）大雪警報・注意報基準

細分区域名			大雪警報基準	大雪注意報基準
一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域名	１２時間降雪の深さ	１２時間降雪の深さ
嶺　北	嶺北北部	福井市	平地：３０cm 山地：３５cm	平地：１５cm 山地：２０cm
		あわら市		
		坂井市		
		永平寺町		
		越前町		
	嶺北南部	鯖江市	平地：３０cm 山地：４０cm	平地：１５cm 山地：２０cm
		越前市		
		池田町		
		南越前町		
	奥　越	大野市	４５cm	２５cm
		勝山市		
嶺　南	嶺南東部	敦賀市	平地：３０cm 山地：３５cm	平地：１５cm 山地：２０cm
		美浜町		
		若狭町		
	嶺南西部	小浜市	平地：３０cm 山地：３５cm	平地：１５cm 山地：２０cm
		高浜町		
		おおい町		

（6）暴風雪警報・風雪注意報基準

細分区域名			暴風雪警報	風雪注意報
一次細分区域	市町をまとめた地域	二次細分区域名	平均風速	平均風速
嶺　北	嶺北北部	福井市	陸上２０m/ｓ， 海上２５m/ｓ 雪を伴う	陸上１２m/ｓ， 海上１５m/ｓ 雪を伴う
		あわら市		
		坂井市		
		永平寺町		
		越前町		
	嶺北南部	鯖江市		
		越前市		
		池田町		
		南越前町		
	奥　越	大野市	２０m/ｓ 雪を伴う	１２m/ｓ 雪を伴う
		勝山市		
嶺　南	嶺南東部	敦賀市	陸上２０m/ｓ， 海上２５m/ｓ 雪を伴う	陸上１２m/ｓ， 海上１５m/ｓ 雪を伴う
		美浜町		
		若狭町		
	嶺南西部	小浜市		
		高浜町		
		おおい町		

（7）大雪および暴風雪特別警報発表基準

現象の種類	基準
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

（8）気象解説情報、気象防災速報

気象の予報等について、特別警報、警報、注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報、警報、注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

〈大雪に関する気象情報〉

・一層の警戒を呼びかける福井県気象解説情報（大雪）

（目安）警戒積雪深、アメダス今庄と九頭竜の５年に１度程度の積雪深を超過し、その後も大雪警報基準を超える降雪が続くと予想される時に「厳重警戒」というキーワードを使って発表。

・短時間の大雪に一層の警戒を呼び掛ける福井県気象防災速報（短時間大雪）

（目安）６時間（警報基準期間の半分の時間）で既に多くの降雪があり、今後の降雪により警報基準の概ね１．２倍の降雪量になると予想されるときに発表。

・警戒積雪深

地点 要素	福井	武生	大野	敦賀	小浜
警戒積雪深	90 cm (4) ※	90 cm (4) ※	150 cm (3) ※	80 cm (1) ※	60 cm (3) ※
50 年に 1 度の積雪深	163 cm	118cm	238 cm	149 cm	96cm
最深積雪（極値）	213 cm	130 cm	262 cm	196 cm	135 cm

・アメダス観測所の 5 年に 1 度程度の積雪深

要素＼地点	今庄	九頭竜
5 年に 1 度の積雪深	160 cm (4) ※	230 cm (4) ※
50 年に 1 度の積雪深	245 cm	329 cm
最深積雪（極値）	244 cm	301 cm

※括弧内の数字は最近の 20 年のうちに警戒積雪深または 5 年に 1 度程度の積雪深を超えた回数。

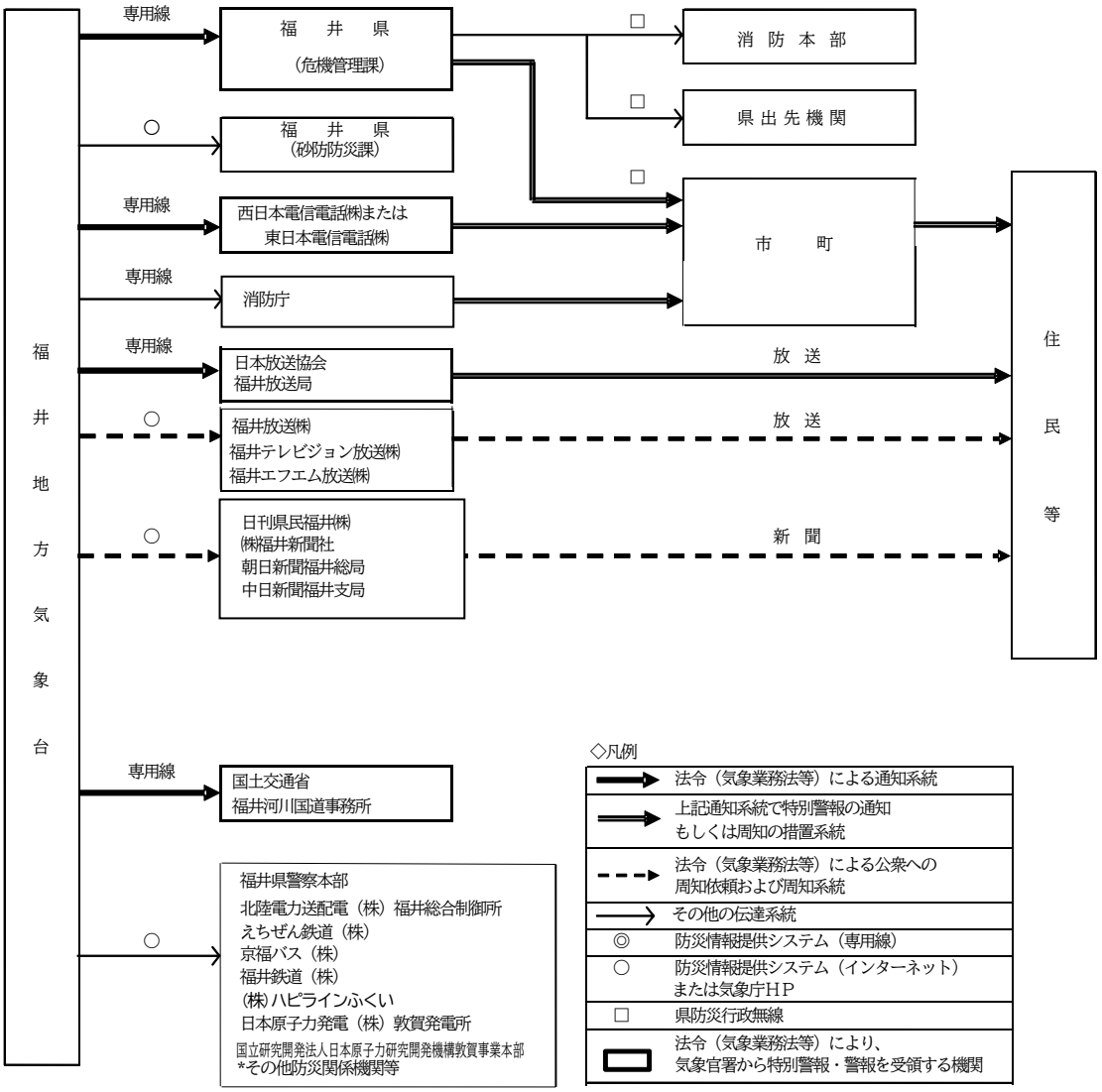
（9）特別警報、警報、注意報の発表区域

特別警報、警報、注意報の発表に際しては、市町ごとに発表するものとする。

（１０）特別警報、警報、注意報の伝達系統

福井地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報等の伝達先および伝達系統は、次の図のとおりである。

伝達を受けた県は、防災行政無線により市町およびあらかじめ定められた機関に伝達するものとする。



第３　交通対策

国、県、市町、中日本高速道路㈱および西日本高速道路㈱の道路管理者、西日本旅客鉄道㈱金沢支社（以下「ＪＲ西日本金沢支社」という。）、地方鉄道事業者ならびに一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「バス事業者」という。）は、冬期間の交通を確保するため、施設、設備等の整備を推進するとともに、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下に有効かつ適切な除雪、凍結防止等の対策を行うものとする。

また、令和３年１月大雪において、国道８号、高速道路北陸自動車道、高規格幹線道路中部縦貫自動車道が通行止めとなり、北陸自動車道で約１，６００台の車両滞留が発生したことを踏まえ、それぞれの道路管理者は、大規模な車両滞留を徹底的に回避する対策に加え、県内の社会経済活動等への影響を最小限にとどめるための取組を進めることとする。

加えて、短期間の集中的な降雪が見込まれる場合に、計画的・予防的通行止めを行う場合であっても、一車線の先行除雪、優先除雪路線の早期解放等により道路ネットワーク機能を早期に回復するための最大限の取組を行うものとする。

各道路管理者は、待機の有無、除雪の開始・終了等の相互連絡を緊密にし、連携のとれた道路網の除雪作業を行うとともに、一斉除雪に努めるものとする。加えて、道路毎に備蓄拠点を分散して設置し、資機材や支援物資を配備し、その情報を共有することとする。

なお、各道路管理者は、著しい降雪などに伴い除雪費用が増大する場合は、国へ財政支援を要望するなど除雪費用の確保に努めるものとする。

１　道路除雪対策

（１）近畿地方整備局福井河川国道事務所が管理する道路

一般国道直轄指定区間の除雪については、近畿地方整備局福井河川国道事務所が策定した「令和８年度雪害対策計画」に基づき、同事務所が実施するものとする。

ア　雪害対策期間

令和８年１１月２０日から令和９年３月２５日まで

イ　雪害対策区間　（単位：km）

作業班	工区	号線	基地	終　点　地　名	延　長	計
福井	1	8	熊坂	あわら市牛ノ谷（県境）～坂井市丸岡町羽崎	17.3	62.8
	2	8	渕上	坂井市丸岡町羽崎～福井市大土呂	13.1	
	3	8	鯖江	福井市大土呂～越前市塚原	17.6	
	4	8	大良	越前市塚原～南条郡南越前町大谷(敦賀トンネル北口)	14.8	
敦賀	5	8	杉津	南条郡南越前町大谷(敦賀トンネル北口)～敦賀市岡山 [敦賀 BP ： 田結～坂ノ下]	18.2 [5.0]	60.8 [7.7]
	6	8	新道	敦賀市岡山～敦賀市新道（県境） [敦賀 BP ： 坂ノ下～小河口]	13.0 [2.7]	
	7	8	金山	敦賀市田結～敦賀市岡山	5.4	
		27	金山	敦賀市岡山～三方郡美浜町気山	15.8	
	10	161	山中	敦賀市疋田～敦賀市山中（県境）	8.4	
嶺南	8	27	倉見	三方上中郡若狭町気山～小浜市遠敷	24.9	55.2
	9	27	高浜	小浜市遠敷～大飯郡高浜町六路谷（県境）	30.3	
嶺北	11	158	永平寺	福井市重立町～吉田郡永平寺町牧福島	10.0	45.3
	12	158	勝山	吉田郡永平寺町牧福島～大野市下唯野	21.3	
	13	158	九頭竜	大野市下唯野～大野市貝皿	14.0	
					計	224.1 [7.7]

※[　]はバイパス(ダブル区間)の延長を示す。延長はバイパス(ダブル区間)を含む。

※舞鶴若狭自動車道の取り付け道路について、若狭美浜ＩＣを７工区、若狭三方ＩＣを８工区において除雪作業を行うものとする。

【予防的通行規制区間】

予防的通行規制区間	距離	福井河川国道事務所が主体的に規制する区間	隣接事務所からの応援要請区間
国道 8 号 あわら市牛ノ谷～丸岡町羽崎	17.2 km	○	○
国道 8 号 越前市塚原～敦賀市岡山	33.4 km	○	
国道 8 号 敦賀市岡山～長浜市西浅井町塩津	20.4 km	○	○
国号 161 号 敦賀市疋田～高島市マキノ町野口	12.8 km	○	○
国道 27 号 三方上中郡若狭町気山～小浜市木崎	25.5 km	○	
国道 27 号 大飯郡高浜町六路谷～舞鶴市北田辺	16.3 km		○
国道 158 号 福井北 JCT・IC～九頭竜 IC	45.3 km	○	

【冬用タイヤチェック、大型チェーン指導実施箇所】

■国道 8 号　熊坂除雪基地、上安田チェーン着脱場、白崎チェーン着脱場、赤崎チェーン着脱場

■国道 27 号　三宅簡易パーキング、倉見除雪基地

【チェーン規制区間】

熊坂除雪基地―笹岡チェーン着脱場（福井 BP4 車化用地）間

ウ　除雪作業基準

工種	実施内容	出動基準	施工法	使用機械
新雪除雪	新雪は、昼夜の別なく早期に高速除雪を行い、常時交通を確保する。	新積雪５ｃｍ程度となったとき。 あるいは今後の降雪予測により除雪が必要とされるとき。	高速除雪車により　5～25km／ｈの速度で走行除雪し、路面に積雪のおそれがなくなるまで反復作業を行う。	・除雪トラック ・グレーダー
拡幅除雪	道路の両側に排雪してできた雪堤又は吹溜まり等に対し幅員の確保と今後の降雪に備えて路側の拡幅除雪を行う。	雪堤高 40cm 以上となり交通に支障をきたすおそれのあるとき。 今後の降雪により事前拡幅が必要とされるとき。	高速又は低速除雪車で1.5～15km／ｈの速度で積雪を路肩外に排雪する。	・除雪トラック ・グレーダー ・ロータリー除雪車 ・トラクターショベル
運搬除雪	沿道の状況等から拡幅除雪ができない場合は、必要に応じ運搬排雪を行う。 ・市街地等人家連担地 ・両側切土法面 ・トンネル出入口付近 ・交差点等	雪堤高 100cm 以上となり、なお降雪が予想されるとき。 今後の降雪により運搬排雪が必要とされるとき。	ショベルあるいはロータリー系機械によりダンプトラックに積み込み、できるだけ近距離に捨場を選定して排雪する。	・トラクターショベル ・ロータリー除雪車 ・ダンプトラック

エ　除雪車保有（配備）状況

国道維持出張所			除雪トラック	除雪グレーダー	ロータリー除雪車	小型除雪車（機）	凍結防止剤散布車	除雪ドーザ	計
	国道名	工区							
福井	8	1	5	1	1	2	1	5(1)	15(1)
		2	4	1	－	3	1	－(1)	9(1)
嶺北	158	11	1(1)	－	－	1	1	－(2)	3(3)
		12	4	－	1	2	1(1)	1(5)	9(6)
		13	2	－	－	1	1	－(4)	4(4)
福井	8	3	4	1	1	1	1	－(1)	8(1)
		4	3	1	1	1	1	2(1)	9(1)

敦賀	8	5	5	1	1	1	1	4	13(-)
		6	3	1	1	1	1	-(1)	7(1)
	27	7	3	1	-	1	1	1(1)	7(1)
	161	10	1	1	1	1	1	-(1)	5(1)
嶺南	27	8	2	1	1	3	1	1(1)	9(1)
		9	2	1	1	3	1	-(1)	8(1)
福井河川国道事務所			-	-	-	-	-	-	-(-)
計			39(1)	10	9	21	13(1)	14(20)	106(22)

（ ）は借上げ機械。

※国道８号あわら市畑市野々～あわら市南疋田、越前町白崎～敦賀市赤崎の過去の立ち往生車両発生箇所付近および中部縦貫自動車道に、立ち往生車両救助用機械およびオペレータを事前配備する（計１２箇所）。

（２）中部地方整備局岐阜国道事務所が管理する道路

一般国道１５８号油坂峠道路（福井県内延長1.079㎞）の除雪については、中部地方整備局岐阜国道事務所が策定した「雪害対策支部運営要領」に基づき同事務所が実施するものとする。

ア　雪害対策期間

令和８年１２月１日から令和９年３月３１日まで

イ　雪害対策区間

一般国道１５８号　大野市東市布～岐阜県郡上市白鳥町為真11.057㎞（うち福井県区間 1.079㎞）

ウ　岐阜国道事務所八幡維持出張所管内　氷雪機械配置表

凍結防止剤散布車	３台	※ホイルローダー	１台
除雪トラック	２台	※スノーローダ	２台
除雪グレーダ	２台	※ダンプトラック	１５台
ロータリー除雪車	４台	※中小型トラック	２台
除雪ドーザ	１台	※除雪ドーザ	５台
小型除雪車	４台	※モーターグレーダ	１台
小型除雪機	１台	※は、業者持機械（令和８年度予定）	
薬剤積込プラント	３台		

注）上記機械等は、一般国道１５６号（延長50.9㎞）および一般国道１５８号で共用。

エ　雪害対策支部の体制および発令基準

（ア）注意体制　管内において、大雪警報が発令された場合
管内において降雪および凍結等により交通障害の起こる恐れが高まった場合
高速道路の降雪等による通行止め予告があった場合
同時通行止め区間において、名神高速における「通行止め要員の参集基準」を超過した場合

（イ）警戒体制　管内道路の通行止めを開始した場合
管内において積雪、凍結等により交通障害が発生した場合
高速道路で降雪等による通行止めを開始した場合
大雪、暴風雪特別警報が発令された場合
雪害等により災害対策基本法を適用した場合
雪害等により集中除雪を実施する場合

（ウ）非常体制　管内において豪雪等により災害または大規模な交通障害が発生した場合

（３）県が管理する道路

一般国道県管理区間および県道の除雪については、県が策定した「令８年度道路雪対策基本計画」に基づき、県が実施するものとする。

ア　除雪対策本部設置期間

令和８年１１月７日から令和９年３月３１日まで（１４６日間）

イ　除雪実施路線

除雪を実施する主要道路は、次に示す除雪計画路線表のとおりとする。　（単位：km）

区分／種別	路線名	第１種区間	第２種区間	第３種区間	計		春除雪区間	合計
一般国道	１５７号 他　９路線	479.2	32.2	6.7	518.1	9.4	527.5	479.2
主要地方道	福井加賀線 他　３７路線	406.4	88.2	12.6	507.2	13.1	520.3	406.4
一般県道	三国金津線 他１６６路線	613.2	151.3	79.1	843.6	10.5	854.1	613.2
計	２１５路線	1,498.8	271.7	98.4	1,868.9	33.0	1,901.9	1,498.8

ウ　除雪区分

①交通量を基準とし、路線の性格を勘案して除雪実施路線を次の３種類に区分するほか、最重点除雪路線を設定する。

最重点除雪路線	区分の目安	・県内外へのアクセス路線として、北陸自動車道の各Ｉ．Ｃと国道８号、中部縦貫自動車道の各Ｉ．Ｃと国道４１６号、舞鶴若狭自動車道の各Ｉ．Ｃと国道２７号を結ぶ路線を指定する。 ・県内通過交通を対象とした路線として、日交通量１５，０００台以上の路線を基本に、南北に連なる路線を指定、さらにこれらの路線を結ぶ主要東西路線を指定し、梯子状の道路網を形成する。 ・中部縦貫自動車道を補完する路線として、国道４１６号等を指定する。 ・国道８号や国道２７号の予防的通行規制区間を補完する路線として、小浜上中線等を指定する。 ・北陸新幹線駅へのアクセス道路を指定する。 ・バスなどの公共交通路線や物流拠点へのアクセス道路を指定する。 病院群輪番制参加病院および周産期母子医療センター等にアクセスする幹線道路および市町道路を指定する。以下の１１病院 （福井県立病院、福井済生会病院、福井赤十字病院、福井大学医学部附属病院、福井愛育病院、福井総合病院、(独)地域医療機能推進機構福井勝山総合病院、公立丹南病院、市立敦賀病院、敦賀医療センター、杉田玄白記念公立小浜病院） ・原子力発電所の周辺地域と国道２７号を結ぶ幹線道路を指定する。 以下の５施設 （高速増殖炉もんじゅ、敦賀原子力発電所、美浜原子力発電所、大飯原子力発電所、高浜原子力発電所）
	除雪目標	異常降雪時※においても２車線以上の幅員を確保し、常時交通を確保する。

区　分	区分の目安（日交通量）	除　雪　目　標
第１種	1,000 台／日以上	２車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。
第２種	500～999 台／日	２車線確保を原則とするが、状況によっては、１車線幅員で待避所を設ける。
第３種	500 台／日未満	１車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。

※異常降雪時とは、３８豪雪・５６豪雪・１８豪雪・平成３０年豪雪・令和３年大雪のような状況を指す。

②「顕著な大雪に関する福井県気象情報」が発表されるような短期間の集中的な大雪時に、バス路線や物流拠点、警察署、消防署、医療機関等へのアクセス道路への影響を最小限にとどめるため、市町と連携して重点的に除雪を行い、常時交通を確保するよう努める重点除雪路線を設定する。

エ　除雪体制

除雪体制は次の表のとおりとする。

組　織	体　制	降　積　雪　の　状　況
除雪対策本部	除雪準備体制	気象情報等により降雪が１０cm 以上予想される場合。 ただし、最重点除雪路線に関しては、降雪５cm を目安とし、気象情報等からさらに降雪が予想される場合。
	平常体制	道路上の積雪深が１０cm 以上（ただし、最重点除雪路線に関しては５cm）ある場合で、警戒準備体制に移行するまでの除雪体制を平常体制として実施する。
	警戒準備体制	県内の指定雪量観測点の１箇所以上でおおむね警戒準備積雪深に達した場合を目安に、除雪対策本部および該当する除雪実施部は、除雪作業を警戒準備体制として実施する。
道路雪害対策本部	警戒体制	県内の指定雪量観測点の２分の１以上がおおむね警戒積雪深に達した場合を目安に、降雪状況その他を勘案の上、知事と近畿地方整備局長が協議して警戒体制への移行を決定する。
	緊急体制	県内の指定雪量観測点の大部分が警戒積雪深を大幅に超え、かつ主要路線における除雪状況、積雪強度その他から緊急事態におちいる恐れがあると判断される場合に、知事と近畿地方整備局長が協議して緊急体制への移行を決定する。

オ　指定雪量観測点等

観測点名	観　測　地　点	警戒準備積雪深	警戒積雪深
福　井	福井市豊島２丁目	７０ｃｍ	９０ｃｍ
武　生	越前市村国	７０ｃｍ	９０ｃｍ
大　野	大野市蛇塚四	１１０ｃｍ	１５０ｃｍ
敦　賀	敦賀市松栄町	７０ｃｍ	８０ｃｍ
小　浜	小浜市遠敷	５０ｃｍ	６０ｃｍ

カ　除雪出動基準

除雪出動基準は、原則として次の表のとおりとする。ただし、その他の特別の事由等により除雪対策本部長（土木部長）および除雪対策実施部長（各土木事務所長）が特に必要と認めた場合にも出動するものとする。

作業区分	出　動　基　準
新雪除雪	道路上の積雪深が１０cm（ただし、最重点除雪路線に関しては５cm）を超え、気象情報等からさらに降雪が予想されるとき。
路面整正	１　路面に残雪等があり、放置すると交通困難な状態となるおそれのあるとき。 ２　連続降雪による圧雪の成長防止や路面の平坦性を確保する必要のあるとき。 ３　気温の変化や通行車のかく乱作用などで圧雪の性質が変わり、極端な不陸が生じ、交通障害の原因となるおそれがあるとき。
拡幅除雪	連続した除雪作業により、路側の雪（雪堤）が大きくせり出し、必要幅員の確保が困難になり、交通障害を引き起こすと判断されるとき。 大雪が予想される場合には、必要に応じて、堆雪帯を確保するために事前に拡幅除雪を行う。
運搬排雪	拡幅除雪が特に難しい人家連担部や交差点等で、交通可能な幅員確保が困難になると判断されるとき。 大雪が予想される場合には、必要に応じて、堆雪帯を確保するために事前に運搬除雪を行う。
凍結防止剤散布	降雪の有無にかかわらず、気象情報等により気温が0℃以下になると予想され、路面が凍結し交通障害の発生が予想されるとき。

キ　県除雪車保有(配備)状況

機種／事務所名	除雪トラック	除雪グレーダー	除雪ドーザ	ロータリー除雪車	歩道除雪機械	凍結防止剤散布車	トラクターショベル	その他	計
福井土木事務所	19(3)	8(17)	8(24)	10(4)	10(10)	7(3)	(30)		62(91)
三国土木事務所	12(2)	3(4)	4(8)	2(3)	7(4)	3(1)	(25)		31(47)
奥越土木事務所	10(14)	4	15(50)	10(22)	7(25)	5	(23)		51(134)
丹南土木事務所	9(1)	2(1)	19(5)	11	7(5)	5	(27)		53(39)
丹南土木事務所鯖江丹生土木部	4	1	13(3)	3	7	5	(17)		33(20)
敦賀土木事務所	11	(1)	8	4	5(2)	3	(9)		31(12)
小浜土木事務所	10(2)	1(3)	5(3)	4(1)	2(2)	4	(9)		26(20)
計	75(22)	19(26)	72(93)	44(30)	45(48)	32(4)	(140)		287(363)

（ ）は借上げ機械。
※国道３６５・４７６号にチェーン着脱場を配備する（４箇所)。
※国道３６５・４７６号の過去のスタック車両発生箇所付近に、スタック車両救助用の機械およびオペレータを事前配備する（２箇所)。

ク　交差点除雪の取り組み

車道の除雪を行うことで発生する交差点（四隅を含む）の堆雪について、見通しが悪く危険な交差点を把握し、早期除雪を実施する。(他道路管理者も同様な取り組みに努める）また、渋滞解消や歩行者安全確保のため、県内の主要交差点２２４箇所で重点的に排雪する。

ケ　歩道除雪の充実

小学校 500m以内の通学路にかかる県管理道路の歩道除雪および主要駅(北陸新幹線 各駅、芦原温泉駅、春江駅、福井駅、鯖江駅、武生駅、敦賀駅、小浜駅)周辺 500m以内の歩道除雪を実施する。また、水が溜まり、渡ることが困難な交差点の横断歩道を優先的に排水、排雪を行い、安心して渡れるようにする。さらに、積雪による交差点部の横断の不便さや、バス停留所における乗降の危険性が発生している交差点やバス停にスコップを配置し、通行者や待合者に「みどりのスコップひとかき運動」（１７４箇所設置）の協力を依頼して冬季歩道の交通安全を図る。

また、病院群輪番制参加病院および周産期母子医療センターの歩道除雪を実施する。

コ　パークアンドライド駐車場の除雪

公共交通機関を利用しやすくするため、駐車場管理者や市町と協力し、パークアンドライド駐車場およびアクセス道路を、始発電車に合わせて優先的に除雪するものとする。

サ　踏切部の除雪

鉄道事業者と踏切道の圧雪対策など相互連絡を徹底し、踏切部の円滑な通行を確保するものとする。（他道路管理者も同様な取り組みに努める）

シ　除雪オペレータの技術向上等

職員および除雪委託契約関係者に除雪に必要な事項を周知するとともに、除雪オペレータについては、機械操作、作業手順等に関する実技講習の実施等により除雪技術の向上を図るものとする。

ス　融雪装置の整備

豪雪時に機械除雪では支障があった箇所などについて、融雪装置（消雪装置）の重点整備計画を作成し、整備を進める。なお、融雪装置設置区間においても、状況に応じ除雪を実施するものとする。（融雪装置稼働距離：３７３km）

セ　応援除雪

「顕著な大雪に関する福井県気象情報」が発表されるような短期間の集中的な大雪時には、管内応援除雪および広域応援除雪を行い、早期の交通確保を図る。

（４）市町が管理する道路

市町道の除雪については、各市町が策定した除雪に関する計画に基づき、市町が実施するものとする。

なお、県管理道路と接続し、道路ネットワークを形成する市町道については、県の出動基準に合わせて同時除雪する等連携のとれた除雪を実施するものとする。

市町別除雪車保有(配備)状況

機種 / 市町名	除雪トラック	除雪グレーダー	除雪ドーザ	スノーローダー	ロータリー除雪車	計	歩道除雪車
福井市	1(1)	0(10)	37(26)	1(415)	2(2)	41(454)	16(19)
敦賀市	2	0(9)	2(5)	13(180)	1	18(194)	4
小浜市	3(6)	1(2)	0(1)	3(31)	0	7(40)	2
大野市	0(2)	0	10(96)	0(99)	6(27)	16(224)	4(20)
勝山市	0(4)	0(1)	10(95)	2	2(12)	14(112)	2(12)
鯖江市	0	0(5)	0	11(188)	1	12(193)	4(1)
あわら市	5(1)	0(1)	4(5)	2(56)	0(3)	11(66)	4
越前市	0(3)	1(6)	12(38)	25(182)	2(6)	40(235)	3(18)
坂井市	5	0(4)	4	9(188)	1(2)	19(194)	11
永平寺町	0	0	14(3)	0(45)	5	19(48)	4
池田町	0	0	7(1)	1(9)	4	12(10)	0
南越前町	1	0	16(5)	2(37)	2(0)	21(42)	4
越前町	0	0	0	24(3)	2	26(3)	7
美浜町	0	0(1)	2(3)	3(49)	0	5(53)	6
高浜町	0(1)	0	0	0(26)	0	0(27)	0(1)
おおい町	1	0(2)	2(1)	0(41)	0	3(44)	0
若狭町	2	0(2)	6	3(66)	0	11(68)	1(1)
計	20(18)	2(43)	126(279)	99(1,615)	28(52)	275(2,007)	72(72)

（ ）は借上げ機械

（5）中日本高速道路株式会社が管理する道路

高速自動車国道E8北陸自動車道およびE27舞鶴若狭自動車道の除雪については、中日本高速道路株式会社金沢支社が策定した「令和8年度雪氷対策作業要領」に基づき、同支社福井保全・サービスセンターおよび敦賀保全・サービスセンターが実施するものとする。

ア　除雪対策期間

令和8年11月15日から令和9年4月15日まで

イ　除雪対策区間

【E8北陸自動車道】

福井保全・サービスセンター管内（L＝60．1km）

加賀インターチェンジから今庄インターチェンジまで

敦賀保全・サービスセンター管内（L＝44．7km）

今庄インターチェンジから木之本インターチェンジまで

【E27舞鶴若狭自動車道】

敦賀保全・サービスセンター管内（L＝39．0km）

小浜インターチェンジから敦賀ジャンクションまで

ウ　除雪体制

体制		作業	交通運用	内容
警戒体制	（監視）	監視段階	－	気象予測等により、降雪や凍結の恐れがある場合、路線沿いの気象情報などの監視体制を強化する段階
	（準備）	準備段階	－	凍結防止剤散布、除雪作業のため作業員と作業用機械を待機させ、直ちに雪氷作業に移行しうる段階
	（散布）	凍結防止剤散布段階	速度規制チェーン携行	降雪の初期又は凍結の恐れがある場合に、凍結防止剤散布を行う段階

	（除雪）	除雪段階	50km/hr規制 冬用タイヤ規制	除雪車が出動し、冬用タイヤ規制を行う段階
	（異常降雪）	除雪強化段階	50km/hr規制 全車チェーン装着規制	気象予測により、異常降雪時を発令する場合、または、路面状況が悪化し、全車両にチェーン等の装着を行う段階
緊急体制		－	通行止め	降雪等のため、以下の事象が発生または予測される段階 ①交通事故が発生し、さらに交通事故を誘発する恐れがある場合 ②著しく視界が悪化し、交通障害が発生した場合 ③チェーン等の装着によっても通行の確保が困難となった場合 ④本線上に滞留車両が発生し、さらに交通量が増加すれば、ますます状況が悪化し、交通マヒする恐れがある場合 ⑤雪崩等の発生により、交通障害が発生する危険性が認められる場合 ⑥予防的通行止めを実施する場合
非常体制		－	通行止め	降雪等のため、長時間にわたり通行止めとなり、早期に回復見込みが立たない場合、あるいは大規模な雪崩が生じた場合など社会的に影響の大きい事象が発生した段階

※本県に大雪の恐れがある場合に、他地域からの応援除雪を要請する。

エ　中日本高速道路㈱除雪車保有（配備）状況

【E8 北陸自動車道】

	福井保全・サービスセンター				敦賀保全サービスセンター			
機種＼配備場所	金津基地	福井基地	武生基地	南条SA	今庄基地	敦賀基地	木之本基地	合計
散水車	2	2	1		1	2	1	9
湿塩散布車	2	2	2		2	3	2	13
除雪車	9	9	9		9 （削除）	9	6 （削除）	51 （削除）
ロータリー	1	1	2		1	2	1	8
トラクターショベル	※5	1 ※3	※3	※5	※5	2 ※5	1 ※3	4 ※29
標識車	3	3	3		3	3	2	17
可搬式標識車	2 ※3	2	1 ※1	※3	※5	※4	※4	5 ※20
合計	27	23	22	8	26	30	20	156

※は借上げ車両（削除）

（金津基地、武生基地の除雪車各一台は散布も可能。）

（過去のスタック車両発生箇所付近にスタック車両救助用の機械およびオペレータを事前配備する。（４箇所））

【E27 舞鶴若狭自動車道】

	敦賀保全・サービスセンター		
機種＼配備場所	若狭上中基地	若狭美浜基地	合計
散水車	1	1	2
湿塩散布車	2	1	3
除雪車	5	6	11

ロータリー	1	1	2
トラクターショベル	※3	※3	※6
万能車		1	1
標識車	3	4	7
可搬式標識車	※6	※3	※9
合計	２１	２０	４１

※は借上げ車両

（6）西日本高速道路株式会社が管理する道路

高速自動車国道舞鶴若狭道の除雪については、西日本高速道路株式会社関西支社が策定した「令和8年度雪氷対策作業要領」に基づき、同支社福知山高速道路事務所が実施するものとする。

ア　除雪対策期間

令和8年１１月２０日から令和9年４月５日まで

イ　除雪対策区間

舞鶴若狭道舞鶴東ＩＣ～小浜ＩＣ（３５．８ｋｍ）うち福井県分（３１．７ｋｍ）

ウ　除雪体制

体制	段階	交通運用	適用
連絡体制	準備段階	—	作業の予定がなく、気象情報等の収集や関係機関への連絡などを行っている段階をいう。
注意体制	準備段階	—	事前散布作業後等で気象悪化に備え、凍結防止剤を散布できるよう待機する段階をいう。
出動体制	凍結防止剤散布段階	50km/h規制	降雪の初期または凍結の恐れがある場合に凍結防止剤を散布する段階をいう。
	除雪段階	50km/h規制	除雪車等で除雪および排雪を行う段階をいう。（必要に応じ凍結防止剤の散布を行うものとする）
	タイヤ指導段階	50km/h規制	高速隊と協議し、通行車両に対しタイヤ指導を行う段階をいう。
緊急体制	閉鎖段階	通行止	除雪等雪氷対策作業の能力を超える交通障害となり、タイヤ指導によっても交通の安全確保が困難となった場合において閉鎖する段階をいう。（短期豪雪が予測される際は「予防的通行止めを行う」）
非常体制	長期閉鎖段階	通行止	降雪が厳しく雪氷対策作業が難航し、長時間にわたり道路閉鎖が続き又は、そのおそれがあり通行車両の救済等も含め関係機関等との連絡、調整および出動要請等特別な対策が必要となる段階をいう。

エ　西日本高速道路㈱除雪等機械の配置状況

機種＼配備場所	丹南基地	福知山基地	舞鶴西基地	舞鶴東基地	大飯高浜基地	小浜基地	計
散水車	1	1	1				3
湿塩散布車（除雪機能付き）	3	7	3		4		１７
除雪車（散水機能付き）					1		1
除雪車	2	3	2		3		１０
ロータリー車			2		2		4
大型トラクターショベル		1	1	2	2		6
小型トラクターショベル			1	1		1	3
合計	6	１２	１０	3	１２	1	４４

（7）円滑な除雪作業の確保

除雪作業を円滑に実施するためには、各道路管理者、各関係機関、住民等の連携・協力が必要であることから、県、市町および各関係機関は、別に定める県民への呼びかけ（「第１８　住民協力体制の確

立」参照）を行うほか、次のような対策を講ずるものとする

ア　県および市町は、事前に関係機関と十分協議して雪捨て場を選定し、住民に対して、広報誌やチラシ、ホームページ等でその位置を周知して、みだりに中小河川等へ雪を捨て、逸水等の災害を引き起こさないよう配慮するものとする。

イ　市町は、住宅密集地における雪捨て場の確保のため、住民に対して雪捨て場提供協力の広報活動を実施するほか、降雪状況に応じ、河川管理者等と雪捨て場の増設を協議するものとする。

ウ　県および市町は、屋根雪下ろしの際に障害となる自家用車両の仮駐車場として、公共施設の駐車場等の開放に努めるものとする。

エ　道路管理者および鉄道事業者等は、列車等の運行に障害が生じさせないような道路除雪を協議するとともに、雪崩危険箇所を早期に把握し、協力して雪崩の早期除去を行うものとする。

オ　鉄道事業者は、降雪状況に応じ、駅ホームや駅構内、パーク＆ライドの駐車場などの除雪協力を市町等に要請するものとする。

カ　市町は、市町、国および県の出先機関、警察署、商工団体、建設業者、交通運輸業者、自治会等の各代表をもって構成する除雪対策協議会等を設置し、除雪作業の調整ならびに受益者および住民の協力確保を図り、円滑な除雪作業の実施を確保するものとする。

2　交通渋滞対策

（1）交通規制、交通指導取締り等

県警察は、降雪時には交通が渋滞し、または混雑して危険が生ずることから、主要道路を中心に駐車禁止等の交通規制や交通情報板等による迂回誘導等の措置を講ずるとともに、道路管理者と連携しチェーン等滑り止め装置の着装指導の徹底を図るものとする。

また、主要道路交差点、混雑場所等に警察官を重点配置して、指導取締り、誘導等の日常活動を強化するとともに、交通および除排雪の障害となる路上駐車車両の指導取締体制を強化する等気象条件等に応じた体制をとるものとする。

（2）冬用タイヤ装備の徹底

各道路管理者は、降積雪時に、ノーマルタイヤでの走行やスリップ事故、車道上でのチェーン装着などが原因で渋滞や通行止が発生することがあることから、 初冬期における冬用タイヤの装着率調査や早期冬用タイヤ装備の広報や、雪が少ない県外の運転手に対する冬用タイヤ装着の啓蒙を行うものとする。

県警察は、大雪特別警報・大雪警報・注意報発表時等に各道路管理者と連携し、道路交通情報の収集とチェーンチェック検問体制を確保し、高速道路㈱は、高速道路交通警察隊および小浜警察署と連携し、インターチェンジ等におけるタイヤチェック体制を強化するものとする。

県は、国、高速道路㈱等と協力し、運輸局、全国トラック協会等に、運送業者に対してチェーン携行、冬用タイヤ装着等の冬期間通行の注意事項および遵守事項の指導を要請するものとする。

（3）交通渋滞の防止

各道路管理者は、一斉除雪に努め、道路管理者区分を超えた道路ネットワークを形成し、交通渋滞の防止を図るものとする。

また、管理する道路において除雪作業等のため交通の制限を行う場合は、関係機関との連絡調整を行うとともに、道路情報板、看板、パトロールカー等により情報を提供し、県民および運転者に注意を促し交通渋滞防止に努めるものとする。

（4）渋滞への早期対応

各道路管理者は、通行止めを誘発する登坂不能車等の交通障害の早期発見を図るため巡回体制を強化するものとする。

渋滞が生じた場合は、滞留車両に対し道路情報板やラジオ、拡声器による広報等により情報提供を行うほか、状況に応じて、トンネル内での酸欠事故防止のためのトンネルへの流入制限を実施するものとする。渋滞が長時間にわたるときは、道路管理者や市町など関係機関は渋滞車両への補給物資の供給等を検討するものとする。

高速道路上で通行止め等が生じた場合は、早期に手前ＩＣでの出口推奨や、渋滞の早い段階で滞留車両を反対車線へ誘導し排除するなど渋滞回避のための早めの対応をとるものとする。

3　鉄道の運行確保

鉄道事業者は、降雪の状況により正常運行が困難な場合においても、通勤通学のための列車の運行について確保するよう努め、除雪時の状況に応じて除雪列車の計画的運行を図るものとする。

県は、鉄道事業者から鉄道除雪作業員の確保の要望があった場合は、その確保について福井労働局へ要請するものとする。

（1）ＪＲ西日本金沢支社の運行確保

ア　雪害対策の基本方針

安全・安定輸送を確保し、運転事故、労働災害を防止する観点から雪に対する詳細な情報把握と、それに基づく手配を万全に行うために次の取組みにより対応するものとする。

（ア）気象予測会社及び地方気象台からの気象情報の把握と、現地の降積雪状況等の情報収集を行うと共に、必要により現地状況確認者を配置し降積雪状況、除雪状況を把握し、関係箇所と連絡を密にして除雪体制の強化を図る。

（イ）支社内の各担当部門間における連携を強化し、総合的な相互支援体制の確立を図る。

イ　雪害対策本部の設置

冬期間中は早期に情報を収集し手配に万全を期すため、雪害対策本部を設置するものとする。

ウ　初動体制の強化

初雪または雪の降り始め時の対処については、次の事項を重点的に実施するものとする。

なお、体制および対処法について点検するため、訓練を行う等事前準備を十分に行うものとする。

（ア）気象情報の把握による警戒体制の確立

（イ）消融雪装置の適切な使用

（ウ）除雪車両、機械等の出動基準前の運転

（エ）除雪要員出動計画の策定

エ　雪害時における輸送手配基準の的確な発動

迅速かつ適切な輸送手配により、輸送の円滑化を図るため、雪害時輸送手配基準を定め降雪および吹雪の状況に応じ、時機を失せず発動するものとする。

（ア）気象予報を活用した早期輸送手配の実施

・排雪列車による運転線路確保の実施

・降積雪状況や降雪予測により、副本線の確保または使用が困難な場合あるいは恐れがある場合、その使用制限を実施。

・降積雪により新快速電車に遅延が予想される場合は、運用分離を実施

（イ）除雪計画および運転計画

除雪計画については、支社に設置した支社対策本部と現地対策本部間において実施するＷＥＢ会議において、降積雪状況および今後の降雪予測を総合的に判断し、決定するものとする。

・降雪・積雪量と除雪計画・運転手配の目安

降雪予測および積雪に応じて、除雪体制を「通常除雪」「拡大除雪」「優先除雪」の3段階に区分し、除雪体制に合わせた除排雪計画を実施するとともに、運転計画および輸送手配を行う。

（ウ）排雪列車等の手配時機

①通常除雪：気象予測会社の 13 時発表の気象情報および現地の降積雪状況の把握等を参考に排雪列車の運行計画を策定し関係箇所と調整し、概ね15 時を目途に手配を完了させる。

②拡大除雪および優先除雪：気象情報および現地の降積雪状況等から「拡大除雪」および「優先除雪」が必要と判断したときには、排雪列車等の運行計画を策定し関係箇所と調整のうえ、概ね6 時間前までに手配を完了させる。

（エ）旅客列車が長時間運行不能になった場合の旅客に対する取扱い方

・主要線区が長期間に亘って不通等になった場合、う回輸送列車を計画する。

ア. 湖西線が不通の場合は東海道線経由（米原）列車を計画。

イ. 東海道線および北陸線（近江塩津～米原間）不通となった場合は湖西線経由列車を計画。

（オ）ホーム除雪作業を勘案した快速パターンでの運転計画について

ホーム除雪作業の停滞や除雪対応ができない場合など、お客様の乗降に支障が発生する場合には、一部駅を通過する快速列車の運転手配を行うことで、可能な限り列車の運行を確保する他、お客様の安全確保を図る。

○ ホーム除雪作業を勘案した快速列車を運転させる場合の考え方

ア. 臨時快速列車運転の決定については、ホームの積雪状況、段階別運転規制、降雪予報および除雪状況を勘案し、現地対策本部からの要請により、支社対策本部が決定する。

イ. ホームが使用できない時間帯については、定期列車を運休とし臨時快速列車の運転を行う。

ウ. 通過となる駅については予めプレス・駅頭掲示・ホームページ案内等により事前に周知す

る。

オ　除雪体制の強化

（ア）排雪車両等の出動標準

除雪は時機を失すると大きな労力を必要とするばかりでなく、排雪車両の排雪能力を有効に発揮できず除雪時間が長引き、列車の運転が著しく阻害されるため、降雪状況によるラッセル車またはモーターカーラッセルの出動時機を定めるものとし、排雪車両の操縦エリア拡大による機動的な除雪体制とする。

（イ）適切な排雪車両等の出動

構内に設置した降雪状況監視カメラによる降積雪情報の把握、地区別降雪予報の活用および係員からの現地画像等により、時機を失することなく排雪車両等の出動に努めるものとする。

また、積雪により列車が走行不能となった場合には、速やかに救援列車を出動させて最寄の駅等に移動するなどの救援措置を行うものとする。

（ウ）駅員無配置駅の除雪

あらかじめ警備会社等と、降雪があった場合の速やかな除雪に関する契約をするとともに、安全作業方法等を指導するものとする。

カ　その他の予防保全対策

雪害を未然に防止して輸送の安全確保を期するため、次に重点を置き予防保全の強化を図るものとする。

（ア）施設、車両および除雪用器具の整備点検

降積雪前に、雪害に関係する施設および車両の点検整備を行うとともに、除雪用器具等の整備状況の一斉調査を行い、これを完備するものとする。また、万一に備え動力車用燃料を備蓄するものとする。

（イ）要注意箇所の再検討等

沿線の要注意箇所を環境の変化等に応じて改めて検討し、これら要注意箇所のパトロールおよび警備を徹底して行うものとする。また、気象状況が急変した場合には、時機を失せず列車の抑止手配、運転規制等の措置を講ずるものとする。

（ウ）なだれ警備体制

担当線区のなだれ警備体制を強化し、なだれの発生が予想されるときは、時機を失せず列車の抑止手配、運転規制等の措置を講ずるものとする。

ａ　なだれ発生の重点警備箇所を再検討し、当該箇所のパトロールおよび監視を強化するものとする。

ｂ　山腹上部の雪庇発生または発達の状況を把握するため、必要により空中パトロールを実施するものとする。

ｃ　気象条件等の変化により、雪庇落とし、かき落とし等の予防保全対策を行うものとする。

（エ）降雪による沿線樹木等の倒壊防止

沿線樹木等の状態を調査し、支障のあるものについては、冬季前までに伐採しておくこと。

なお、用地外に支障をきたすと想定される樹木については、地主と協議し伐採またはロープ引き等により倒壊防止に努めるものとする。

（オ）倒木で列車運転に支障がある場合の処置法

復旧要員輸送のため必要がある場合は、反対列車を最寄り駅または現場に停車させることができるものとする。

（カ）乗降場等の除雪の強化

乗降場、階段ステップ、旅客通路等の除雪および凍結防止に努めるほか、一斉放送設備による案内放送または誘導案内で迅速な情報提供を行い事故の防止に努めるものとする。

（キ）踏切除雪体制の整備および強化

踏切除雪については、道路除雪と連携して行うことが踏切道の円滑な交通を確保する上で重要であることから、その実施に当たっては道路管理者と事前調整を十分行うものとする。また、雪により踏切装置等の保安設備が支障しないよう機能の確保に努めるものとする。

（２）福井鉄道㈱の運行確保

ア　除雪対策本部の設置

早期に除雪対策本部を設置し、指揮命令系統を明確にすることにより、全般的な情勢を把握した上

での的確な除雪手配の発動および除雪列車の計画的運行ならびに情報連絡の徹底を図り、除排雪および輸送体制の確立に万全を期するものとする。

イ　除雪の基本方針

（ア）初動体制の強化

初雪、降り始めまたは雪害時における体制が不十分な場合が多いため、次の対策を重点的に実施するものとする。

ａ　気象情報および積雪情報の把握による警戒体制の確立

ｂ　降積雪前の融雪装置の点検実施

ｃ　降積雪前の除雪列車および機械の点検実施

ｄ　除雪要員緊急出動計画の早期策定

ｅ　規制ダイヤの実施計画の早期策定

ｆ　発着線および機回線の確保

（イ）除雪体制の強化

除雪対策本部長は、除雪作業の担当責任者および作業内容を明確にしておくとともに、降雪が予想されるときは時期を失せず必要な発令を行うものとする。

ａ　除雪機械

除雪については、主に除雪車両、機械設備等を十分に活用し、除雪能力の向上を図るものとする。このため、除雪車両および機械類の更新を含む維持管理計画を充実するほか、「除排雪列車の運転」および「除雪要員の配置および作業内容」を明確にし、除雪効果を上げるよう努めるものとする。

また、異常降雪時は、軌陸両用除雪車をえちぜん鉄道と共同利用し、早期の運転再開を図る。

ｂ　人力除雪

機械除雪が極めて困難になった場合、またはその不足を補う必要がある場合は、人力除雪を併用するものとする。このため、請負業者の出動要請には万全を期するものとする。

（ウ）雪害時における段階別運転規制の計画実施

気象条件および線路状態に応じ、利用者の安全確保から運転規制を適時適切に発動し実施する。

福井駅と田原町駅間について運行が困難な場合は、えちぜん鉄道と協議し振替輸送を行うものとする。

ウ　除雪作業

（ア）線路除雪

除雪車両による機械除雪を原則とするものとする。鉄道部長は、あらかじめ除雪ダイヤを設定し、必要により当該列車の運転を指示するものとする。ただし、除雪作業により難い箇所等は、人力除雪を併用するものとする。

併用軌道区間については、異常降雪等により適切な軌道除雪を行うことが困難な場合で道路交通に支障があると判断した場合には道路管理者と協議するものとする。

（イ）除雪機械類の配備方

種別	使用区間	配備箇所（駅）
軌陸両用ロータリー	軌道区間 赤十字前～田原町間	技術管理事務所
MCロータリー ＨＴＲ６００Ｒ	鉄道線区間 越前武生～赤十字前間	北府駅

（ウ）駅構内の線路除雪

除雪車両による機械除雪とするが、機械除雪が不可能な箇所については駅の除雪担当者が行うものとする。

（エ）転てつ機（ポイント）の除雪

列車の運転に常用する転てつ機にはすべて融雪装置を設置するものとする。降雪時には列車の運転に常用する転てつ機の融雪装置を正常に稼働させる。なお、保安装置の周辺を十分除雪し、トングレールの密着確認等を完全に行い、不測の事故発生防止に万全を期すものとする。

（オ）ホームおよび通路の除雪

無人駅も含め除雪要員が管理および除雪し、特に凍結時においては融雪剤散布を行い、乗降客の安全を最重点として除雪するものとする。

（カ）諸施設の除雪ならびに屋根雪下ろし

常に諸施設の積雪状態に注意し、適時所属員で除雪および屋根雪下しを行うものとする。

（キ）無人駅の除雪

担当除雪責任者において、上記（エ)、（オ）および(カ)の対策を実施するものとする。

（ク）踏切道の除雪

第１種踏切４４カ所、第３種踏切７カ所において、福井鉄道担当部署の連絡先等を記載したカンバンを新設・更新し、降積雪による踏切障がい情報の提供を図る。

鉄道区間および軌道区間の除雪体制について、道路管理者と事前調整を十分に行い、必要に応じ雪害時に早期除雪協力を要請するものとする。第４種踏切１０カ所は全面通行止めとするものとする。

エ　利用者への情報提供

大雪警報等気象予報に応じた計画運休の可能性を含む運休情報、運転再開に関する情報等の運行情報について、えちぜん鉄道と事前協議し適時適切にホームページ、全駅放送、報道機関等の媒体を活用した周知に努める。

オ　降雪による倒木対策

降雪期前に巡視点検し、倒木の恐れのある木竹は関係者の協力を得て事前に伐採するものとする。

（3）えちぜん鉄道㈱の運行確保

ア　除雪対策本部の設置

除雪体制を早急に策定し、除雪対策本部を設置するなかで指揮命令系統を明確にし、情報連絡の徹底を図り、除雪手配の発動および除雪列車の計画的運行により、輸送体制の確立に万全を期する。

イ　除雪の基本方針

（ア）初動体制の強化

初雪または降り始め時、あるいは集中豪雪等降積雪の予測および対策に不十分な場合があり、次の対策を重点的に実施する。

ａ　地域別の気象情報、ネットワーク音声カメラによる各駅の状況の迅速な収集および警戒体制の確立

ｂ　降雪前の融雪装置の点検・補修の実施

ｃ　降雪前の除雪列車、除雪機械、用具等の点検・補充の実施

ｄ　除雪要員緊急出動体制の確立

ｅ　規制ダイヤ実施計画の早期策定

ｆ　発着線および入出区線の確保

（イ）除雪体制の強化

除雪体制の策定により、除雪作業の担当責任者および作業内容を明確にし、除雪対策本部長は降雪が予想されるときの要員待機および適切な出動発令を行う。

ａ　機械除雪

除雪は、除雪車両、機械設備等を十分に活用して除雪能力の向上を図るとともに、除雪列車の運転および除雪要員の配置と作業内容の周知徹底を図り除雪の効果をあげるものとする。

ｂ　人力除雪

機械除雪が困難になった場合または機械除雪の困難な箇所については、人力除雪を実施することとし、必要に応じて関係機関等に協力要請するものとする。

（ウ）降積雪時における輸送の安全確保

天気の状況、降積雪の状況等により、適切に除雪を行うとともに、列車が駅間に停止することのないよう、早期に輸送計画の確立を図り、除雪車両の優先運転等を実施する。この場合、必要に応じて、列車の運転を見合わせる等の適切な処置をとるものとする。

ウ　除雪作業

（ア）線路除雪

除雪車両による機械除雪を原則とし、運転管理者はあらかじめ除雪ダイヤを設定し、必要に応じて当該列車の運転を指示する。なお、除雪列車（除雪車両ＳＲ―０１）運転時は、事前に運転ダイヤを各道路管理者等に連絡し、踏切道および並行道路に飛んだ排雪処理について協力を要請する。

（イ）除雪車両の配備

種別	使用区間	配備箇所（駅）
ＳＲ－０１	・勝山永平寺線　福井～勝山間 ・三国芦原線　　福井口～三国港間	車両総合検査庫

MCロータリー	・勝山永平寺線　福井～勝山間 必要に応じて三国芦原線全区間	永平寺口駅 勝山駅

（ウ）駅構内の線路除雪

除雪車両による機械除雪とするが、機械除雪が不可能な箇所については駅の除雪担当者が行う。

（エ）分岐器（ポイント）の除雪

列車の運転に常用する分岐器には融雪装置が設置されているが、勝山永平寺線には熱風融雪装置が設置してあり活用を図るとともに、保安装置の周辺の除雪を徹底し、トングレールの密着確認等を確実に行い、事故防止に万全を期する。

（オ）ホームおよび通路の除雪

無人駅も含め降雪期間は除雪要員を駅に配置し、乗降客の安全を第一に除雪するものとする。

（カ）踏切道の除雪

管内踏切道は、全種別合計で１３４箇所あり、第１種踏切道１０４箇所のうち３３箇所については、道路融雪との接続を含め散水融雪装置等を設置済みであるが、その他の踏切道については、事前調整の上、協力業者や道路管理者に協力を要請するものとする。なお、第４種踏切２３箇所のうち１７箇所については、降雪期間中、踏切板を撤去またはバリケードを設置し通行止めとし、事故防止に努めるものとする。

（キ）管理建物および諸施設の除雪

管理建物および諸施設については、所属区員が管理・点検をすみやかに行えるよう適切に除雪を行うものとする。とりわけ、安全施設については万全を期するものとする。

エ　地域鉄道との相互協力体制

災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、福井鉄道（株）、（株）ハピラインふくいとの「災害時における相互協力に関する協定」に基づき、災害対策等に係る資機材および物資の提供、災害復旧等に対する技術支援、災害情報等の共有を図り、安全な輸送を図るものとする。

オ　利用者等への適切な情報提供

運行情報、大雪等異例な気象予報による計画運休やこれに伴う事前の案内並びに運休の状態や運行再開の予定等に関し、より理解が得られるよう、適時適切にホームページへの掲載、また関連機関に対しては連絡体制の強化を図り、迅速かつ的確に伝達するものとする。

（４）株式会社ハピラインふくいの運行確保

ア　雪害対策本部の設置

冬期間中は早期に情報を収集し手配に万全を期すため、運輸部長を本部長として雪害対策本部を本社に常設する。

イ　雪害対策会議の開催

次の場合、雪害対策会議を開催する。

（ア）運輸部長が気象予測や降積雪の状況により総合的な手配が必要と判断した場合

（イ）管理駅長・現場長から要請があり、必要と判断した場合

（ウ）他会社の状況により必要と判断した場合

ウ　初動体制の強化

初雪または雪の降り始め時については、次の事項により対処する。

（ア）気象情報の的確な把握

（イ）消融雪装置の適切な使用

（ウ）除雪車両、機械等の準備

（エ）除雪要員出動計画の策定

エ　雪害時における輸送手配

（ア）排雪列車または521系回送列車(雪払い)運転による運転線路確保の実施

降雪予測により、レール上に積雪が見込まれる場合、運転線路を確保するため、排雪列車または521系回送列車(雪払い)の運転手配を行う。

（イ）除雪計画および運転計画

除雪計画および運転計画については、雪害対策会議において積雪状況と降雪予測を総合的に判断し、雪害対策本部が決定する。

（ウ）排雪列車の運転線路確保のための回送列車運転

排雪列車の運転線路確保のため、通常は芦原温泉駅下り１番線に留置する車両を福井駅まで回送し、福井駅に留置する。

（エ）冬期間の副本線使用停止駅

降積雪時の列車運行への影響を少なくするため、今庄駅(中線・上1)の使用停止を実施する。

オ　除雪体制

（ア）除排雪列車等の出動標準

除排雪列車等の出動は、側雪量の高さまたは吹溜り等の発生を考慮して除排雪列車を出動させる。側雪が高くなりラッセル車による除雪が困難と判断した場合は、Ｍｃロにより側雪除雪を実施する。

（イ）除雪車両および機械ならびに設備類の活用

除雪については、ラッセル車およびＭｃロならびに消融雪設備等をフルに活用し、除雪計画を策定し効率的な除雪を実施する。このため、ラッセル車およびＭｃロならびに消融雪設備等の応急修理計画を充実するほか、必要な要員を動員し除雪効果を高めるように努める。

（ウ）ポイント不転換に備えた転てつ器の確保

a　降積雪によりポイント不転換の発生が予想される場合、迅速に対応できる様、予め当該駅に要員を配置する等の手配を行う。

b　輸送指令はポイント転換試験を列車間合で実施する。

（エ）排雪列車・除雪機械対の配備

配備駅区所	排雪車両(ラッセル143系)	除雪機械(MCローター)
今庄駅		2
南条駅		1
武生駅		1
南福井駅	1	2
芦原温泉駅		1

カ　その他予防保全対策

（ア）除雪車両、除雪用機械および除雪用器具の点検整備

a　その他除雪機械および除雪用器具についても冬期体制確立までに点検整備を完了し、不備なものについては、交換・修繕を行う。

b　万一に備え動力車用燃料、除雪車両用燃料および除雪用機械燃料の備蓄を計画する。

（イ）積雪深計、監視カメラ等の点検整備

積雪深計および監視カメラ等は、通信状態、表示数値の確認、画像表示状況の確認を行い、冬期体制確立までに整備を完了する。

（ウ）要注意設備、要注意箇所の検討と点検・巡回

a　沿線の環境変化等による要注意設備、要注意箇所(雪崩、落雪、雪庇、排雪、屋根雪、氷柱等)を予め検討する。

b　要注意設備、要注意箇所の点検・巡回を徹底して行い、気象の急変に対して時機を失せず列車抑止手配、運転規制等の措置を講ずる。

（エ）消融雪設備の点検整備および河川等からの取水設備並びに流雪溝等の点検整備

a　消融雪設備は、冬期体制確立までに点検し、不備なものは整備を完了する。

b　河川等からの取水設備は、冬期体制確立までに、必要な浚渫、点検・整備完了する。

c　流雪溝等は、冬期体制確立までに必要な浚渫、通水試験等を完了させ、蓋の撤去について関係する区所等と十分な打合せを行うとともに、撤去箇所には三角旗等により蓋が撤去してあることを明確にする。

（オ）融雪器の入付基準

駅長等およびＣＴＣ指令員は、転てつ器の転換不能を防止するため、降積雪(みぞれ)が見込まれ

る若しくは外気温が3度以下となったときは、融雪器の入付を完了すること。ただし、融雪器のコスト削減を目的とし天候の回復や気温上昇を考慮のうえ、切とすること。

（カ）降雪による沿線樹木等の倒壊防止

沿線樹木等の状態を調査し、支障のあるものについては、冬期前までに伐採しておくこと。なお、用地外に支障すると想定される樹木については、地主と協議し伐採またはロープ引き等により倒壊防止に努める。

（キ）踏切除雪体制の整備および強化

a　社員および部外能力を活用し踏切除雪に努める。また、踏切の積雪状況および除雪の進捗状況等により道路管理者と打合せを行い除雪完了まで交通規制の取扱いを推進する。

b　踏切警報装置等の保安設備が雪により支障しないよう機能の確保に努める。

（ク）冬期における踏切交通規制および種別変更

冬期踏切の通行止め・車両通行止め・遮断機の使用停止・障害物検知装置（３ＤＬＲ式）の使用停止について関係自治体等への要請を行い、交通規制の実施にあたっては、自治体との同意事項の内容を確認のうえ、バリケード・交通標識等の設置を行い、万全を期することとする。

（ケ）なだれ警戒体制

警備体制を強化し、なだれの発生が予想されるときは、時機を失せず列車の抑止手配、運転規制の措置を講ずる。

a　なだれ発生の重点警備箇所を再検討し、これらの箇所の巡回、監視を強化する。

b　山腹上部の雪庇発生又は発達の状況を把握するため、必要により空中パトロールを実施する。

c　気象条件等の変化により、雪庇落とし・かき落とし等の予防保全を実施する。

４　バス運行の確保

バス事業者は、道路管理者等から道路状況等の情報を収集し、バス運行の確保に努めるものとする。
特に通勤通学に必要な路線については、道路管理者と連携し、運行を図るものとする。

（1）福井鉄道㈱の運行確保

ア　初動体制の強化

次の対策を重点的に実施し、降雪時における準備体制に万全を期するものとする。

（ア）気象状況の把握
（イ）除雪機械の点検および出動準備
（ウ）スノータイヤの装着およびタイヤチェーンの整備
（エ）パトロール要員および使用車両の事前確保
（オ）道路管理者、連絡要所、出勤従業員等からの降雪、除雪等の道路状況の把握

イ　運行確保の努力

降雪のため正常な運行確保に困難が生じた場合には、次の対策を実施し、運行の確保に努めるものとする。

（ア）パトロール要員の確保およびパトロールの実施による情報収集
（イ）道路管理者に対する除雪状況の確認、運行状況等の情報提供および運行上のトラブル要因の除去の要請
（ウ）路面の凍結、残雪による道路狭間、路肩積雪等道路条件が悪化した場合におけるチェーン着装等必要な措置の指示
（エ）路肩、行き違い困難等の状況からワンマン運行が困難と判断される場合における添乗員の乗務
（オ）１２月中旬から２月下旬までの間の全輪へのスノータイヤの装着
（カ）タイヤチェーンの全車両への装備および凍結時等におけるチェーン着装の徹底
（キ）各営業所への除雪機械の配置による車庫構内および駐車場の除雪の実施ならびに各営業所周辺の道路除雪作業等への協力

場　所	機　種
嶺北営業所	小松　ホイールローダー５１５型
福井営業所	小松　ホイールローダーWA１００－１型
嶺南営業所	小松　ホイールローダー５１０型
小浜管理所	小松　フォークリフトＦＤ２６－６

ウ　運行可否の決定

運行管理者は、運行の可否決定について道路状況を把握し、除雪状況に応じたルート変更などの対応の検討や、安全運行に支障があるか否かを判断し、運行の可否を決定するものとする。また、共同運行路線となる事業者には連絡を密にとり安全運行に支障の可否を判断して運行を決定するものとする。

運行等の連絡体制について運行管理者は、運休または遅延の場合、乗客に知らせると共に各連絡要所に通報し、営業所長への報告を終え自動車部に連絡するものとする。

エ　冬期対策の強化

次の点に留意し、冬期対策に万全を期するものとする。

（ア）寒冷期、特に早朝にトラブルとなる始動困難車両の防止のためのバッテリー総点検の実施

（イ）交通渋滞防止のためのマイカー使用の自粛、チェーン着装、違法駐車の禁止等モラルの向上の啓発

（ウ）運行管理者による適切な乗務員の手配および車両運用ならびに社内における連絡・協力体制の強化による安全運転および事故防止の徹底

（2）京福バス㈱の運行確保

ア　道路状況の把握

道路状況を次の方法により常に把握するものとする。

（ア）福井地方気象台、各道路管理者、警察署その他関係機関への電話連絡

（イ）ラジオ・テレビ等による気象情報の確認

（ウ）日本道路交通情報センターの利用

（エ）凍結地、危険箇所等の詳細な情報の提供についての自治会等地域住民への協力要請、および通勤乗務員による確認や安全パトロールによる情報収集の実施

（オ）通勤乗務員および帰着乗務員からの道路状況の報告の徹底

イ　運行可否の決定

運行管理者は、道路状況を把握し、除雪状況に応じたルート変更などの対応の検討や、乗務員、車両、装備品の状態等が安全運行に支障があるか否かを判断して運行の可否を決定するものとする。また、高速バスについても共同運行会社と連携を密にし、安全運行に支障があるか否かを判断して運行の可否を決定するものとする。

ウ　運行上の注意伝達

運行管理者は、積雪時、凍結時等において運行する場合、乗務員に対して道路状況を詳細に伝達し、把握させるとともに、対応マニュアルに基づく緊急時の応急措置の確認について徹底するものとする。

エ　滑走防止用具の携行および装着

運行管理者は、スリップおよび空転防止のため、必要に応じタイヤチェーン、スコップおよびタイヤ上げ台を備え付け、乗務員に対し使用方法を指導するとともに、積雪または凍結によりスリップまたは空転が予想されるときは、タイヤチェーンの着装を指示するものとする。

オ　運休等の連絡体制

運行管理者は、運休または遅延の場合は、各連絡所に通報し、乗客に知らせるとともに、営業所長に報告し、本社事業部に速やかに連絡するものとする。また、「京福バスナビ」や「X（旧 Twitter）」により、パソコン・携帯電話を通じて路線バス位置情報を乗客に発信するものとする。

5　倒木除去対策

（1）道路管理者、鉄道事業者および電力通信関係者は、倒木を原因とする道路交通や電力通信への障害を生じさせないため、平常時から、倒木のおそれがある立木の所有者等に、伐採や枝打ちの依頼、倒木した場合の撤去処理の確認を行い、降雪期前に倒木のおそれがある立木伐採を進めるものとする。

また、水分を含んだ重たい雪など降雪状況に応じた倒木除去を進めるものとする。

（2）道路管理者、交通事業者、その他施設管理者等は、積雪による倒木被害が発生し、交通等に障害が生じた場合、現場の森林所有者等に係る情報や、森林組合等への協力依頼について、関係機関と連携を図り、速やかに倒木処理を実施するものとする。

（3）市町は、倒木よる孤立集落や停電の発生を予防するため、森林環境譲与税等を活用し倒木のおそれがある沿道の立木伐採を進めるものとする。

第４　情報の収集、連絡および提供体制の確立

道路状況、列車等の運行状況等に関する情報を迅速かつ的確に収集し、各関係機関へ連絡することにより相互の連携強化を図るとともに、一般住民等に提供することにより県民生活の安定の確保を図るものとする。

１　国の措置

（１）管理道路について道路パトロールを実施し、なだれ危険箇所、凍結危険箇所等の発見に努めるとともに、道路の除雪状況、積雪状況等を常時把握するものとする。

（２）道路パトロールによりなだれ危険箇所、凍結危険箇所等を発見した場合は、道路情報板等に直ちに標示するものとする。

道路の路面状況、規制状況等は、道路情報板、道路交通情報通信システム、高機能標識車、テレビ、ラジオ等により一般通行車両に周知徹底するものとする。また、インターネット（パソコンおよび携帯電話）による冬期道路情報（天候、積雪深および路面状況）の提供を行うものとする。

気象状況等により交通安全の確保に支障が生じるおそれがある場合は、交通遮断機設置箇所で通行を禁止し、関係機関に速やかに連絡するとともに、報道機関を通じて広報を行い、一般通行車両に周知するものとする。

〔ＨＬ型情報板設置箇所〕

一般国道８号	一般国道２７号	一般国道１６１号	一般国道１５８号
あわら市熊坂　（南向）	敦賀市古田刈　（東向）	敦賀市疋田（南向）	永平寺町松岡吉野堺（東向）
〃　笹岡　（北向）	〃　葎生野　（西向）	〃　山中（北向）	〃　松岡吉野（東向）
坂井市丸岡町今福（北向、南向）	美浜町佐柿　（東向、		〃　諏訪間（西向）
福井市成和　（南向）	西向）		〃　谷口　（東向）、（西向）
〃　下馬　（北向）	〃　大藪　（西向）		〃　大月　（東向）
越前市大屋　（北向）	〃　気山　（東向）		〃　吉峰　（東向）
〃　畑町　（南向）	若狭町倉見　（西向）		勝山市鹿谷町保田　（西向）
〃　白崎　（南向）	〃　三宅　（東向）		〃　鹿谷町志田　（北向・南向）
〃　春日野　（南向）	〃　井ノ口　（西向）		〃　鹿谷町杉俣　（西向）
〃　春日野　（北向）	小浜市国分　（東向）		大野市横枕（東向・西向）
敦賀市大比田　（北向）	〃　和久里　（西向）		〃　蕨生（東向・　西向）
〃　杉津　（南向）	〃　岡津　（東向）		〃　西勝原（東向・　西向）
〃　赤崎　（北向）	おおい町本郷　（西向）		〃　下山（東向・　西向）
〃　田結　（南向）	〃　蒜畠　（東向）		〃　貝皿　（北向・　南向）
〃　吉河　（北向）			
〃　金ケ崎　（南向）			
〃　曙　（北向）			
〃　坂の下　（南向）			
〃　鳩原　（北向）			
〃　疋田　（北向、南向）			
〃　麻生口　（南向）			
〃　新道　（北向）			

〔ＨＬ型情報板設置箇所〕

一般国道１５８号
大野市東市布　（東向）
郡上市白鳥町為真（東(北)向）
〃　向小駄良（西向）
〃　向小駄良（白鳥西ＩＣ）（西向）

〔交通遮断機設置箇所〕

一般国道８号	標示	一般国道２７号	標示	一般国道１６１号	標示	一般国道１５８号	標示
越前市春日野（南）	有	若狭町倉見（西）	有	敦賀市疋田（南）	有	永平寺町谷口（西）	有
敦賀市大比田（北）	〃	若狭町末野（東）	〃			〃　大月（西）	〃
〃　曙　（北）	〃					勝山市鹿谷町（西）	〃
〃　鞠山　（北）	〃					大野市横枕　（東）	〃
〃　疋田　（南）	〃						

〔道路情報ラジオ（１６２０Ｈｚ）〕

一般国道８号	越前市畑～同市塚原 敦賀市田結～同市樫曲

〔道路交通情報通信システム設置箇所〕

一般国道８号	一般国道１６１号
南越前町具谷～大谷（下り２基）	敦賀市追分～山中（上り１基、下り１基）

〔インターネット（パソコン・携帯電話）による冬期道路情報提供予定箇所〕

一般国道８号	一般国道２７号	一般国道１６１号	一般国道１５８号
〔熊　坂〕あわら市熊坂付近 〔福　井〕福井市成和付近 〔大　良〕南越前町大良付近 〔杉　津〕敦賀市杉津付近 〔新　道〕敦賀市新道付近 〔余　座〕敦賀市余座付近	〔敦　賀〕敦賀市開町付近 〔倉　見〕若狭町倉見付近 〔小　浜〕小浜市遠敷付近 〔蒜　畠〕高浜町六路谷付近 〔小　浜〕小浜市伏原付近	〔山中〕敦賀市山中付近	〔勝山〕勝山市鹿谷町保田付近 〔大野〕大野市中津川付近 〔永平寺〕永平寺町轟付近 〔勝　原〕大野市西勝原付近 〔九頭竜〕大野市貝皿付近

〔インターネット（パソコン）による画像配信箇所〕

一般国道８号	あわら市牛ノ谷付近	一般国道１５８号	吉田郡永平寺町松岡吉野瀬付近
一般国道８号	あわら市熊坂付近	一般国道１５８号	吉田郡永平寺町松岡吉野付近
一般国道８号	あわら市東田中付近	一般国道１５８号	吉田郡永平寺町諏訪間付近
一般国道８号	福井市下新井付近	一般国道１５８号	吉田郡永平寺町谷口付近
一般国道８号	鯖江市御幸付近	一般国道１５８号	吉田郡永平寺町轟付近
一般国道８号	鯖江市長泉寺付近	一般国道１５８号	吉田郡永平寺町浅見付近
一般国道８号	越前市行松付近	一般国道１５８号	吉田郡永平寺町大月付近
一般国道８号	越前市白崎付近	一般国道１５８号	吉田郡永平寺町栗住波付近
一般国道８号	南越前町道の駅付近	一般国道１５８号	吉田郡永平寺町竹原付近
一般国道８号	南越前町大谷付近	一般国道１５８号	吉田郡永平寺町吉峰付近
一般国道８号	敦賀市大比田付近	一般国道１５８号	勝山市鹿谷町保田付近
一般国道８号	敦賀市赤崎付近	一般国道１５８号	勝山市鹿谷町杉谷付近
一般国道８号	敦賀市泉付近	一般国道１５８号	勝山市大袋付近
一般国道８号	敦賀市岡山付近	一般国道１５８号	大野市小矢戸付近
一般国道８号	敦賀市疋田付近	一般国道１５８号	大野市中津川付近
一般国道８号	敦賀市新道付近	一般国道１５８号	大野市横枕付近
一般国道２７号	若狭町気山付近	一般国道１５８号	大野市堂林付近
一般国道２７号	若狭町倉見付近	一般国道１５８号	大野市下麻生嶋付近
一般国道２７号	若狭町三宅付近	一般国道１５８号	大野市川嶋付近
一般国道２７号	小浜市湯岡橋付近	一般国道１５８号	大野市上麻生嶋付近
一般国道２７号	高浜町関谷付近	一般国道１５８号	大野市田野付近
一般国道２７号	高浜町六路谷付近	一般国道１５８号	大野市新塚原付近
一般国道１６１号	敦賀市疋田付近	一般国道１５８号	大野市北坂付近
一般国道１６１号	敦賀博知付近	一般国道１５８号	大野市蕨生付近
一般国道１６１号	敦賀市山中付近	一般国道１５８号	大野市西勝原付近
		一般国道１５８号	大野市弘原付近
		一般国道１５８号	大野市下山付近
		一般国道１５８号	大野市貝皿付近

区　分		ア　ド　レ　ス
福井河川国道事務所	パソコン	https://www.kkr.mlit.go.jp/fukui/
	携帯電話	https://www.fukui.kkr.mlit.go.jp/m/
岐阜国道事務所	パソコン	https://www.cbr.mlit.go.jp/gifu/

（3）県内の主要幹線道路において、大雪により交通事故や立ち往生等が発生し、大規模な交通障害の発生が懸念される場合に、福井河川国道事務所長が各道路管理者、交通管理者、福井地方気象台、自衛隊福井地方協力本部を福井河川国道事務所へ招集し、各管理者間の詳細な情報共有、調整と県民への定期的な情報共有を行う。

福井県冬期道路情報連絡室

（構成）国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所
福井県
福井県警察本部
中日本高速道路㈱金沢支社
西日本高速道路㈱関西支社
気象庁東京管区気象台福井地方気象台
自衛隊福井地方協力本部

※市町・その他機関については室長（福井河川国道事務所長）が認める場合、必要に応じオブザーバー参加

（4）「大雪に関する緊急発表」が発表されるような降雪が予測される場合、これまでの記者発表やＨＰ、道路情報板等の提供手段に加え、ソーシャルネットワーキングサービス（以下「ＳＮＳ」という）、ＴＶＣＭ、ラジオや休憩施設に設置したデジタルサイネージの活用、市町と調整した地域一斉メールの発出など多様な手段を活用し、関西、中京方面を含めた広域的な範囲のドライバー、運送事業者、荷主等を対象とした、関係機関の協力を得ながら、出控えや広域迂回等を繰り返し呼びかけ、圏域への流入交通を抑制することとする。

（5）「大雪に関する緊急発表」が発表されるような大雪が予測され、短期間の集中的な降雪により車両滞留の発生のおそれがあるときには、広範囲の計画的・予防的な通行止めを躊躇なく行うこととする。そのためのタイムラインを策定し、予想降雪量にとどまらず、路面状況、交通状況、除雪体制など、通行止めの判断や準備を開始するための複数の観点やきっかけとなるものを位置づけ、計画的・予防的通行止めを的確に運用することとする。

（6）広範囲の計画的・予防的通行止めを実施する際には、国土交通省が主体となり、隣接県の関係機関との合同会議を開催し、社会経済活動への影響の最小化や早期の通行止め解除に向けた取組について調整を行うこととする。

（7）情報の文字化やＷｅｂ会議等の同じ情報を共有する仕組みの構築、冬期道路情報連絡室への県等のリエゾンの役割の再徹底など、情報共有の取組を強化することとする。

2　県の措置

（1）管理道路について道路パトロールを実施し、なだれ危険箇所、凍結危険箇所等の発見に努めるとともに、発見した場合には直ちに下表の道路情報板等により一般通行車両に周知するものとする。

国道157号	
勝山市谷	ＨＬ７形ＬＥＤ式
勝山市栃神谷	ＨＬ７形ＬＥＤ式
勝山市寺尾	Ｂ形電光式
大野市南新在家	ＨＬ７形ＬＥＤ式
大野市中据	ＢＬ形ＬＥＤ式
大野市五条方	ＨＬ７形ＬＥＤ式
大野市中島	ＨＬ７形ＬＥＤ式
国道158号	
福井市天神(篠尾)	ＨＬ７形ＬＥＤ式
福井市薬師	ＢＬ形ＬＥＤ式
福井市東川上町	ＨＬ７形ＬＥＤ式
大野市牛ヶ原	ＢＬ形ＬＥＤ式
大野市犬山	ＢＬ形ＬＥＤ式
大野市菖蒲池	ＢＬ３形ＬＥＤ式
大野市下山	Ｂ５形透光式
大野市板倉	ＨＬ７形ＬＥＤ式
大野市下半原	Ａ３形電光式
国道162号	
おおい町口坂本	ＢＬ３形ＬＥＤ式
小浜市和久里	ＨＬ７形ＬＥＤ式
小浜市湯岡	Ｂ形電光式
小浜市甲ヶ崎	ＨＬ７形ＬＥＤ式
若狭町鳥浜	ＨＬ７形ＬＥＤ式

国道303号	
若狭町大杉	ＨＬ７形ＬＥＤ式
若狭町三宅	ＨＬ７形ＬＥＤ式
国道305号	
あわら市牛山	Ａ形電光式
福井市両橋屋	ＨＬ７形ＬＥＤ式
福井市大味１	ＢＬ13形ＬＥＤ式
福井市大味２	ＢＬ13形ＬＥＤ式
越前町梅浦	ＨＬ７形ＬＥＤ式
越前町梅浦	ＨＬ７形ＬＥＤ式
南越前町河野	Ａ形電光式
国道364号	
福井市高田	ＨＬ７形ＬＥＤ式
永平寺町寺本	ＨＬ７形ＬＥＤ式
坂井市丸岡町鳴鹿	Ａ形電光式
坂井市丸岡町上久米田	ＢＬ形ＬＥＤ式
国道365号	
越前町江波	Ｂ形電光式
越前市四郎丸	ＢＬ１３形ＬＥＤ式
越前市関ヶ鼻	ＢＬ１３形ＬＥＤ式
南越前町孫谷	ＨＬ７形ＬＥＤ式
国道416号	
福井市仙町	Ａ形電光式
永平寺町松岡芝原	Ａ形電光式
勝山市田名部	ＢＬ３形ＬＥＤ式

国道417号	
池田町板垣	ＢＬ１３形ＬＥＤ式
池田町志津原	ＢＬ１３形ＬＥＤ式
鯖江市横越	Ａ形透光式
鯖江市糺町	Ａ３形電光式
越前町鎌坂	ＨＬ７形ＬＥＤ式
国道476号	
敦賀市余座１	ＨＬ７形ＬＥＤ式
敦賀市余座２	ＨＬ７形ＬＥＤ式
小浜綾部線　おおい町本郷	Ｂ形透光式
小浜綾部線　おおい町久保	Ｂ形透光式
武生美山線　越前市定友	ＢＬ形透光式
武生美山線　池田町野尻	ＢＬ形透光式
福井四ヶ浦線　福井市大森町	ＢＬ形透光式
丸岡川西線	
坂井市丸岡町女形谷	ＢＬ１２形ＬＥＤ表示板
丸岡川西線 坂井市丸岡町舟寄	Ｂ形透光式
坂本高浜線　高浜町薗部	Ｂ形透光式
武生米ノ線　越前市広瀬	Ｂ形透光式
上中田鳥線　小浜市田鳥	Ｂ形透光式
佐田竹波敦賀線　敦賀市櫛川	Ｂ形透光式
佐田竹波敦賀線　美浜町北田	Ｂ形透光式
敦賀柳ヶ瀬線　敦賀市麻生口	Ｂ形透光式
常神三方線　若狭町海山	ＨＬ７形ＬＥＤ式
常神三方線 若狭町世久津	ＢＬ形ＬＥＤ式
赤礁崎公園線　おおい町犬見	Ｂ形透光式
佐田竹波敦賀　敦賀市縄間	ＨＬ７形ＬＥＤ式
佐田竹波敦賀線　美浜町竹波	ＨＬ７形ＬＥＤ式
大谷杉津線　敦賀市大比田	ＢＬ形ＬＥＤ式
三方五湖公園線 若狭町気山	ＢＬ形ＬＥＤ式

（2）道路雪情報システムの観測データから道路状況を常に把握するとともに、他の道路管理者および福井地方気象台と連携し、気象情報の共有化を図るものとする。

（3）除雪オペレータ、バス事業者等からの情報収集により路面状況等を常に把握するとともに、他の道路管理者、日本道路交通情報センター等と連携を密にし、それぞれの除雪状況、交通情報等を把握するものとする。

（4）道路状況については、道路情報板、除雪案内板等により一般通行車両に速やかに提供するものとする。
県内２１４箇所の道路状況画像および３８箇所の路中温度（舗装面下）ならびに県内３７箇所の積雪量

および気温については、「みち情報ネットふくい」により、インターネットで一般住民等に提供するとともに、近畿地方整備局、中日本高速道路㈱、近隣県等のホームページとリンクさせ、広く利用者の利便性を図るものとする。さらに、「みち情報ネットふくい」上で最重点除雪路線や消雪区間を表示するとともに、県民に除雪状況を分かりやすく提供する。

Ｕ　Ｒ　Ｌ
https://www.hozen.pref.fukui.lg.jp/hozen/yuki/

（5）交通渋滞の状況については、必要に応じて防災ヘリコプター等で把握し、各関係機関に情報提供するものとする。

（6）警察本部は、(公財)日本道路交通情報センター福井センター（電話番号：０５０－３３６９－６６１８）を通じ、高速道路、国道、県道等の混雑状況、交通規制の状況、迂回路等運転者にとって必要な情報をテレビ・ラジオ放送、電話等により提供するものとする。

また、国道８号丸岡～敦賀および国道２７号敦賀～小浜の両区間の状況については、道路交通情報通信システムによりカーナビゲーションにＶＩＣＳ情報（混雑状況、交通規制状況、主要地点間の所要時間等）をリアルタイムで提供するものとする。

（7）道路状況、列車等の運行状況、電話、電力等のライフラインの状況、生活物資の状況その他県民生活の安定の確保に必要なあらゆる情報を各関係機関から収集し、インターネット、メールおよびＳＮＳを活用して県民や報道機関に提供するものとする。

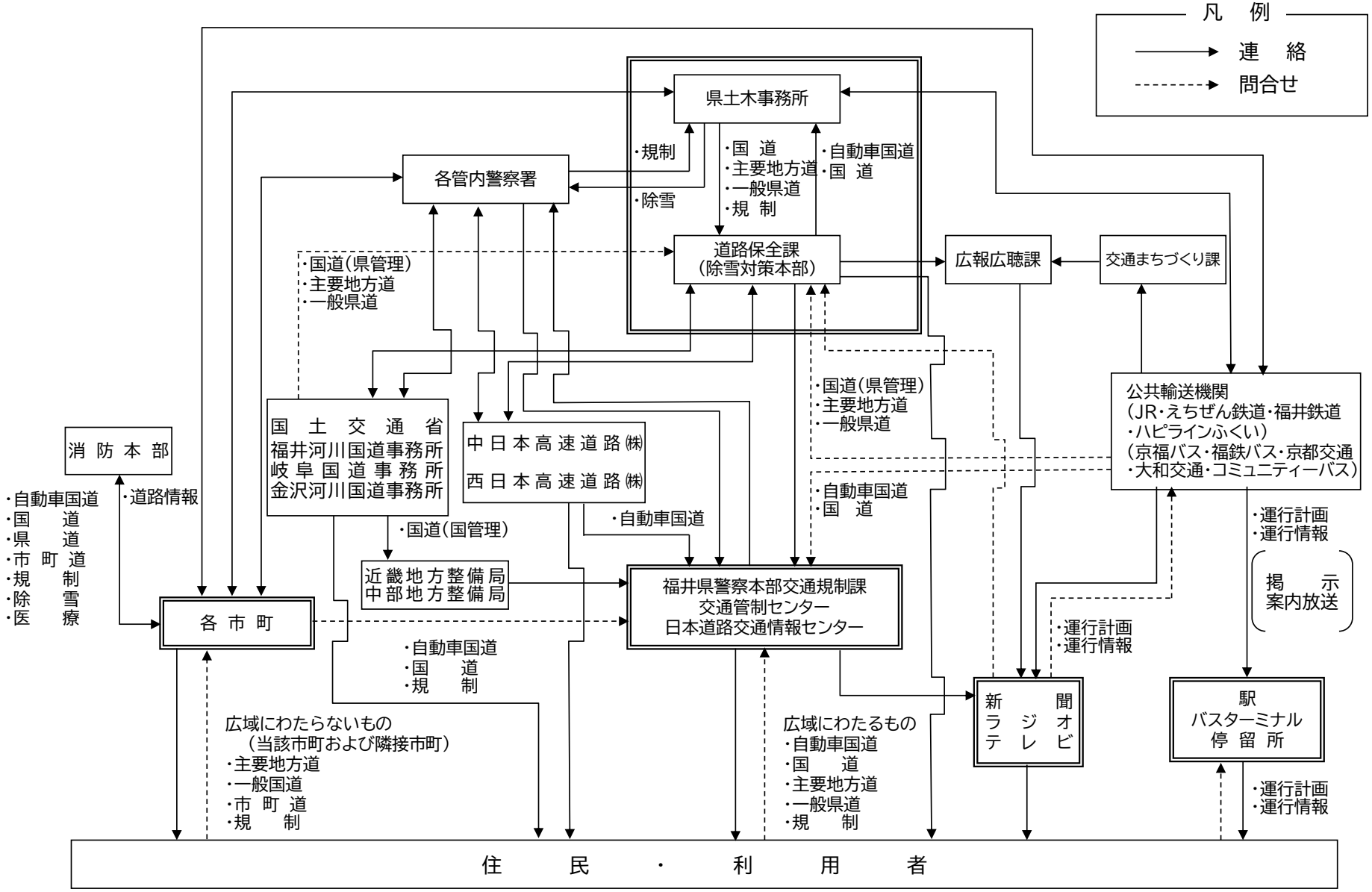
（8）福井県内へ寒波が到来すると予想された場合に県と市町が「冬期道路情報連絡会」を設置し、前回の寒波が到来した際に生じた事例などを反省し、連携を強化する。

（9）県外者に対しては、隣接府県などの協力を得て、県内の道路交通状況、チェーン携行、冬用タイヤの早期装着、雪道運転の注意事項などを広報するものとする。また、福井県・滋賀県両県の道路通行規制などの道路情報についても相互に情報発信するものとする。その他、県外の旅行エージェントや報道機関、県ホームページを通じて、正確な交通情報や道路復旧見通しなどの道路交通情報を提供するものとする。

(10) ＳＮＳを活用し、滞留発生時にドライバーから情報収集を行い、県、市町、道路管理者で共有し、必要な支援を実施することとする。

(11) 福井県除雪対策本部設置後の情報連絡系統は次のとおりとする。

除雪対策本部設置後の情報連絡系統



(注)各関係機関は、この情報連絡システムに基づかない場合でも報道機関の取材活動には積極的に協力を行う。

3　市町の措置

管理道路について道路パトロールを実施し、なだれ危険箇所、凍結危険箇所等の発見に努めるとともに、発見した場合には直ちに道路情報板等により一般通行車両に周知するものとする。

また、他の道路管理者、バス事業者等から道路状況、運行状況等の情報を収集し、ＣＡＴＶ、有線放送、防災行政無線等を通じて住民に対し情報提供を行うものとする。

4　中日本高速道路㈱および西日本高速道路㈱の措置

（1）定時および必要の都度道路パトロールを実施し、なだれ等の危険箇所の早期発見に努めるとともに、積雪等の路面状況を把握するものとする。

また、路線各地の気象情報については、路線に設置された気象観測設備によって把握するものとする。

（2）道路パトロールおよび気象監視モニターにより積雪または路面凍結のおそれが予想される場合は、除雪または凍結防止剤散布の作業を開始するとともに、警察と協議し速やかに速度規制、チェーン規制等適切な交通規制を行うものとする。

（3）交通規制の情報については、各インターチェンジ付近に設置してある道路情報板により一般通行車両に提供するとともに、ホームページ、X（旧 Twitter）、LINE においても提供するものとする。

また、各関係機関が報道機関等を通じて一般住民等に情報提供できるよう、速やかに各関係機関に連絡するものとする。交通規制が解除された場合においても、同様の方法で情報提供するものとする。

（4）今庄インターチェンジ～木之本インターチェンジ間の道路状況等を広く提供し、交通障害の軽減を図るため、雪氷情報板、ハイウェイラジオ等の活用により冬期間の情報提供の強化を図るものとする。

（5）初冬期における早めの冬用タイヤ装備の広報として、サービスエリア等におけるキャンペーンの実施及びポスター、リーフレット、ホームページ等の啓発により、高速道路利用者への冬期間通行の注意事項および遵守事項の周知を図るものとする。

E8 北陸自動車道および E27 舞鶴若狭自動車道　道路情報提供箇所等

区　分		箇　所　等
道路情報板	A型	各インターチェンジ付近
	B型	各インターチェンジの入口付近の一般道路上
	C型	各インターチェンジのトールゲート付近
雪氷情報板		上り線の鯖江インターチェンジ～今庄インターチェンジ間 下り線の米原ジャンクション～木之本インターチェンジ間（滋賀県内）
ハイウェイ情報ターミナル		上り線および下り線の西紀サービスエリア内（兵庫県篠山市）
気象情報モニター		上り線および下り線の南条サービスエリア内 上り線および下り線の賤ケ岳サービスエリア内（滋賀県長浜市）
ハイウェイラジオ		鯖江インターチェンジ～武生インターチェンジ間 上り線（削除）および下り線の柳ヶ瀬トンネル 上り線および下り線の岩籠トンネル 上り線および下り線の国冨トンネル 西紀サービスエリア付近（兵庫県篠山市）
インターネット	パソコン	https://www.c-nexco.co.jp http://www.w-nexco.co.jp
	携帯電話	https://www.c-nexco.co.jp/ http://www.w-nexco.co.jp/mobile/
アイハイウェイ		http://ihighway.jp、https:www.c-ihighway.jp
目で見るハイウェイテレフォン		http://www.c-nexco.highway-telephone.jp/
みちラジ		https://www.c-nexco.co.jp/jam/michiradi/
X（旧 Twitter）		https://x.com/c_nexco_kana
LINE		https://lin.ee/BCyruI6
お客様センター		NEXCO 中日本　０１２０－９２２－２２９ NEXCO 西日本　０１２０－９２４－８６３

５　ＪＲ西日本金沢支社の措置

列車の運行状況等に関する情報連絡体制の強化を図り、ホームページによる列車運転状況の提供、駅員配置駅に対する支社管内一斉放送設備の活用等情報提供サービスを強化し、的確な列車遅延情報の提供を行うものとする。また、運休、大幅な遅延等が発生した場合は、速やかに県及び関係機関に連絡するものとする。

（１）雪害時における列車の運行状況、輸送手配等

列車運行情報等により状況を的確に把握し、部内の連絡をきめ細かく行うとともに、速やかに旅客、公衆へ周知を図るため、次のように情報の区分及び発表責任者を定める。

①部外情報⇒総務課長

雪害に関する情報について報道機関を通じて速やかにお客様にお知らせするもので、総務課長がプレス発表する。

②旅客情報⇒指令所長

旅客列車の遅延、特発、う回輸送状況等について駅及び列車乗務員を通じて列車内の旅客及び待合室の旅客公衆に連絡するもので指令所長が発表する。

（２）行政機関等への情報提供

雪害により、列車の運行状況等に大きな障害が生じた場合、必要により地域共生室長は関係する行政機関等に情報を提供し連携に努めること。

６　地方鉄道事業者の措置

（１）施設内のパトロールを実施し、なだれ危険箇所等の発見に努めるとともに、除雪状況、降雪状況等を常に把握するものとする。

（２）常に運行状況を把握し、運休、大幅な遅延等が発生した場合は、速やかに各駅へ連絡し、案内放送等により乗客等に周知するとともに、県、関係市町、報道機関等に連絡し、広報するものとする。

７　バス事業者の措置

（１）道路状況、気象状況等を把握し運行の確保に努めるとともに、常に運行状況を把握するものとする。

（２）運休、大幅な遅延等が発生した場合は、速やかに主要停留所での掲示等により乗客等に周知するとともに、県、関係市町、報道機関等に連絡し、広報するものとする。

８　ＮＴＴ西日本㈱福井支店（以下「ＮＴＴ西日本」という。）、電力事業者、ガス事業者、水道事業者等ライフライン関連事業者の措置

（１）道路状況、積雪状況等を常に把握するとともに、パトロールの実施等によりなだれ危険箇所等の早期発見に努めるものとする。

（２）通信途絶、停電事故等が発生した場合に、復旧状況などを速やかに周知するよう県、市町、各関係機関への連絡体制および一般住民への情報提供体制を確立するものとする。

（３）通信途絶、停電事故等の復旧箇所へいくための道路について、より早めの除雪確保するよう道路管理者に協力要請し、道路管理者と除雪状況などの連絡を密にしながら、早期復旧に努めるものとする。

第５　通信対策

ＮＴＴ西日本、県、市町および各防災関係機関は、降積雪時に通信が途絶しないよう次の対策を実施し、通信の確保に努めるものとする。

１　ＮＴＴ西日本の措置

（１）主要な中継交換機の分散、主要な伝送路の多ルート化、もしくはループ構成等通信網の整備を行う。
　　また、主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

（２）災害発生時において通信を確保し、また災害復旧を迅速に行うため、あらかじめ保管場所および数量を定め、必要に応じ災害対策機器および車両等を配備するとともに、定期的な点検整備を実施するものとする。

＜参考＞非常用電源装置配備状況

種　　別	配置場所	台　　数	備　　考
移動電源車	ＮＴＴ西日本福井支店	２台	
携帯発動発電機	ＮＴＴ西日本福井支店	８台	
各交換所発電用エンジン	各交換所	１１ケ所	
各交換所蓄電池	各交換所	２５ケ所	耐用時間１８時間以上

＜参考＞非常用無線装置配備状況

種　　別	配置場所	台　　数	備　　考
ＴＺ－４０３Ｄ	ＮＴＴ西日本福井支店	２組	
ポータブル衛星通信装置	ＮＴＴ西日本福井支店	２台	

＜参考＞応急ケーブル配備状況

局名／種別	福　井	敦　賀	計
応急市内ケーブル　１００対	２００m×７ドラム	２００m×４ドラム	２００m×１１ドラム
応急市内ケーブル　　５０対	３００m×４ドラム		３００m×　４ドラム
応急光ケーブル　ＧＩ型　１２心	２５０m×１ドラム	２５０m×１ドラム	２５０m×　２ドラム
応急光ケーブル　ＳＭ型　１００心	２８０m×２ドラム	２８０m×１ドラム	２８０m×　３ドラム

（３）屋根雪下ろし、立木倒壊等による電話線の断線損傷を防止するため、ＮＴＴ西日本のホームページ等を通じて住民に対して注意を呼び掛けるものとする。

２　各防災関係機関の措置

（１）県は、降積雪時における情報の収集、連絡および提供が円滑に行えるよう降積雪期前に福井県防災情報ネットワークの局舎、アンテナ等の保守点検を行うものとする。

（２）市町、消防本部等は、降積雪時における情報の収集、連絡および提供が円滑に行えるよう降積雪期前にその保有する防災行政無線、有線放送、ＣＡＴＶ、消防無線等の施設・設備の保守点検を行うものとする。

第６　電力供給対策

電力事業者は、降積雪による停電事故等を未然に防止するため、次の対策を実施するものとする。

１　降積雪期前の設備の点検整備等の実施

（１）送・配電線の重要幹線、鉄軌道横断箇所等重要地点のパトロールを強化して、不良箇所の早期改修、補強、雷害の防止策、電線の着雪防止対策など適切な対策工事を実施するものとする。
（２）送・配電線路に接近する樹木を伐採するものとする。
（３）県や市町との協力のもと、事前伐採に務めるものとする。
（４）変電所の諸機械装置の点検整備を強化するとともに、機器間等の融雪および保温装置の点検整備を実施するものとする。
（５）冠雪による通信線の断線等の障害を防止するため、保守点検を実施するものとする。
（６）変電所機器の周辺については、早い段階で除雪を行うものとする。
（７）雪害時の連絡を確保するため、機動車および各事務所の無線基地、移動無線機器、保安電話、非常用電源等の点検整備を実施するものとする。
（８）迅速な事故復旧を図るため、復旧機材等を分散配置するとともに、諸工具等の点検整備を実施するものとする。
（９）なだれ発生のおそれがある箇所のパトロールを強化し、なだれ止めの点検補強、整備改修等を実施するものとする。
(10) 緊急時に備えて、従業員および工事業者の非常呼集体制を確立するものとする。
(11) 地方気象台等関係機関との連携を密にし、気象情報等を迅速かつ的確に把握するものとする。
(12) 住民からの情報を活用し、設備被害状況を速やかに把握するものとする。

２　住民等への注意事項の周知

立木等の倒壊および接触ならびに屋根雪下ろしによる断線、感電等の事故を防止するため、次の事項について広報紙等を通じて住民に対して注意を呼び掛けるものとする。
（１）屋根雪下ろし等は、電線に触れたり、雪を直接電線に当てたりしないように注意して行うこと。
（２）断線した電線は危険であることから、絶対に近づいたり触れたりしないで、直ちに最寄りの事業所に連絡すること。
（３）送・配電線および電気工作物に接近している樹木を伐採するときは、必ず最寄りの事業所に連絡すること。
（４）事故や異常を発見したときは、直ちに最寄りの事業所に連絡すること。

第７　農林水産業対策

１　農業

県は、関係出先機関、市町、農業協同組合等を通じ降雪状況に応じて次の対策について指導を徹底するものとする。

（１）麦については、排水対策や適期播種を行うとともに、雪融け後の排水溝の手直しを徹底するものとする。

（２）野菜、花きについては、耐寒性・耐雪性の強い品種の適期播種、越冬後の圃場排水対策、融雪の促進等を図るものとする。また、風や雪に強いハウスの整備、融雪装置やハウスの天井を支える支柱の点検や、ビニールの除去等を徹底するものとする。

（３）果樹については、降雪前に粗せん定、幼木の結束・枝吊りおよび成木の太枝への支柱の取付けを行い、ナシ等の棚栽培においては棚を補強するものとする。降雪中は、園内を見回り、雪を払い除け、降雪後は、積雪の沈降による枝の損傷を防止するため枝を掘り出すとともに、融雪水を排除するものとする。

（４）被災農家の再生産に向け、実態に応じた個別技術指導や既存制度資金の活用などを指導するものとする。

２　林業

県は、関係出先機関、市町、森林組合等を通じ林業関係者に対して雪に強い健全な森林を育成するため、適切な間伐、枝打ち等の施業技術指導を行うものとする。

３　畜産業

県は、関係出先機関、市町、農業協同組合等を通じ家畜飼養者に対して冬期（３ケ月）に必要な飼料の貯蔵および品質保全に万全を期するとともに、畜舎についてはその構造等を考慮して、早期に除雪するよう指導するものとする。

また、豪雪時に生乳、牛乳、肉畜、食肉、鶏卵等畜産物の輸送に支障が生じないよう必要に応じ各道路管理者に道路除雪について協力を要請するものとする。

４　水産業

県は、漁業協同組合等に対して、水産物荷捌き施設、貯氷・冷蔵施設、燃油補給施設や漁船保全修理施設等の機能が維持されるよう、早期の融雪および除雪を指導するものとする。

また、漁業者に対しては、漁業協同組合等を通じ所属する係留漁船について降雪による沈没等が発生しないように、早期の除雪を指導するものとする。

第８　文教対策

１　気象、降雪、道路除雪状況等に応じた応急教育措置

県教育委員会は、市町教育委員会に対し異常気象、大雪時の集中除雪の実施等の場合は保護者との連絡を密にし、休校、授業の打ち切り、集団登下校およびその引率等適切な措置をとるよう指導するものとする。なお、休業等によって欠けた授業の補充については、それぞれの学校において工夫し、授業時間数の確保に留意するものとする。

２　児童・生徒の危険防止

県教育委員会は、市町教育委員会に対し降雪時における通学の安全確保および危険防止を図るため、特に次の事項を要請するものとする。

（１）学校敷地内の通路および非常時における避難経路の除雪
（２）通学道路およびその周辺の除雪ならびに危険個所の除雪
（３）教職員やＰＴＡ、地域住民による通学路や歩道など学校周辺の除雪計画の整備
（４）学校周辺の除雪に対する地域ぐるみの協力への啓発
（５）適切な指導に基づく集団登下校の実施
（６）交通事故防止の徹底
（７）始業時刻および終業時刻の変更による安全確保および保護者等への連絡の徹底
（８）除雪機械器具によって生じる事故等の危険防止
（９）事故発生の早期報告

３　学校および社会教育等の施設の保全対策

学校長および施設管理者は、校舎等の構造、耐用年数等を考慮し早めに除雪するとともに、融雪装置のある校舎等にあってもその点検を行うものとする。また、屋内運動場については、許容積雪量（荷重）を確認し、人目につきやすい個所に明示するとともに、短期間に集中的な降雪により荷重を超える積雪量に達する恐れのあるときは、雪下ろしをするまでの間、当該建物の使用禁止の措置をとるものとする。

建物に被害が生じた場合には、被災の状況を速やかに報告するとともに、破損個所を補修し、加えて老朽建物等の補強を促すものとする。さらに防火対策（貯水池、貯水槽、消火器の点検、消防自動車が入りやすいよう施設周辺の道路除雪、火気使用後の点検、夜間巡視等）については特に留意するものとする。

４　保健管理

学校長は、降雪または酷寒期における室内の換気、採光、照明および温湿度を適切にし、環境衛生の万全を期するとともに、状況に応じ、適宜健康診断を実施し、学校感染症のまん延防止に留意するものとする。

５　学校給食用物資の確保

県教育委員会は、積雪のため給食の実施が不可能とならないよう、米、パン、牛乳等の確保について学校給食会等関係者と連絡を密にするものとする。

また、市町教育委員会に対しては、学校給食用燃料、生鮮食料品等の確保対策を定めておくよう指導するものとする。

第９　保健衛生対策

１　除雪作業における健康管理

県および市町は、除雪による健康被害等を防ぐため、除雪作業の際の健康管理について、新聞やホームページ等を通じて、県民に周知するものとする。

２　医薬品等の確保

県は、医薬品等の確保について「災害時における医薬品の供給等に関する協定書」に基づき、福井県医薬品卸業協会と平常時から相互の連絡体制を確立し、情報交換を行うものとする。また、医療機関、薬局等関係業者と降雪前に密接な連絡を取るとともに、医薬品等の確保について協力を依頼するものとする。

３　清掃対策

市町等は、ごみ、し尿等の一般廃棄物の収集処理について降雪前に関係業者と密接な連絡を取るとともに、住民に対し収集方法等について周知徹底するものとする。

第１０ 社会福祉対策

１　建物の保護および除雪

県は、社会福祉施設の管理者に対し次の冬期における対策等を指導するものとする。

（１）建物について耐久度診断を実施するとともに、必要に応じて積雪期前に補強工事等を行うものとする。

（２）各施設の管理者は、降雪状況に応じ、早めの屋根雪下ろしを行い、屋根雪の落下による事故や屋根雪による倒壊を防止するものとする。

（３）各種情報の迅速かつ的確な収集のため、各施設内および関係機関との連絡体制を整備するものとする。

２　入所者等に対する配慮

施設の管理者は、入所者、通所者等の避難に支障がないよう常に非常口および避難路を確保するとともに、近隣の住民等による援助体制を確保するものとする。

特に保育所および認定こども園については、次の措置を講ずるものとする。

（１）児童の安全を確保するため、事前に保護者等と協力して施設および通園路の安全対策を講ずるものとする。

（２）絶えず気象状況に注意し、児童の安全確保の観点から必要と判断した場合は休園または保育時間の切上げの措置を迅速かつ適切に行うものとする。

第１１　住宅対策

１　屋根雪下ろし時における安全確保

県は、屋根雪下ろし中の転落事故等を防ぐため、安全な屋根雪下ろしの注意事項をまとめ、新聞やホームページ、動画等を通じて県民に広報するほか、降雪量に応じて屋根雪下ろしの実践講習会の実施や、屋根雪下ろし方法の動画の活用を市町に周知するなど、県民に屋根雪下ろし時の安全確保を呼びかけるものとする。

２　空家・空工場への対策

積雪により空家・空工場が倒壊など第三者に危害を加える場合もあることから、市町は、耐雪性のない空家・空工場の把握に努めるものとし、所有者等が不明な場合は、法曹関係者や裁判所の協力を得て権利関係調査を実施するものとする。

また、県は、市町からの問合せに応じて、建築基準法に規定されている情報（構造計算の際に採用すべき垂直最深積雪量）等の提供を行うほか、積雪による倒壊など降雪期における建物の安全管理について相談窓口を開設し、相談事例を随時市町と情報共有するものとする。

第１２　消防対策

１　消防機械器具の整備点検等

消防機関は、消防機械のエンジンの凍結等によって出動が遅れ、また積雪のため消防自動車が出動不能となることがないよう、平常時から消防機械器具の整備点検を行うとともに消防機械器具置場に通じる道路の除雪に努め、小型動力ポンプの搬送手段の確保等火災の際に速やかに対処できるよう措置するものとする。

２　水利付近の除雪の励行等

消防機関は、市街地または住宅密集地にあっては、防火水槽、消火栓または自然水利付近の除雪を行い、消防活動上支障のないよう消防水利の確保に努めるものとする。

また、屋根雪下ろし等で消防水利がふさがれることがないよう住民に対し周知徹底を図るとともに、計画的にパトロールを行うものとする。

特に積雪の多い地区においては、吸水管付防火水槽や地上式消火栓の設置を推進するものとする。

３　緊急自動車の走行確保

消防機関は、道路管理者の協力を得て、消防活動上必要とする緊急自動車の走行を確保するよう努めるものとする。

市町は、消防機関とともに、消防活動に支障となるような駐車を行わないよう呼びかけるほか、小型機械等による生活道路の除雪を行うなど、除雪対象区域の拡大に努めるものとする。

４　避難口付近の除雪の励行等

消防機関は、不特定多数の者が集まる興業場、その他の施設においては、避難口付近の除雪を常に行い、避難措置について万全の対策を講ずるよう防火管理者を指導するものとする。

５　火災予防運動の強力な推進等

消防機関は、積雪時においては各家庭等で石油ストーブ、ガスストーブ等暖房器具を取り扱うことが多くなるため、火災予防について住民に周知徹底するとともに、火災発生に際しての連絡方法、通報先、初期消火方法等を再確認させるよう努めるものとする。

６　危険物取扱いに係る指導の強化

消防機関は、危険物取扱事業所において灯油等を多量に貯蔵する場合があるため、火災予防条例等に基づく適切な取扱いを行うよう指導するものとする。また、ガス漏れ事故の予防としてガス設備に注意した屋根雪下ろしの実施等についても住民等に周知徹底するものとする。

第１３　なだれ防止対策

１　道路のなだれ防止施設等

各道路管理者は、それぞれの管理道路の保全および交通の安全を図るため、適時なだれ危険箇所のパトロールを実施するとともに、極力スノーシェッド、なだれ防止柵等を整備してなだれによる被害を防止するものとする。

また、警察本部は、なだれ発生による事故防止を図るため、危険地域の警備体制を強化し、交通規制および禁止措置、標識の設置、迂回路の開設、避難措置等について関係市町と協議し、必要な事故防止の措置を講ずるものとする。

（１）近畿地方整備局福井河川国道事務所防雪工事整備状況

（単位：m）

市町	既整備箇所および延長						備　考
	スノーシェッド		スノーシェルター		なだれ柵		
	箇　所	延　長	箇　所	延　長	箇　所	延　長	
８号							
あわら市					2	74	
越前市					3	78	
南越前町	4	268	1	27	21	835	
敦賀市	4	750	8	106	16	831	
小　計	8	1,018	9	133	42	1,818	
２７号							
美浜町					3	186	
若狭町					4	539	
小浜市					2	201	
小　計					9	926	
１６１号							
敦賀市					7	443	
小　計					7	443	
合　計	8	1,018	9	133	58	3,187	

（２）県防雪工事整備状況

（単位：m）

市町	既整備箇所および延長						備考
	スノーシェッド		スノーシェルター		なだれ柵		
	箇所	延長	箇所	延長	箇所	延長	
福井市	3	226.1	3	162.5	17	1,196.4	
小浜市	1	135.0	－	－	－	－	
大野市	53	5,369.7	6	632.9	47	8,765.6	
勝山市	12	1,125.1	1	10.0	16	2,262.6	
鯖江市	－	－	0	0	－	－	
越前市	14	575.3	2	102.0	10	726.0	
坂井市	5	712.6	－	－	3	375.3	
永平寺町	－	－	－	－	2	344.0	
池田町	7	626.0	1	111.0	14	632.6	
南越前町	2	173.2	－	－	16	1,077.5	
越前町	－	－	－	－	12	1,267.0	
おおい町	3	260.0	－	－	6	678.0	
計	100	9,203.0	13	1,018.4	143	17,325.0	

（令和８年３月末現在）

2　なだれ防止林の造成

県は、道路の保全および農地、公共施設、住家等で特になだれの危険が予測される箇所の保全を図るため、なだれ防止林の造成を行い、なだれの発生の防止を図るものとする。

なだれ防止林造成状況（令和8年9月現在）

（単位：ｈａ）

市町	昭和49年～令和6年実績		令和7年実績	
	箇所	面積	箇所	面積
福井市	68	33.69		
大野市	150	30.29		
勝山市	49	17.86		
鯖江市	1	0.01		
あわら市	3	1.77		
越前市	10	1.58		
永平寺町	13	8.51		
池田町	23	7.21		
南越前町	46	17.73		
計	363	118.65		

3　鉄軌道等のなだれ防止

鉄道事業者は、鉄軌道および線路防護施設の保全と列車の運行を確保するため、なだれ危険箇所について、なだれおおい、なだれ防止棚等なだれ防止設備を増強するとともに、なだれ発生のおそれある山頂の雪や山腹の積雪を人力または発破により部分的に解消して大なだれ発生を防止する「なだれ落し」、線路近くの山腹または切取り等の斜面積雪を足で階段上に踏み固めて斜面の安定と次期降雪に備える「山腹積雪踏固め」等のなだれ予防作業を強化し、なだれによる事故の防止を図るものとする。防止設備の増強および予防作業を強化してもなお警戒が必要な箇所については、なだれ発生期に次のとおり警戒体制を充実して災害の排除に万全を期するものとする。

（1）なだれ警戒装置の整備

なだれが発生した場合に最寄りの駅等に通報するための警報装置を危険箇所に整備するものとする。

（2）パトロールの強化

なだれ発生のおそれがある箇所については、当該箇所のパトロールおよび監視体制を強化するものとする。

4　集落のなだれ防止

（1）なだれ防止施設の設置

県は、一定戸数以上の人家または重要な公共建物に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるなだれ危険箇所について、なだれ予防柵等のなだれ防止施設を設置し、なだれ災害を防止するものとする。

（2）監視体制の整備等

県は、市町に対して迅速かつ的確に住民へ注意を喚起することおよびなだれ危険箇所の監視および住民避難等の体制を整備することを指導するものとする。

第１４　食料および物資の確保対策

１　冬期における諸物資の確保等

県は、降積雪により道路、鉄道等の交通が著しく困難となり、生鮮食料品その他生活必需物資の輸送に支障が生じ、生活必需物資の高騰を招くおそれがあると認められる場合は、価格および需給状況の調査回数を増やすなど体制を強化するとともに、その調査結果等を県民へ迅速に情報提供し、価格の安定に努めるものとする。

また、食料および物資の確保については、「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書」に基づき、事業者等と平常時から相互の連絡体制を確立し、情報交換を行い、必要に応じて常時供給できる体制を整備するものとする。

さらに、県が必要と認める場合には、北陸農政局に対して、食料の確保・提供を要請するものとする。

２　青果物の確保

県および市町は、豪雪が予想される場合において、一般家庭に対しテレビ、ラジオ、新聞、広報紙等を通じて貯蔵可能な野菜類について降雪期前に備蓄しておくよう呼び掛けるものとする。

また、県は、豪雪が予想され、必要があると認められる場合は卸売市場や小売スーパー等に対し事前備蓄を呼び掛けるものとする。

３　畜水産物の確保

（１）畜産物の確保

ア　福井県経済農業協同組合連合会は、冷蔵施設を活用して食肉を保管確保するものとする。また、県は、食肉販売業者に対し食肉の在庫確保を呼び掛けるものとする。

イ　県は、鶏卵販売業者に対し鶏卵の確保を呼び掛けるものとする。

ウ　生乳、牛乳については保管確保が困難なことから、輸送に支障が生じないよう、県は、必要に応じ各道路管理者に道路除雪について協力を要請するものとする。

（２）水産物の確保

県は、豪雪が予想され、食料確保の必要があると認められる場合は、福井県漁業協同組合連合会や水産物卸売業者等に対し、冷蔵施設を利用した在庫確保を呼び掛けるものとする。

４　主要工業物資の確保

県および市町は、豪雪が予想され、必要があると認められる場合は販売業者および一般企業に対し油類、繊維原材料等主要工業物資の在庫確保または事前備蓄を呼び掛けるものとする。

５　燃料の確保

県および市町は、豪雪が予想される場合において、各給油所に対し、在庫の積み増しを呼びかけるとともに、一般家庭および事業者に対し、自宅や事業所の灯油を多めに買い置くことや、マイカーの燃料を満タンにするよう呼び掛けるものとする。

また、燃料の輸送業者に対しては、前日からの泊まり込みなどによる運転手の確保や、輸送会社敷地内の出庫しやすい位置へのタンクローリーの待機、県外からの代替配送経路の事前確保、インター近くや幹線道路近くの給油所を拠点とした優先的な配送など、豪雪時に備えた体制を確保するよう呼び掛けるものとする。

さらに、道路管理者は必要に応じて梯団除雪隊の直後に事前に許可した燃料等の輸送車を追尾させることにより、燃料等の確保に努めるものとする。

第１５　緊急物資輸送対策

１　緊急物資の輸送

県は、豪雪時における生鮮食料品その他生活必需物資の輸送の確保を図るため、あらかじめ鉄道事業者およびトラック協会と物資別数量、輸送順位等について打合せを行い、万全を期するものとする。

２　トラックによる生鮮食料品、生活必需品および緊急物資の輸送

中部運輸局福井運輸支局は、県から調達の要請があったときは、関係事業者団体等を通じて、県内事業所の所有する車両の調達・あっせんを行う。

第１６　孤立予防対策

県および市町は、積雪により孤立のおそれのある地区に対して降雪前の食料および医薬品の備蓄、健康診断の受診等について指導するとともに、急患の発生等非常時に備え、通信の確保のほか、次の対策を講ずるものとする。

１　孤立のおそれのある地区の把握

市町は、積雪、なだれ、波浪等により交通が困難または不能になり孤立するおそれのある地区について少なくとも降雪の１ヶ月前までに次に掲げる事項を調査するものとする。

（１）地区の世帯数および家族の構成（人員、性別および年齢）
（２）通信手段の有無
（３）消防ポンプおよび消防水利の整備状況ならびにヘリポート適地の有無
　　なお、この場合消防ポンプについては、稼働できる状態にあるかどうか（ポンプの整備状況、操作する者の有無、燃料の備蓄等）についても併せて調査するものとする。
（４）隣接地区との連絡方法
（５）その他必要な事項

２　事前の措置

（１）市町は、孤立のおそれのある地区との連絡および豪雪時の救援等について地元警察署および消防機関、隣接地区住民等とあらかじめ協議し、救援隊や連絡隊の編成等迅速かつ的確な措置を取り得るよう体制を整備するものとする。

第１７　震災対策

１　積雪期における震災についての配慮

県、市町および防災関係機関は、積雪時において地震が発生した場合には積雪の影響により被害がさらに大きくなること、また通常どおりの防災活動が困難になることを十分考慮して震災対策を講じるものとする。

２　積雪時における避難場所および避難路の確保

県および市町は、積雪時において地震が発生した場合においても住民が円滑に避難することができるよう避難場所、避難路等の確保に十分配慮するものとする。

３　積雪期における避難誘導等設備の確保

市町は、積雪時における避難誘導等設備の除排雪等に留意し、その確保に配慮するものとする。

４　冬期における非常持出品の確保

県および市町は、冬期における非常持出品について、非常食、懐中電灯等の通常の持出品に加え、カイロ等耐寒用品の携行にも留意するよう住民に対し普及啓蒙を図るものとする。

第１８　住民協力体制の確立

１　住民等の協力を得るための啓発の推進

積雪時における安全の確保および雪害予防活動の推進のためには、住民、事業者等の自主的な取組みが不可欠であることから、福井県雪害予防対策協議会で、県民に対する協力の呼びかけを決定し、同協議会参加機関の広報誌やホームページ等で広報を行うほか、県および市町は、テレビ、ラジオ、広報紙等で住民等に広報し、啓発を図るものとするものとする。

「県民の皆さまへ」

（令和８年度福井県雪害予防対策協議会）

平成１８年豪雪、平成２３年１月の大雪、平成３０年豪雪および令和３年大雪では、屋根の雪下ろし作業中の転落や、除雪作業に伴う体調不良など、多くの死亡・重傷事故が発生しました。

県民の皆さまにおかれましては、降雪期を迎え、健康や安全に十分注意していただき、次のことについて、一人ひとりの御協力をお願いします。

○気象情報等に十分注意し、大雪警報等が発表された場合には、なるべく外出を控えましょう。
○除雪作業の際、特に高齢者の皆さんは、健康管理やケガに十分注意しましょう。

外出時のお願い
○出かける場合はマイカーを控え、公共交通機関を利用しましょう。
○降積雪時には必ずスノータイヤやチェーンを装着しましょう。
○路上駐車は除雪の妨げになりますので、絶対にやめましょう。
○除雪作業中の車両には、十分注意して通行しましょう。
○大雪などで車内にとどまる時は、排気ガスが車内に流れ込み、一酸化炭素中毒となるおそれがあるため、可能な限りエンジンを切るか、マフラーを雪でふさがないよう、こまめに除雪しましょう。

除雪時のお願い
○一斉屋根雪おろしなど地域ぐるみで除雪をしましょう。
○一人暮らし老人宅などの除雪等、ボランティア活動に参加しましょう。
○生活道路、歩道、バス停付近や消火栓、防火水槽、用水路付近の除排雪に協力しましょう。
○道路への雪の投げ捨てはやめましょう。
○水道水を融雪に使わないようにしましょう。
○屋根雪おろし作業中の転落や小型除雪機械による事故に十分注意しましょう。

その他
○倒木などにより切断された電線には絶対にさわらないようにしましょう。
○食料品や日用品を備蓄しておきましょう。
○マイカーの燃料を満タンにしておきましょう。
○各家庭で耐寒用品などを含めた非常持ち出し品を準備しましょう。

２　地域が一体となった除排雪の実施

地域が一体となった円滑な除排雪を推進するためには、県民一人ひとりの協力はもとより一斉屋根雪下ろしや一斉除排雪等地域が一体となった協力が不可欠である。そこで、県および市町は、日頃から広報等による啓発活動や町内会等を通じた協力の要請に努めるほか、「一斉除雪デー」を設定するなど、除雪に対する地域ぐるみの協力体制を確立するよう努めるものとする。

また、県は、市町に対して自主防災組織等の活用等住民の協力体制の整備を図るとともに、一斉除排雪の方法、共同除排雪対象施設、要援護世帯への支援措置等を内容とする地域が一体となって取り組む除排雪計画を策定するよう指導するものとする。

第１９　要配慮者対策の確立

１　要配慮者への除雪支援体制の確保

県および市町は、積雪時に自力で除雪が困難な高齢者、障害者等の要配慮者の除雪支援体制を確立するよう努めるとともに、要配慮者に対し、降雪期前から除雪支援制度の周知徹底を図るものとする。

また、市町は、民生委員や福祉委員、自治会役員等による積雪状況の見回りや屋根雪下ろしの実施者などを定めた応援計画を作成するほか、要配慮者に対する雪下ろし費用助成事業や雪下ろし実施団体の広報などを充実させ、要配慮者のニーズに応じるように努めるものとする。

２　除雪ボランティア活動の推進

県は大学等とも連携し、社会福祉協議会およびボランティアセンターが行う除雪ボランティアの募集、確保に協力するとともに、除雪ボランティアの活動の案内を作成し、除雪ボランティア参加者に周知徹底を図るものとする。

なお、関係機関は、要配慮者などの雪下ろしを支援するため、青壮年が平日でも自宅や地域の雪下ろしを行えるよう、ボランティア休暇や有給休暇を積極的に取得させる職場環境を整備するよう努めるものとする。

３　在宅の要配慮者等の支援体制の推進

県および市町は、降積雪時に長期にわたって援助が必要となる在宅の要配慮者に対し、元気でいきがいをもって暮らせるよう定期的な訪問や巡回健康相談等の地域が一体となった支援体制の推進を図るものとする。また、要配慮者等が利用する施設の優先的除雪、訪問介護等の事業者の訪問先での駐車場の確保、避難路の確保などにも配慮した対応を図るほか、要配慮者やその家族が普段から雪害に関する基礎的知識や降積雪時にとるべき行動等についての理解を深めるため、防災上必要な知識の普及啓発に努めるものとする。

第２０　雪に関する調査研究体制の確立

県は、本県の雪の特性を的確に捉え、克雪・利雪技術の総合的な調査研究を推進するものとする。

平成３０年度調査研究内容

項　　目	内　　容
克雪・安全対策技術の開発研究	・きめ細かい降雪予測手法の開発 ・マイコンを使った積雪センサーの開発 ・冬期道路交通の安全確保のための落雪・着雪対策技術に関する研究・開発

第２１　庁内体制の確立

１　配備体制の決定

県は、大雪警報の発表等により雪害の発生が予想される場合は、直ちに状況に応じた配備体制をとるものとする。

その際には、福井県除雪対策本部（事務局：道路保全課）と十分連携するとともに、各防災関係機関とも連携を図るものとする。

なお、状況に応じて直ちに災害救助法の適用を受けることができるよう準備するなど、事前に応急対策活動に備えるものとする。

加えて、県は、市町が災害対策本部を設置した場合に、直ちに職員を市町災害対策本部に派遣し、市町からの情報収集、県からの情報伝達、市町からの応援要請の相互調整等を行うこととする。

２　注意配備体制

注意配備体制は、大雪注意報が県下に発表され、危機管理課長が必要と認めた場合に配備体制をとる。

あらかじめ指定された危機管理課職員が参集し、情報の収集連絡を行う。

３　福井県災害対策連絡室の設置

（１）大雪警報または暴風雪警報が県下の１以上の市町に発表された場合、（２）降雪により、幹線道路において車両の通行に支障が生じた場合または幹線鉄道において通行に支障が生じた場合、（３）雪害が発生し、または発生する恐れがある場合、（４）知事がその設置の必要があると認めた場合には、福井県地域防災計画（雪害対策編）第３章第１節「緊急活動体制計画」に基づく福井県災害対策連絡室を設置し、雪害応急対策の実施等を行う。

４　福井県災害対策本部の設置

（１）大規模かつ広範囲にわたる雪害が発生し、または発生するおそれがある場合、（２）気象特別警報（大雪特別警報・暴風雪特別警報）が県下に発表された場合、（３）知事がその設置の必要があると認めた場合は、福井県地域防災計画（雪害対策編）第３章第１節「緊急活動体制計画」に基づく福井県災害対策本部を設置し、雪害応急対策の実施等を行う。

令和8年度　雪害対策の取組み

国土交通省
近畿地方整備局

近畿地方整備局
福井河川国道事務所

1．冬期の道路交通確保に対する対応方針

視　　点	対　応　方　針
①　除雪体制の強化 ②　関係機関の連携の強化 ③　短期間の集中的な大雪時の予防的な通行止め・集中除雪の実施	◆地域状況に応じた除雪体制の強化 ◆立ち往生車両発生に備えたけん引車両の事前配備 ◆監視体制の強化 ◆スポット対策 ◆新たな技術の導入 ◆福井県冬期道路情報連絡室でタイムラインに基づく連携 ◆沿道施設管理者との大型車の一時待避所利用の調整
④　効果的な広報の実施	◆チェーン装着の徹底 ◆集中的な大雪時の需要抑制と広域迂回の呼びかけ

2. 令和8年度の雪害対応①

＜地域状況に応じた除雪体制の強化＞

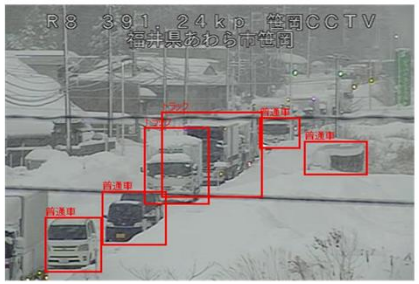
●短期間の大雪時には、他工事からホイールローダ等を借上げし、集中的な降雪に対応。（継続）

＜立ち往生車両発生に備えたけん引車両の事前配備＞

●けん引用除雪ドーザの配置。（継続）

＜監視体制の強化＞

●CCTVカメラ247基による路面状況の監視。（継続）
●AI技術を活用した交通障害自動検知システムでの監視。（継続）（76箇所（18箇所増強））

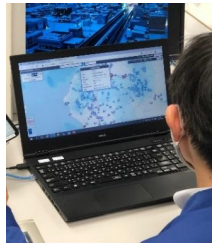


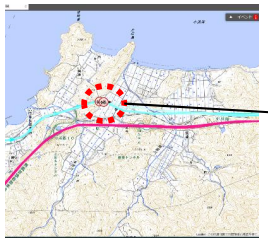
システム検知状況（停止）



道路情報室モニターアラート状況

●福井河川国道事務所管内の除雪車両等。（予備機含む）約130台に携帯GPSを設置。（継続）







災対本部等で位置情報の確認　　2台の梯団除雪を実施

＜スポット対策＞

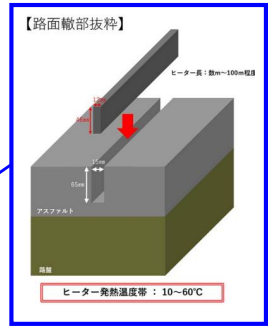
●過去にスタックが発生した箇所へ、ロードヒーティング（路面わだち部に設置）を整備済。（継続）

位置図　　イメージ



あわら市熊坂





ロードヒーティング

●スタック車両の自発的な退避を目標に、雪上走行可能なEVバイクを配備し、脱出用チェーンを現場へ届ける。（継続）

配備箇所




スタック発生時には脱出用チェーンを届ける

2. 令和8年度の雪害対応②

＜スポット対策＞

●中部縦貫道においてエアー遮断機を整備。エアー遮断機により迅速な通行規制を実施。スタック発生時などには迅速な通行止めを行い、車両の流入を抑制する。（継続）

※令和7年度までは、7箇所設置済。
※令和8年度は、遠隔操作が可能。

整備箇所



イメージ



その他5箇所整備済（福井北,荒島,勝原,下山,九頭竜）

●簡易的な可搬式標識を配備し、通行規制時には迂回案内等に使用。状況に応じて設置箇所を変更する事により、通行止め規制時の渋滞を緩和する。（継続）





可搬式の標識のため、設置場所が柔軟に対応できる。

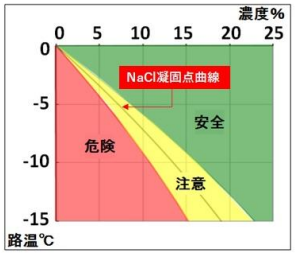
＜新たな技術の導入＞

●車載式の塩分濃度センサー等により、リアルタイムに路面の塩分濃度を計測し、効率的な散布とコスト縮減を両立。（継続）

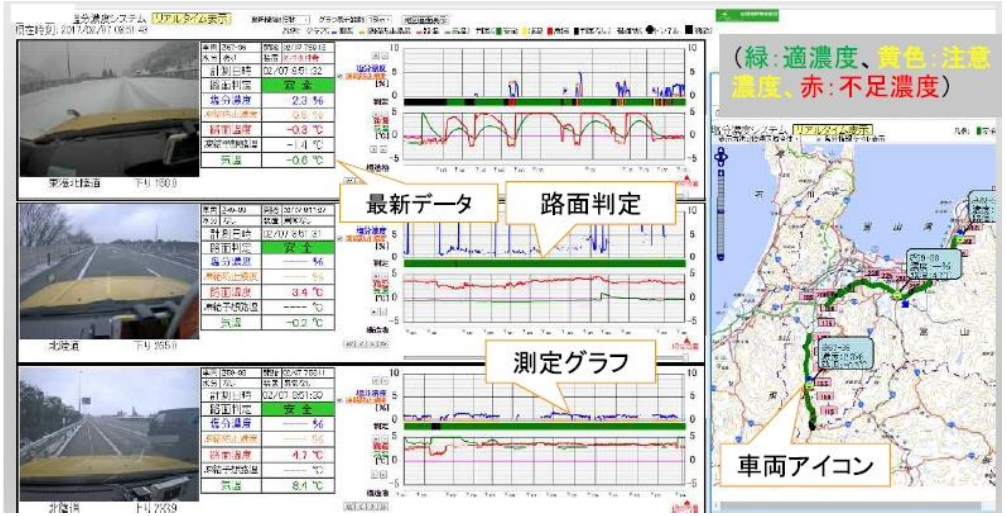
・車載式塩分濃度計測システム



NaCl溶液状態図



参考凡例（路面が溶液状態時に限る）
安全：溶液状態
注意：安全と危険の間（まだ湿潤状態）
危険：凍結開始 → 氷が混じる → かなり凍結　へと変化



塩分濃度の不足箇所をグラフ及び地図で把握

2. 令和8年度の雪害対応③

＜福井県冬期道路情報連絡室でタイムラインに基づく連携＞

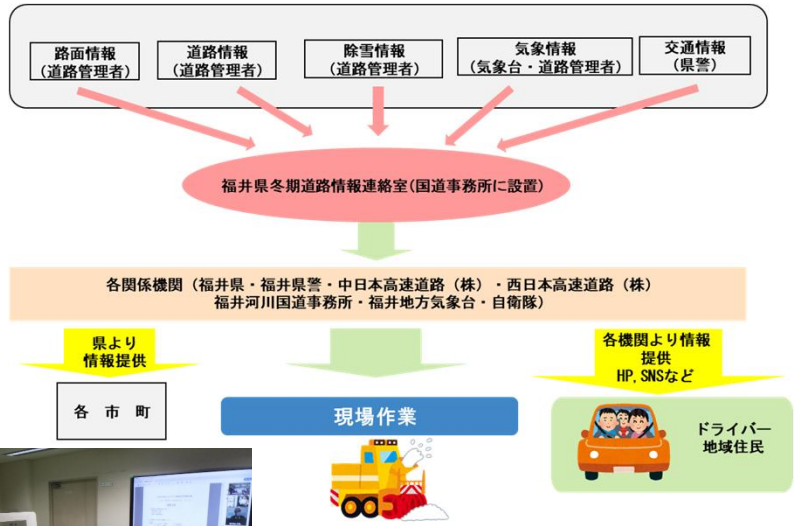
●福井県冬期道路情報連絡室

【参加組織】

福井河川国道事務所、福井県、福井県県警本部、中日本高速道路(株)金沢支社、西日本高速道路(株)関西支社、福井地方気象台、自衛隊福井地方協力本部

【内　　容】

(1)各機関が収集する降雪状況と気象予測の情報
(2)通行規制、路面状況、交通状況の情報共有
(3)広報(交通需要抑制、広域迂回、通行規制予告等)に関すること
(4)通行止め予定区間、除雪体制等の共有、広域通行止め等に関すること
(5)その他、目的を達成するために必要な事項　など





○WEB会議を利用し、情報共有体制を確保

●訓練

関係機関との連携強化を目的とした訓練等を実施。

＜令和7年度の実績＞

番号	訓練等	実施機関	開催日	場所
①	現地対応訓練	福井河川国道	11／18(火)	上安田チェーン着脱場
②	除雪作業出動式	福井河川国道	11／18(火)	上安田チェーン着脱場
③	荷主団体へ要請	福井県冬季道路情報連絡室	11／26(水)	福井県商工会議所
④	除雪機械技術講習会	福井河川国道 福井県	11／27(木)	今庄365スキー場
⑤	福井県冬用タイヤ装着率調査	福井河川国道 福井県 NEXCO中日本	12／4(木)	国→道の駅「河野」 県→道の駅「みくに」 NEXCO→南条SA
⑥	EVバイク走行訓練	福井河川国道	12／25(木)	上安田チェーン着脱場
⑦	EVバイク走行訓練	福井河川国道	1／9(金)	スキージャム勝山
⑧	EVバイク走行訓練	福井河川国道	1／16(金)	スキージャム勝山



除雪作業出動式(乗車体験会)





現地対応訓練

＜沿道施設管理者との大型車の一時待避所利用の調整＞

以下の施設管理者と覚書を締結。

- 福井県立図書館（H30.11.30締結）
- イオン加賀の里店（H31.1.22締結）
- アピタ福井大和田店（H31.2.19締結）
- ピアゴ丸岡店（H31.2.19締結）
- 福井新聞社（R1.10.4締結）
- 産業会館(R5.1.23締結)
- サンドーム福井(R5.1.23締結)
- 道の駅「越前たけふ」(R6.1.22締結)
- きらめきスタジアム(R6.1.22締結)
- コメリパワー武生店(R7.4.23締結)
- ムゼウム前駐車場(R7.4.23締結)

2. 令和8年度の雪害対応④

＜チェーン装着の徹底＞

●「冬期間の安全で快適な交通確保について」の要請文書を各府県のトラック協会・福井県商工会議所連合会、福井県商工会連合会へ昨年度に続き今年度も要請予定。

要請先：

各府県トラック協会
　福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、岐阜県、愛知県、三重県、広島県、岡山県、鳥取県、島根県

福井県商工会議所連合会
福井県商工会連合会
バス協会、タクシー協会



令和7年度　福井県商工会議所連合会への要請

冬期間の安全・安心な交通確保について

平素は、福井県内の円滑な道路交通の確保に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。
福井県は冬期に積雪が集中する地域であり、北陸地方の入り口という地理的要因もあり、積雪による交通障害がしばしば発生しています。
平成３０年２月豪雪に匹敵する大雪となった令和３年１月７日からの大雪では、嶺北を中心に大雪となり、福井市では約１００ｃｍ、大野市では約１４０ｃｍなどの降雪を記録し、高速道路や国道などで大型車等の立ち往生、渋滞等が発生し、解消までに２日以上を要する事態となりました。

これを受けて、国土交通省での検討をふまえ、短期間の集中的な大雪に対しては、幹線道路の一方を確保し通行止め時間を短縮化する等の従来の考え方を転換し、人命を最優先し、大規模な車両滞留を徹底的に回避するために、広範囲の計画的・予防的通行止めや除雪能力を超える降雪に対し、高速道路と並行する国道等の同時通行止めを実施し、集中的な除雪作業を行うため、そのためのタイムライン（防災行動計画）を県内各道路管理者、警察及び気象台等で検討、作成し、ハード的、ソフト的な除雪体制の増強、合同訓練の実施など関係機関の連携の強化等、鋭意取り組みを進めているところです。

また、大雪時における物流の安全確保のあり方については、トラック事業者による安全確保対策にとどまらず、荷主の御理解と御協力を得ながら関係省庁とも連携し取り組んで行く必要があります。

つきましては、貴所におかれましても、円滑な道路交通の確保及び物流機能の維持とトラック事業者や運転者の生命・財産を守るため、下記事項について特段の御配慮を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

1．豪雪地帯の日本海側など積雪寒冷地を走行する場合には冬用タイヤの装着に加えてチェーンを携行し、気象情報や道路情報に注意してチェーンの早めの装着

2．冬用タイヤの装着やチェーンの携行などの冬装備の啓発
・後輪がダブルタイヤの場合は、トリプル型チェーンの携行

3．最新の気象・道路情報を入手したうえで、降雪時でも余裕のある運行計画の実施

4．様々な機会において、速度超過の抑止、積雪時の急ハンドル・急発進・急ブレーキの抑止の呼びかけ

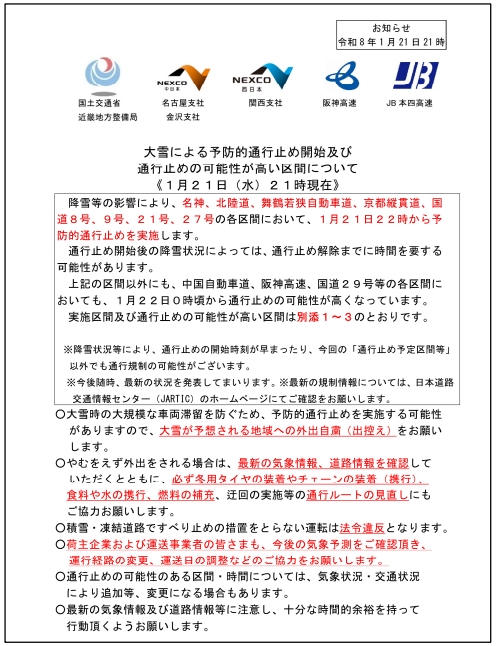
5．荷主関係団体等におかれましては、大雪が予想される時には以下についてお願いします。
・大雪等異常気象時による突発的な事象により、運送経路の変更や運送の中止などの必要が生じ、その原因となった事象がやむを得ないと認められる場合には、運送経路の変更等を認めるよう、御協力をお願いします。
・配送拠点に留置する在庫の積み増しや、予定されていた配送時間の前倒し、運送可能域内での物資の融通を行うことにより、トラック事業者への不要不急の運送依頼を控えていただきますよう、御協力をお願いいたします。

なお、上記について、輸送の安全確保に関する記載は、近畿経済産業局産業部、中部運輸局福井運輸支局に確認のうえ、記載しているものです。

◆要請は、福井河川国道事務所、福井県警察本部、中日本高速㈱、西日本高速㈱、福井県土木部の連名で実施。

＜集中的な大雪時の需要抑制と広域迂回の呼びかけ＞

●大雪による通行規制が予測された段階で、関係機関のSNS、HP、道路情報板等の広報媒体・報道機関等を活用し、出控えや広域迂回の呼びかけを実施。
●雪シーズン前に危機意識に繋がる広報を実施。



お知らせ
令和８年１月２１日２１時

国土交通省 近畿地方整備局　NEXCO 中日本 名古屋支社 金沢支社　NEXCO 西日本 関西支社　阪神高速　JB 本四高速

大雪による予防的通行止め開始及び
通行止めの可能性が高い区間について
《１月２１日（水）２１時現在》

降雪等の影響により、名神、北陸道、舞鶴若狭自動車道、京都縦貫道、国道８号、９号、２１号、２７号の各区間において、１月２１日２２時から予防的通行止めを実施します。
通行止め開始後の降雪状況によっては、通行止め解除までに時間を要する可能性があります。
上記の区間以外にも、中国自動車道、阪神高速、国道２９号等の各区間においても、１月２２日０時頃から通行止めの可能性が高くなっています。
実施区間及び通行止めの可能性が高い区間は別添１～３のとおりです。

※降雪状況等により、通行止めの開始時刻が早まったり、今回の「通行止め予定区間等」以外でも通行規制の可能性がございます。
※今後随時、最新の状況を発表してまいります。※最新の規制情報については、日本道路交通情報センター（JARTIC）のホームページにてご確認をお願いします。

○大雪時の大規模な車両滞留を防ぐため、予防的通行止めを実施する可能性がありますので、大雪が予想される地域への外出自粛（出控え）をお願いします。
○やむをえず外出をされる場合は、最新の気象情報、道路情報を確認していただくとともに、必ず冬用タイヤの装着やチェーンの装着（携行）、食料や水の携行、燃料の補充、迂回の実施等の通行ルートの見直しにもご協力お願いします。
○積雪・凍結道路ですべり止めの措置をとらない運転は法令違反となります。
○荷主企業および運送事業者の皆さまも、今後の気象予測をご確認頂き、運行経路の変更、運送日の調整などのご協力をお願いします。
○通行止めの可能性のある区間・時間については、気象状況・交通状況により追加等、変更になる場合もあります。
○最新の気象情報及び道路情報等に注意し、十分な時間的余裕を持って行動頂くようお願いします。

記者発表（近畿地整）



報道関係者との勉強会（福井河国）



国土交通省　福井河川国道事務所
@mlit_fukui
X.com

【スタック車を救出】
中部縦貫道 大野インター入口にスタックした車両を発見。事務所職員がスコップで救出を支援し、無事脱出しました。
タイヤはスタッドレスでしたが、昨夜から降り続く降雪により、大野市内は雪深くなっています。
くれぐれも走行には注意して下さい。

国土交通省　福井河川国道事務所
@mlit_fukui
X.com

【雪道走行注意！】
本日14:00頃、国道８号（福井県南越前町）において、ノーマルタイヤで走行し、スタックを起こした車両を確認しました。（スタック車両は移動し通行の支障はありません）。
福井県には大雪注意報が発令中で、今夜も雪が続きます。
必ず冬用タイヤやチェーンを装着して走行ください。

X（福井河国）

令和８年度雪氷対策

中日本高速道路㈱ 金沢支社
福井保全・サービスセンター

ＮＥＸＣＯ中日本事業概要

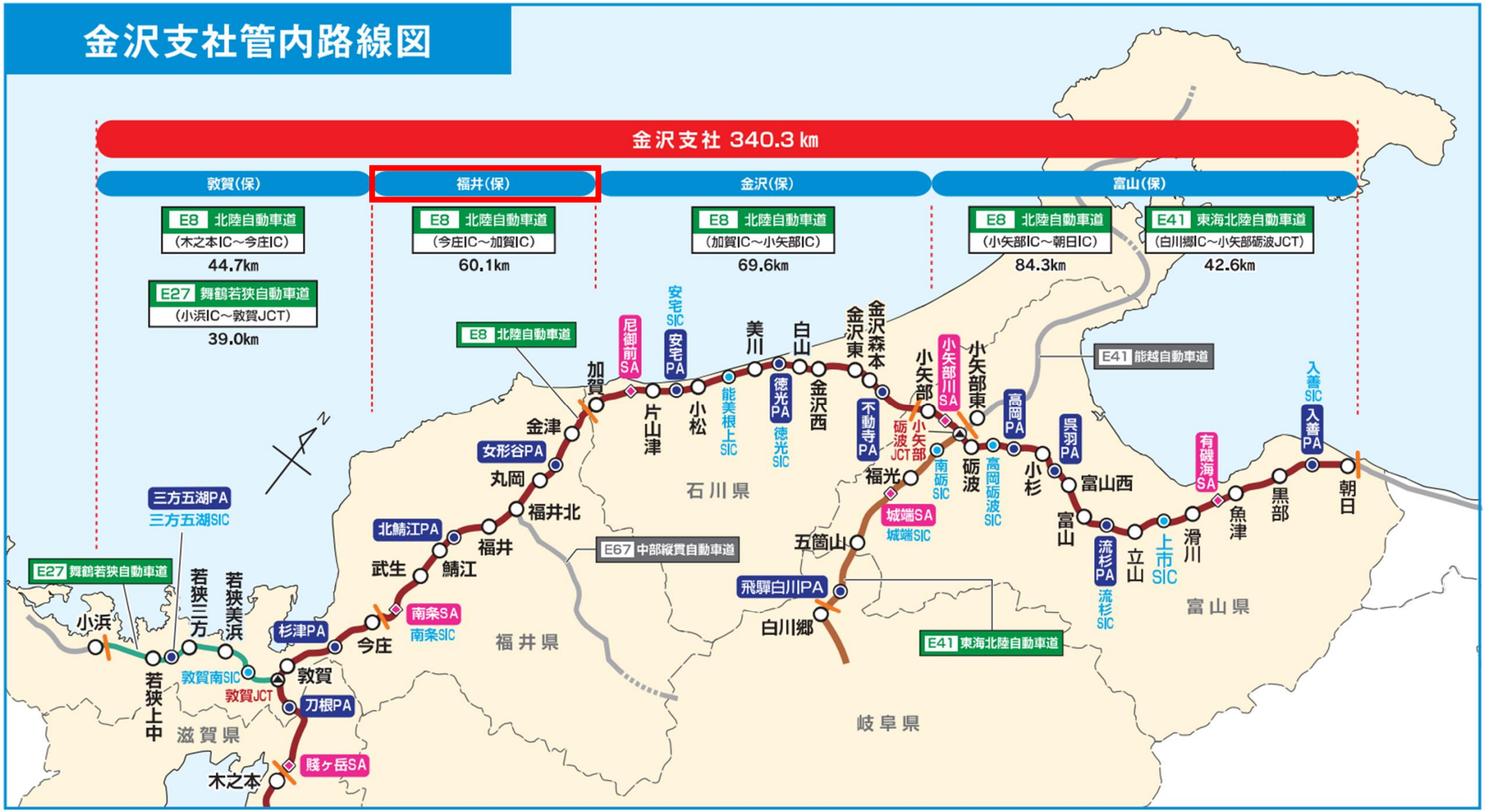
■ＮＥＸＣＯ3社



■ＮＥＸＣＯ中日本事業エリア



ＮＥＸＣＯ中日本金沢支社



令和８年度　雪氷対策計画概要

所掌範囲

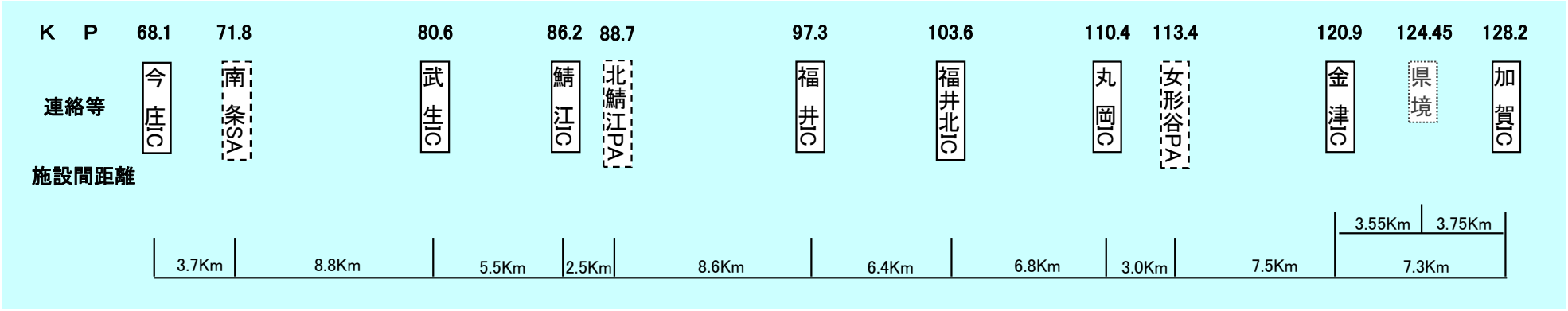
今庄ＩＣ～加賀ＩＣ間（60.1ｋｍ）

（福井県内　68.10ＫＰ～124.45ＫＰ　56.4km）

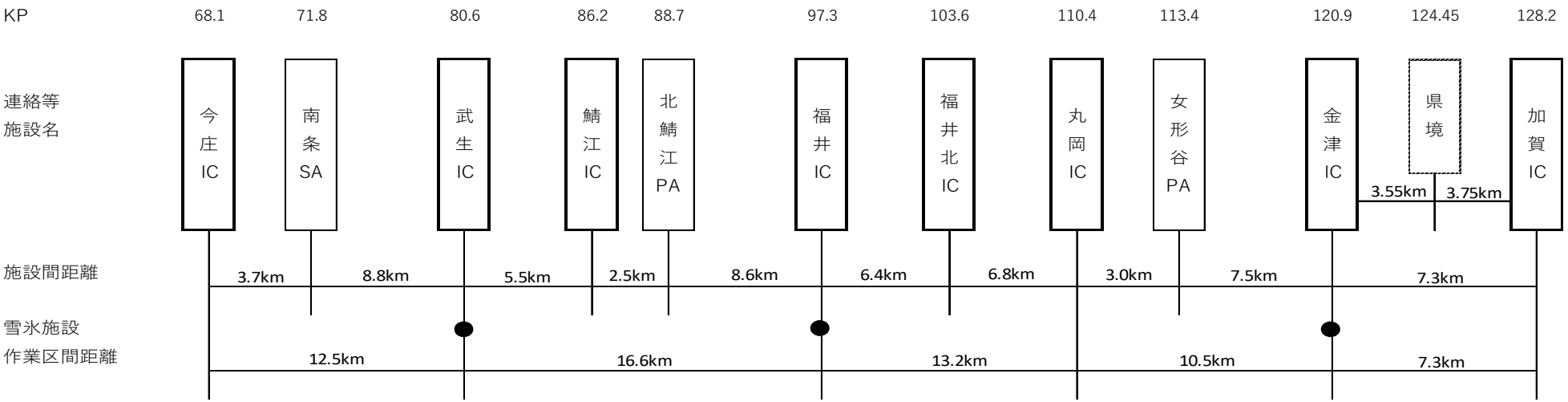
（石川県内　124.45ＫＰ～128.20ＫＰ　3.75km）

雪氷対策期間

令和8年11月15日～令和9年4月15日

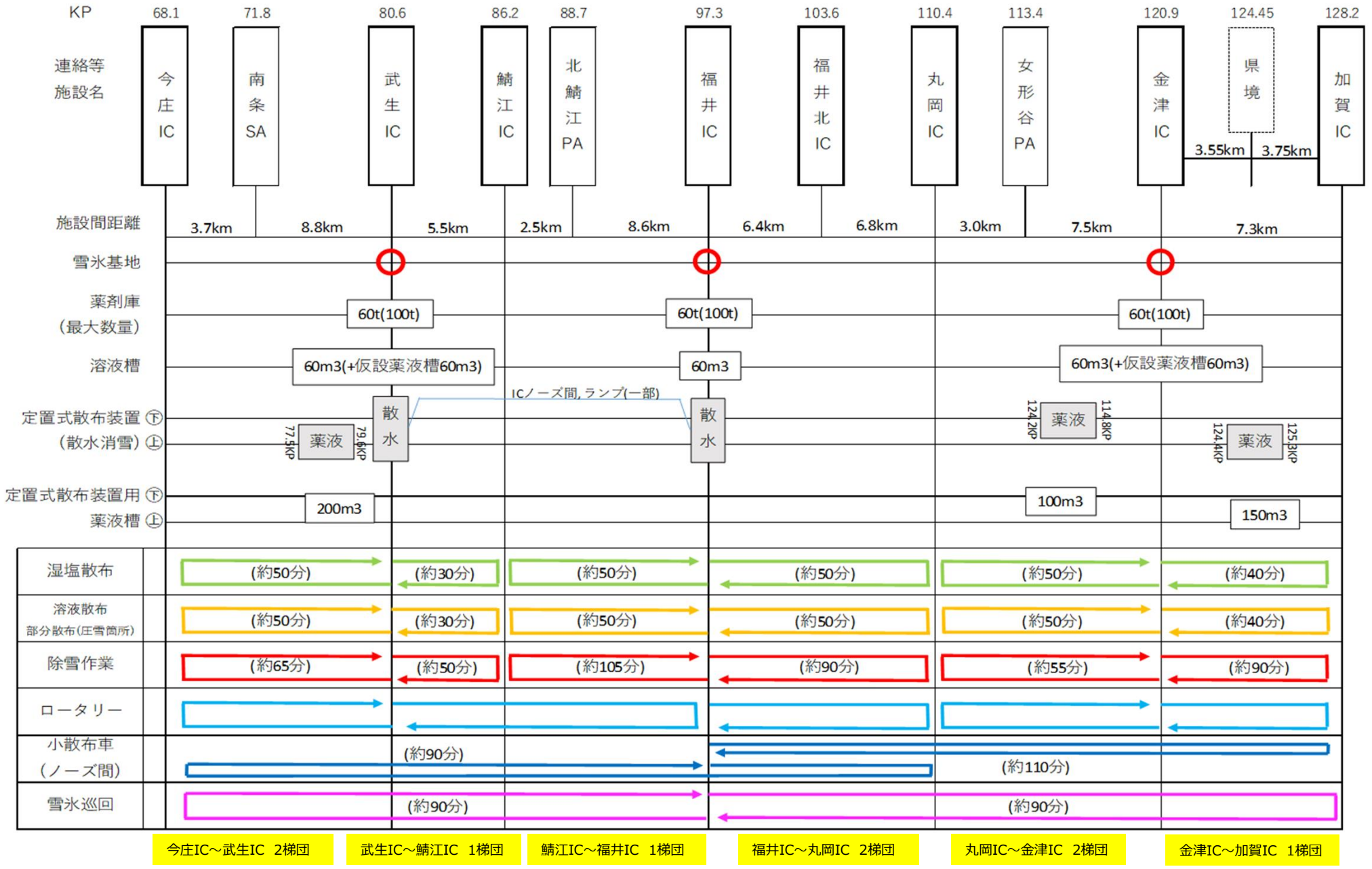


1. 雪氷基地及び雪氷作業機械配置



武生基地	台	福井基地	台	金津基地	台
凍結防止剤散布作業 湿塩散布車 散水車	 2台 2台	凍結防止剤散布作業 湿塩散布車 湿塩散布車（小型） 散水車	 2台 2台 2台	凍結防止剤散布作業 湿塩散布車 散水車	 2台 1台
除雪作業 除雪トラック 除雪・散布兼用車 標識車	2梯団 5台 1台 2台	除雪作業 除雪トラック 標識車	3梯団 9台 3台	除雪作業 除雪トラック 除雪・散布兼用車 標識車	4梯団 11台 1台 4台
拡幅除雪作業 ロータリー除雪車	 2台	拡幅除雪作業 ロータリー除雪車	 1台	拡幅除雪作業 ロータリー除雪車	 1台
連絡等施設除雪作業 トラクターショベル	 5台	連絡等施設除雪作業 トラクターショベル	 4台	連絡等施設除雪作業 トラクターショベル	 4台
スタック車両引き揚げ トラクターショベル	 2台			スタック車両引き揚げ トラクターショベル	 2台

2. 雪氷基地及び雪氷作業体制



3. 令和８年度の取組み方針

【福井保全・サービスセンターの対策強化】

● 異常降雪等における交通確保策

①大雪時の予防的通行止めによる集中除雪及び大規模滞留車の回避

②監視カメラによる監視体制の強化

③簡易LED標識による交通状況・雪氷作業の情報提供の強化

④簡易な規制装置による通行止めの早期実施

⑤中央分離帯開口部整備・改良による滞留車両の早期救出

⑥引き上げ用TS、レッカー車による、自力走行不能車両の早期救出

⑦路面状況センサ及び積雪深計を用いた適切な道路管理

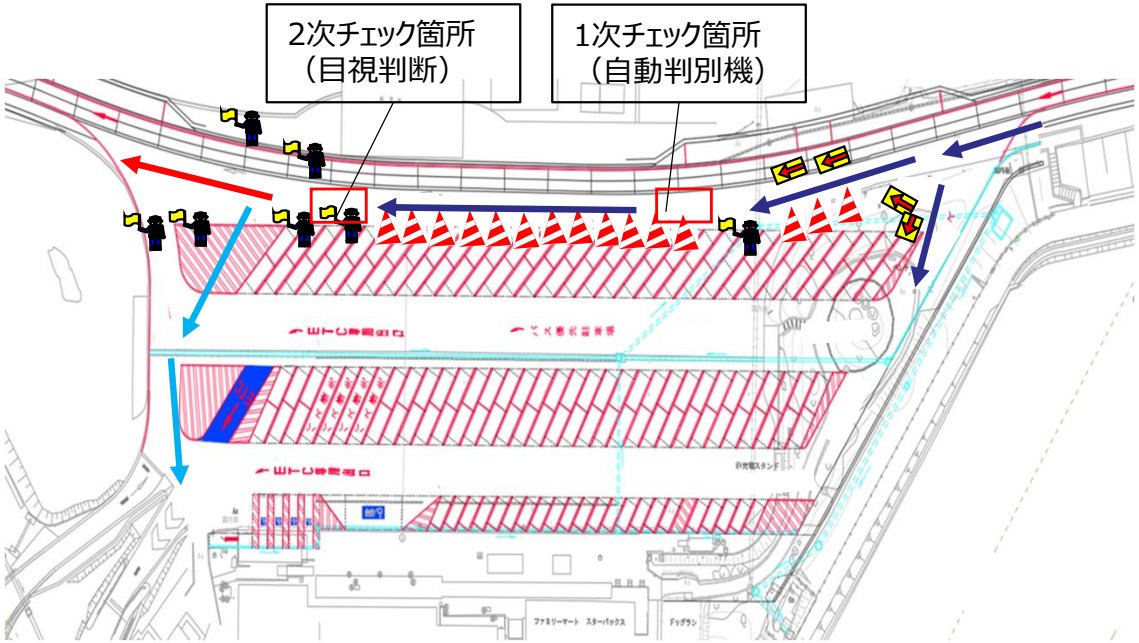
● 関係機関との連携・情報共有

● 大雪予報時における事前広域迂回案内の実施

● 雪道の安全啓発広報の実施

3. 例年の取り組み（冬用タイヤ自動判別装置によるタイヤチェックの実施）

◇冬用タイヤ自動判別装置
冬用タイヤ装着規制時の普通タイヤ車の排除の効率化により、捌き台数を向上させチェック要員の負担軽減を図れる。
導入箇所：㊦南条SA







3. 例年の取り組み（特設情報板の増設、路面状況センサ、積雪深計の整備）

◇WEBカメラによる交通状況の監視【強化】
　全104箇所

◇特設情報板による情報提供
　全41箇所（+2箇所）

　雪氷作業・交通状況の情報提供の強化

◇路面状況センサ、積雪深計を用いた適切な道路管理
　各2箇所



WEBカメラ



特設情報板



路面状況センサ



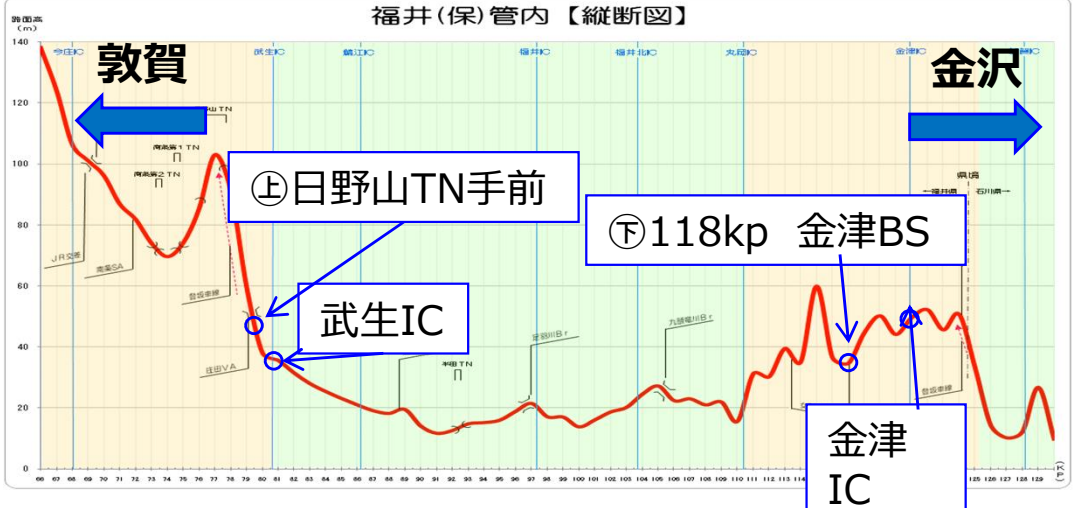
積雪深計

3. 例年の取り組み（引き上げ用TSの配置）

◇自力走行不能車両のための迅速な対応【継続】
　自力走行不能車両発生危険箇所
　　㊦日野山TN～武生IC間、㊦福井県、石川県境、㊤114kp付近（縦断勾配 5%）
　　⇒引き上げ用トラクターショベル４台で対応
◇IC除雪用のトラクターショベル【継続】
　　料金所周辺の早期除雪を目的に全ICに除雪用のトラクターショベルを配置

引上げ用TS配置場所

㊤㊦	対象区間	救助用車両待機場所	配置車両
上り線	日野山TN～武生IC	武生IC	TS 2.1㎥
上り線	日野山TN～武生IC	㊦南条第二電気室	TS 2.1㎥
上り線	福井県、石川県境	金津IC	TS 2.1㎥
下り線	114kp付近（縦断勾配 5%）	㊤金津BS（118kp）	TS 2.1㎥



料金所除雪用TS配置場所

場所	配置車両
㊦南条SA	TS 2.1㎥ TS 1.5㎥
㊤南条SA	TS 1.3㎥ TS 0.4㎥ TS 0.34㎥
鯖江IC	TS 1.3㎥
北鯖江PA	TS 1.3㎥
福井IC	TS 2.0㎥ TS 2.1㎥
福井北IC	TS 1.3㎥
丸岡IC	TS 1.3㎥
女形谷PA	TS 0.4㎥
金津IC	TS 1.3㎥

3. 例年の取り組み（レッカー車の配置）

◇レッカー車の配置
大雪予報時に尼御前SA㊦、福井北IC、南条SA㊦にレッカー車を各2台配置。
レッカー車も除雪車両と同様に降雪状況により配置場所を変更し、迅速に事故車等を移動させ、交通を確保する体制を構築。



レッカー車（大型、小型用各１台）

3. 例年の取り組み（中央分離帯開口部の整備）

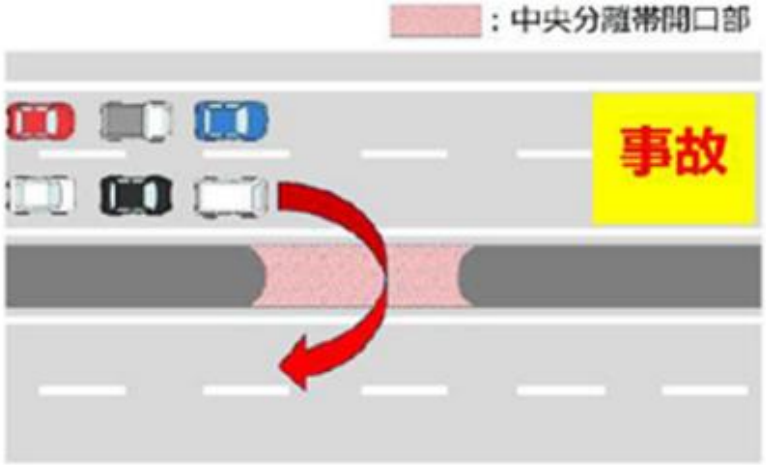
◇中央分離帯開口部整備・改良による滞留車両の早期救出
　中分開口部を活用した滞留車両を早期救出する。

中央分離帯開口部設置箇所
（R8年度整備・改良箇所は赤字標記）

①着脱式Gr（整備）　全16か所
71.6KP, 74.1KP, 77.78KP,83.2KP,88.6KP,
89.9KP,91.9KP,92.8KP,94.818KP,99.89KP,
102.1KP,106.0KP,114.2KP,118.64KP,124.47KP

②レーンオープナー（改良）全15か所（+1か所）
69.84KP,80.0KP,81.2KP,85.4KP,87.5KP,96.5KP,
97.8KP, 102.6KP,104.1KP,107.8KP,110.0KP,
116.5KP, 120.45KP,1228KP,126.4KP
※レーンオープナーとはクレーンや工具等を使用せずに作業ができ、短時間で簡易に着脱できる緊急開口部用ガードレール

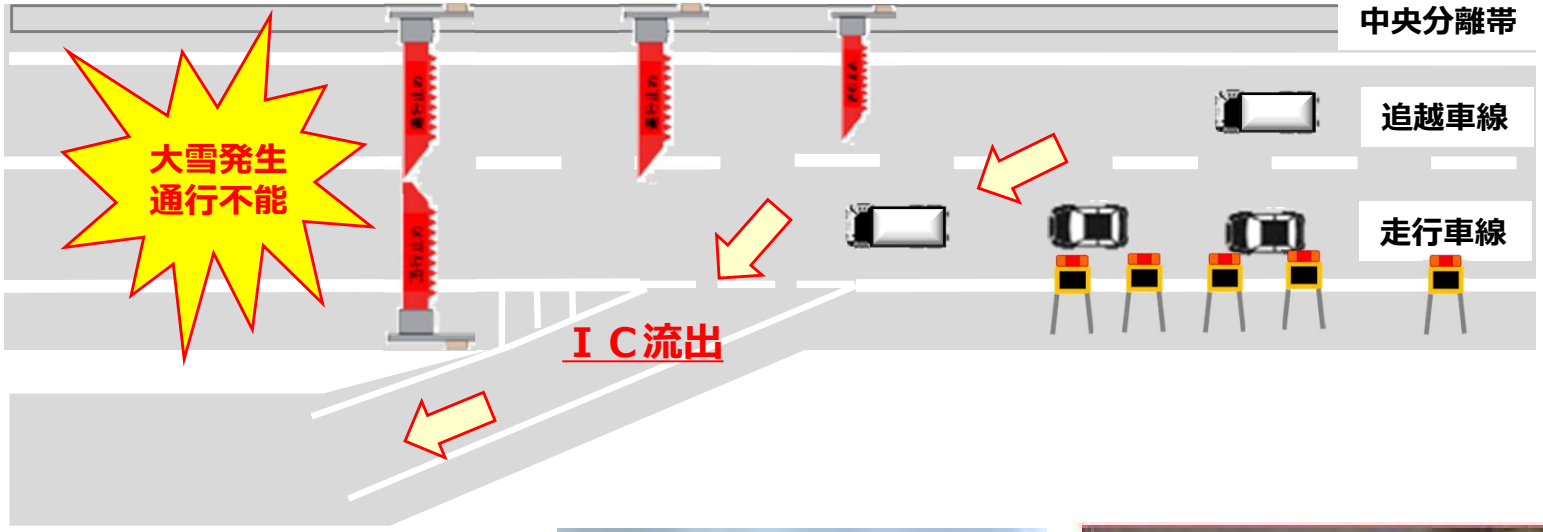




反対車線を活用した滞留車両流出イメージ

3. 例年の取り組み（通行止め対応）

◇エアー遮断機の設置
設置箇所：㊦武生IC　㊤福井IC　㊦丸岡IC　閉鎖規制箇所(中央分離帯、路肩への設置)
概　　要：遠隔での遮断機操作による早期物理的通行止め
※R8年度は㊤福井ICに新設





ICエアー遮断機



エアー遮断機稼働イメージ

4. 関係機関との連携・情報共有（情報連絡室調整会議・雪害対応訓練）

◇福井河川国道事務所、福井県、福井県警、自衛隊、福井地方気象台との会議を複数回実施
⇒福井県内の異常降雪に備えた連携の強化を図る



情報連絡室調整会議



5. 事前広報（情報提供のタイミング・表示内容）

◇情報提供のタイミング・表示内容
※情報提供は記者発表(HP掲載)と同時に実施

《表示例》

※表示の仕方は臨機応変に対応予定

① 大雪予測共有

72時間前の気象予測

・ホームページにて大雪警戒及び出控え広報開始と同時に、協力依頼

●日夜～　北陸地方大雪予報あり！
最新の気象・道路交通情報を確認

② 出控え広報

72～24時間前(状況により前後)

・広域情報板、ハイラジ、アイハイウェイ等にて広報開始
※ホームページ掲載内容を参考

●日夜～　北陸地方大雪予報あり！
不要不急の外出はお控えください

③ 広域迂回広報

24時間前

・当日の気象予測に基づき、広報を実施

大雪予報あり！　関西・中部方面
通行止可能性　道路交通情報に注意

福井県　石川県　北陸道・国道８号
通行止めの恐れあり

④ 通行止め広報

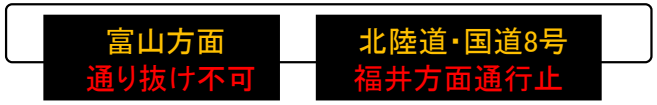
・大雪、事故、自走不能車による予防的通行止め

通行止め開始
※隣接ＤＫＣ（遠方）の情報板は広域迂回広報を継続

・簡易情報板、ＩＣ出口付近にＬＥＤ標識車を配置
※現地ＨＳＣの雪氷状況に応じて可能な範囲で実施

北陸道停滞及び通行止！福井・関西方面
は上信越道・中央道を検討下さい

から先通行止　出口渋滞2km
国道８号は　福井ＩＣ　ご利用を



参考　路肩設置の情報板（簡易情報板）表示内容

6. 雪道の安全啓発広報

◇チラシ・ポスター、ノベルティー、サイネージ広告等にて雪道の安全啓発を実施

雪道走行装備等の呼びかけをさまざまな媒体を用いて広報実施

【具体的な対応策】

- 早めの冬用タイヤ装着、チェーン携行など、雪道走行装備や、大雪時の出控えの呼びかけを、チラシ・ポスター、ノベルティー等を用いて啓発活動を行う。2024年度に新たに実施したコンビニ店内サイネージ広告も継続して実施。
- 雪道の安全啓発の内容と共に、高速道路の情報を何を見れば分かるか？など「アイ・ハイウェイ」「公式X」「LINE」「みちラジ」「除雪NAVI」のアドレスやQRコードを掲載して広報を実施。

■初冬期広報チラシ（10月～12月配布）



（表面）　（中面）　（裏面）

■厳冬期広報チラシ（12月～3月配布）



（表面）　（中面）　（裏面）

■ノベルティ（イメージ）



BOXティッシュ



カイロ

■コンビニ店内サイネージ広告



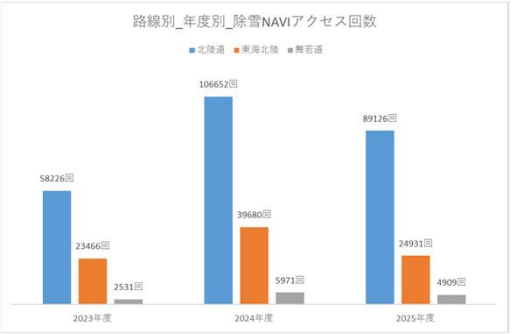


掲載画像（初冬季）



掲載画像（厳冬季）

■路線別_年度別_除雪NAVIアクセス回数



6. 通行止め解除要件

◇解除要件

・ウェアブルカメラを用いて高速隊・ＮＥＸＣＯ合同で路面確認を実施。

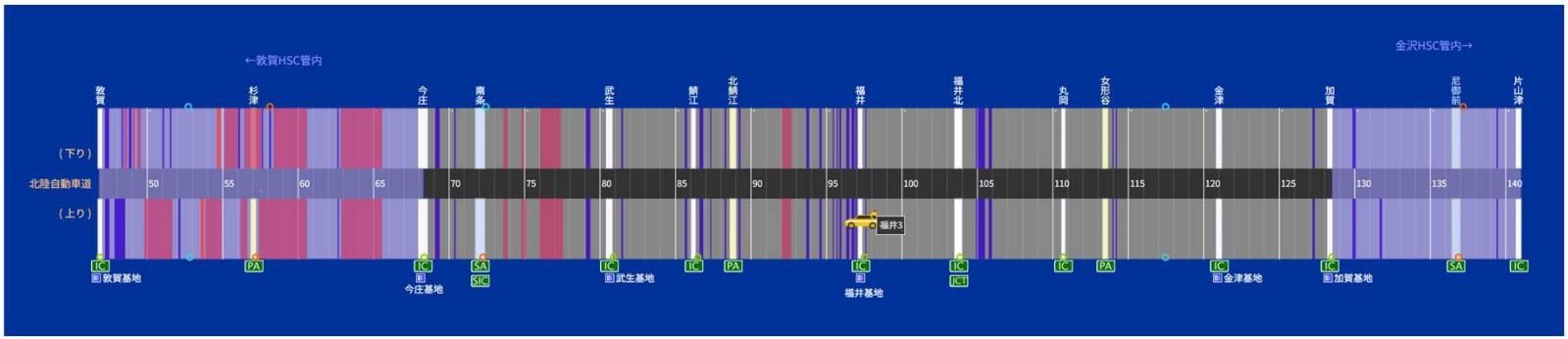
・雪㊿規制又は冬用タイヤ規制で安全に走行できると判断されていること。

解除ＮＧ		凍結・圧雪の状態
解除ＯＫ		白路面で外側線が確認できなくとも【雪㊿規制又は冬用タイヤ規制】で走行可能な状態

6. 通行止め解除要件（ウェアラブルカメラの活用）

◇ウエアラブルカメラ等を活用した通行止め解除確認。
⇒高速隊・NEXCOによる合同路面状況確認に活用。

・車両位置情報システムにより作業中雪氷車両の位置情報を把握



・巡回車にウェアラブルカメラを搭載、気象状況・路面状況を把握。



令和8年度 福井県雪害予防対策協議会

資料３－３

2026（令和8）年度
雪氷対策計画

2026年11月5日
中日本高速道路㈱　金沢支社
敦賀保全・サービスセンター

NEXCO 中日本

事務所概要

●事務所概要

福井県（嶺南地方及び嶺北地方の一部）と滋賀県の一部を所掌

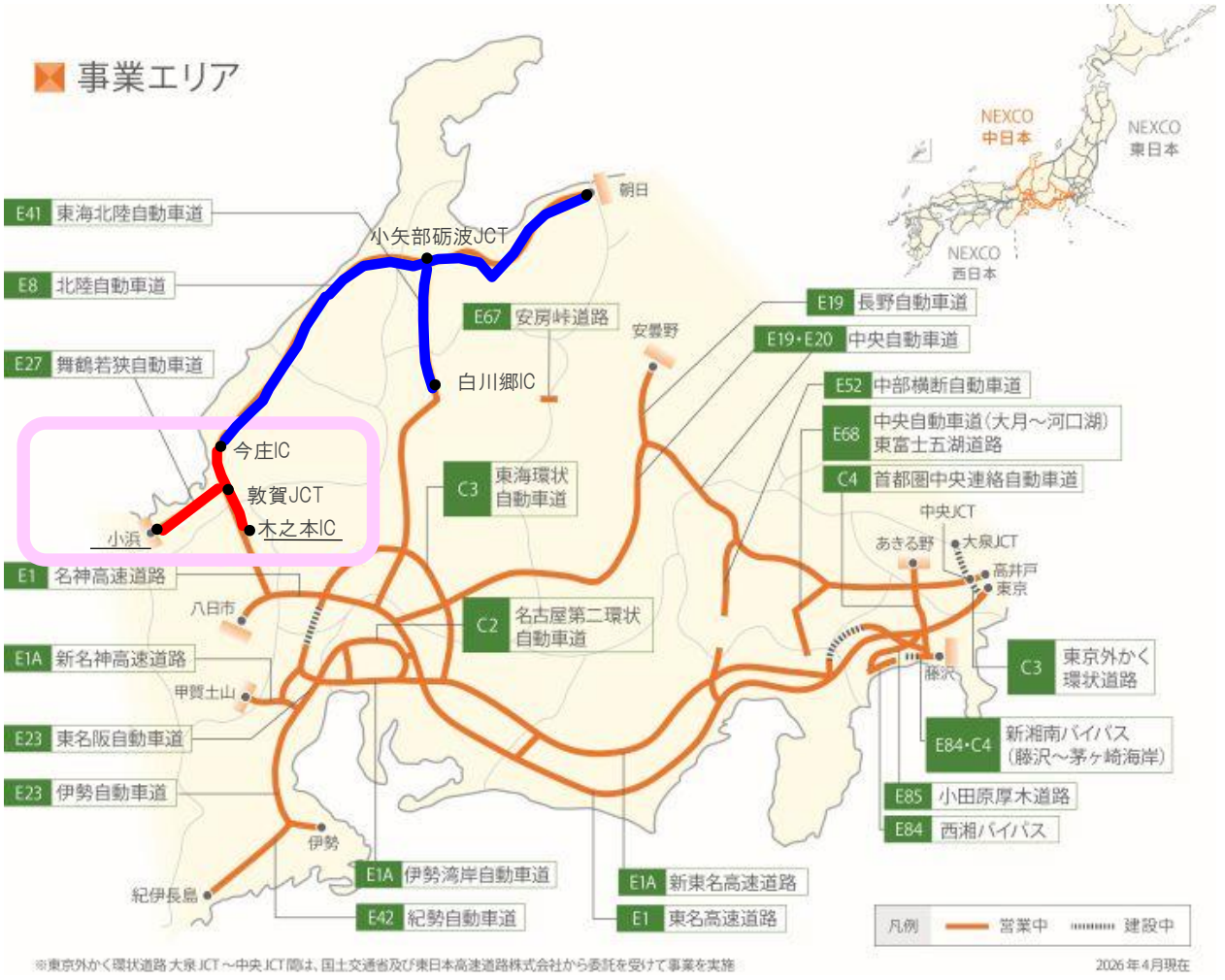
●所掌範囲

E8　北陸自動車道
（木之本～今庄）44.7km
E27　舞鶴若狭自動車道
（小浜～敦賀JCT）39.0km
（計83.7km）

※下線ICは含まず。

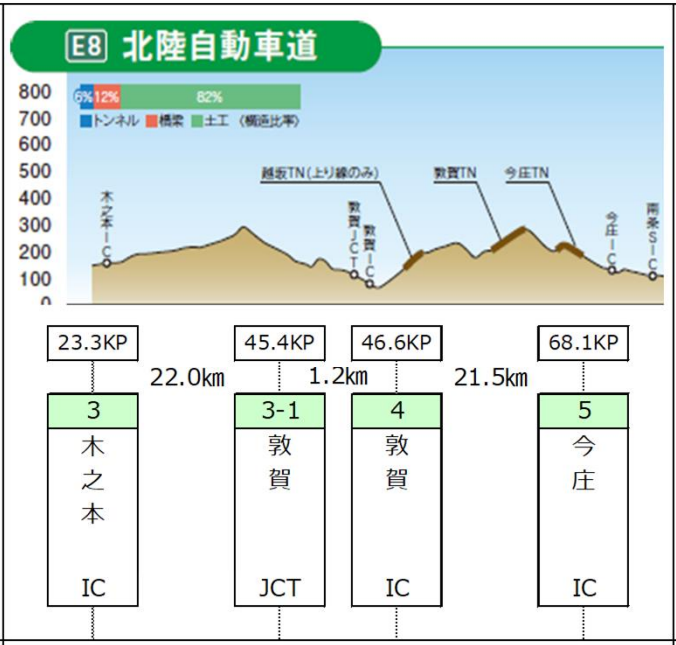
●雪氷対策期間

2026（令和8）年11月15日～
2027（令和9）年　4月15日



路線	区間		延長		料金所		休憩施設（上下別）		
							SA	PA	
	（自）	（至）	（km）		通常	SIC		有人	無人
E8　北陸自動車道	木之本	今庄	44.7	83.7	2	0	2	2	2
E27　舞鶴若狭自動車道	小浜	敦賀JCT	39.0		3	2	0	1	0

E8北陸自動車道　基地及び作業機械配置

| E8　北陸自動車道 | | | |  | | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 雪氷基地 | | | | ● | |
| 凍結防止剤倉庫 | | | （t） | ●
100 | |
| 溶液槽 | | | （㎥） | ●
60 | |
| 主な車両 | 凍結防止剤散布作業 | 湿塩散布車 | （台） | 2 | 7 |
| | | 溶液散布車 | （台） | 1 | 4 |
| | 除雪作業 | 除雪トラック | （台） | 6 | 24 |
| | | | （梯団） | 2 | 8 |
| | 排雪・救援作業 | ロータリー車 | （台） | 1 | 4 |
| | | トラクターショベル | （台） | 4 | 16 |
| 巡回 | | | （パーティ） | | 1 |
| 作業従事者（最大体制時） | | | （名） | | 約190 |

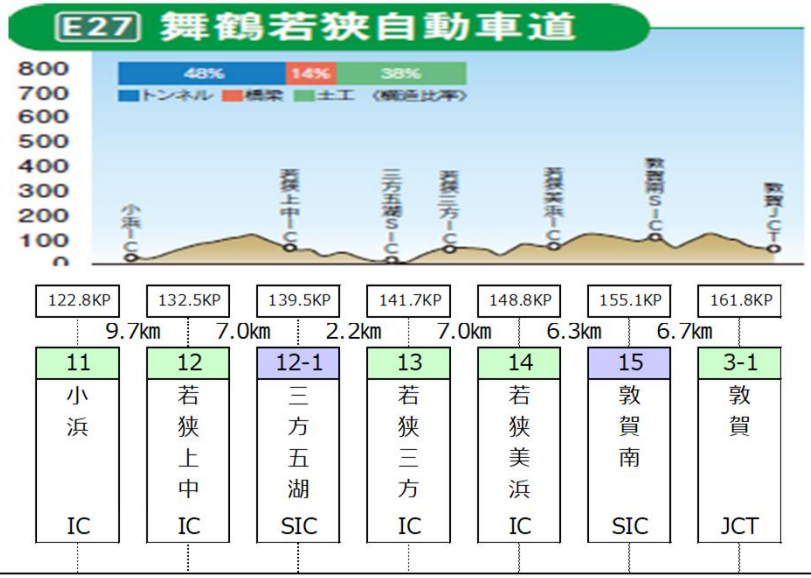
3	4	5
●	●	●
● 100	● 100	● 100
● 60	● 60	● 60
2	3	2
1	2	1
6	9	9
2	3	3
1	2	1
4	7	5

《木之本IC～今庄IC》

・北陸道は、急峻な山間部を通過しており、降雪量が多い豪雪地帯である。

・道路線形も悪く、事故や自力走行不能車両の発生リスクが高いため、各ICに雪氷基地を設け、IC間に4梯団（3台/梯団）を配備し、除雪体制を強化している。
（大雪重点区間）

E27舞鶴若狭道　基地及び作業機械配置

E27　舞鶴若狭自動車道					計	
雪氷基地				●	●	
凍結防止剤倉庫			(t)	● 100	● 100	
溶液槽			(㎥)	● 18	● 60	
主な車両	凍結防止剤散布作業	湿塩散布車	(台)	2	1	3
		溶液散布車	(台)	1	1	2
	除雪作業	除雪トラック	(台)	5	6	11
			(梯団)	2	2	4
	排雪・救援作業	ロータリー車	(台)	1	1	2
		トラクターショベル	(台)	3	3	6
巡回			(パーティ)			1
作業従事者（最大体制時）			(名)			約90

《小浜IC～敦賀JCT》

・舞若道は、沿岸から近く海風の影響を受けやすいため、降雪量は少ない傾向にある。

・北陸道と比べて交通量も少ないことから、各IC間に1梯団（2台～3台/梯団）を配備し除雪作業を行っている。

簡易な規制装置による通行止めの早期実施（強化）

遠隔操作できる簡易な規制装置（エアー遮断機）を整備

【取組み内容】

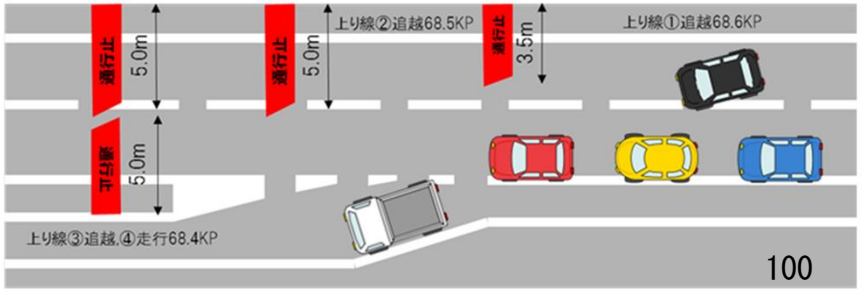
・通行止めを30分以内に安全に実施するため、過去の雪による通行止め実績を踏まえ、通行止め時の端末インター出口本線部に**簡易な規制装置（エアー遮断機）を整備**。（過年度整備済み：木之本IC㊦、敦賀IC㊤㊦、今庄IC㊤、若狭美浜IC㊦）

・今冬期に向けて、**北陸道 敦賀JCT（B・Dランプ）及び舞鶴若狭道（若狭美浜IC㊤、若狭三方IC㊤㊦、若狭上中IC㊤㊦）にエアー遮断機を新たに整備**予定。これにより、舞若道（下り線）小浜IC～若狭上中IC間を除く全ての所掌区間において、どこで事故やスタックによる自力走行不能車両が発生してもエアー遮断機により直ぐに物理的閉鎖ができるようになる。
（**大規模滞留車発生リスクが大幅に低減**）

■エアー遮断機の起動イメージ（事務所防災対策室からの遠隔操作によりエアー遮断機起動）



■エアー遮断機の設置イメージ　（北陸道は1箇所当たり4基、舞若道は暫定二車線区間のため路肩側に1基設置）





エアー遮断機による本線閉鎖状況（敦賀IC㊤）

監視カメラによる自力走行不能車両の早期発見（強化）

高速道路本線および料金所一般道側に監視カメラを設置

【具体的な対応策】

- 高速道路本線および一般道側接続道路の降雪状況や路面状況、交通事故やその他の原因による自力走行不能車両の発生などの交通障害を早期発見できるように監視カメラを設置する。
 ※2021年度に大雪時に滞留状況が確認できなかった料金所一般道側に監視カメラ設置済み
 ※**2025年度に監視カメラ増設（＋33台）により全線監視可能になった。（全378台）**



監視カメラ設置状況

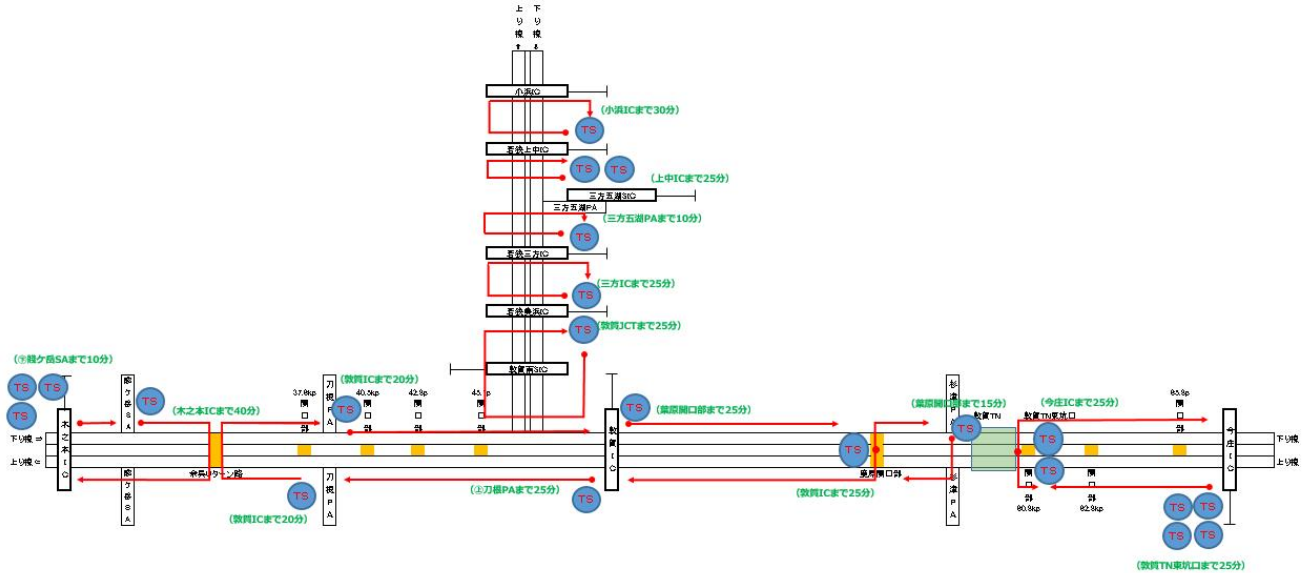
救援車両の事前配備（継続）

自力走行不能車両等が発生した場合、1時間以内に救出できるように救援車両を事前配備

【具体的な対応策】

- **1時間以内に救出できるように救援車両を事前配備**
 ※救出に掛かる時間20分を考慮し40分以内に現着できるように配備
- 全車種を救援できるように大型レッカー等（大＋中または大＋小）を事前配備
 ※敦賀（保）管内：レッカー全4台、トラクターショベル全22台（最大時）

【敦賀】トラクターショベル配置計画（自力走行不能車救出計画）
※救出に掛かる時間20分を考慮し、40分以内に救援作業開始（現着）できるよう配備



≪レッカー車配備状況≫



≪車種毎の移動可能機材と車両の分類≫

車　種	移動可能機材		本検討での車両の分類
トレーラー	大型レッカー車		大型貨物車
大型貨物車	大型レッカー車		
中型貨物車	大型レッカー車	中型レッカー車	
小型貨物車	小型レッカー車	中型レッカー車	小型貨物車
バス	大型レッカー車	中型レッカー車	バス
乗用車	小型レッカー車	中型レッカー車	乗用車
	フォークリフト、ホイールローダー、車両移動用ジャッキ		

国土交通省関東地方整備局
「道路啓開時における路上車両移動技術研究会」最終報告(平成２８年６月)より引用

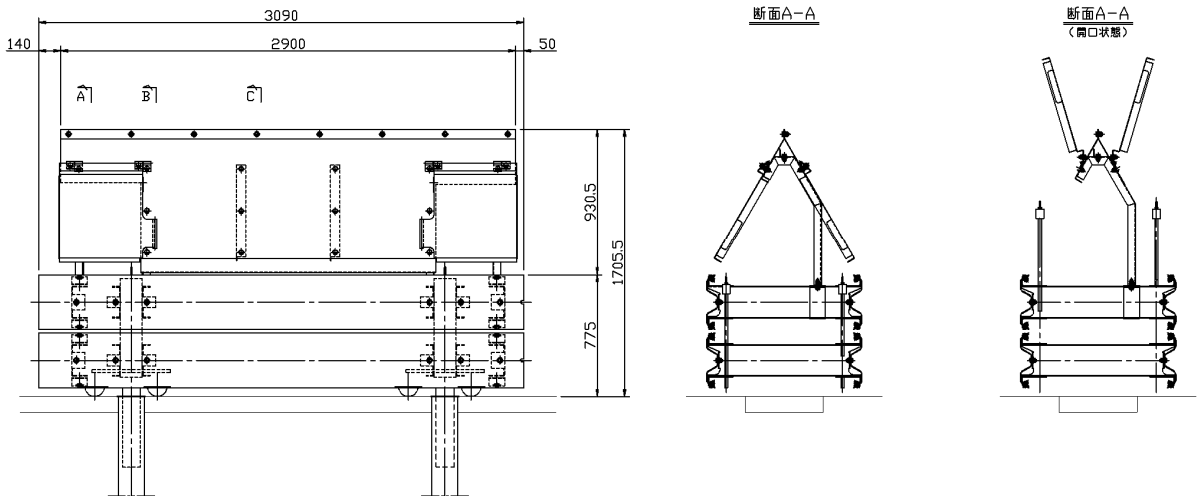
中分開口部整備による滞留車両の早期救出（継続）

**着脱が容易な滞留車両救出用中分開口部（レーンオープナー）を整備、
既存の脱着式ガードレールを活用できるように改良（メンテナンス）**

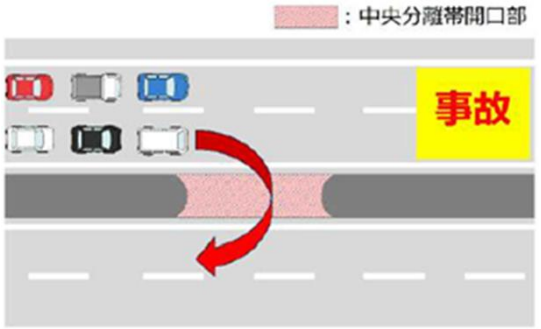
【取組み内容】

・北陸道において、中央分離帯開口部が概ね2km間隔で設置されており、滞留車が発生した際には、中分開口部でのUターン処理などを高速道路交通警察隊などと連携して実施する。

・**緊急時に人力で移動可能な鋼製移動式防護柵（レーンオープナー）を整備すると共に、既存の脱着式ガードレールを活用できるようにメンテナンス**。
※2022年度までに鋼製移動式防護柵整備済み（全6箇所）
※2026年度は、既存脱着式防護柵のメンテナンス（2箇所）



※大雪時に直ぐに移動できるように、レーンオープナー上部に屋根材を設置
（車輪部に積雪しないようにする）



対向車線を活用した滞留車両流出イメージ



屋根付きレーンオープナー

冬用タイヤ規制広報用簡易情報板（継続）

➢ 関西・中京方面から北陸方面にお越しのお客さまに対して、きめ細かな情報提供を行うべく、隣接事務所と調整を図り、同管内へ簡易情報板を22基設置し、また、舞鶴若狭道に5基設置を行う。



簡易情報板
標準：4文字2段

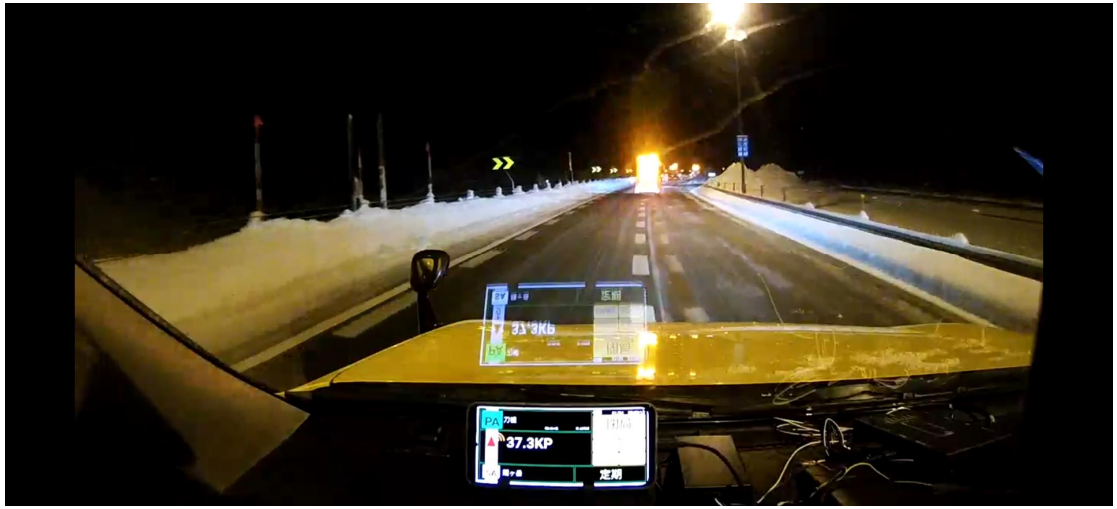
通行止め解除時の路面状況確認の迅速化（継続）

- 通行止め解除に向けては、ウェアブルカメラやCCTVを活用した路面確認を基本とすることで、通行止め時間の短縮を図る。
- 通行止め解除要件について、高速隊との合同会議で事前確認しておくことで、NGの場合の再作業時間の短縮を図る。

«通行止め解除パターン比較»

通常パターン	雪による通行止め	⇒	除雪作業	⇒	NEXCO確認による解除判断	⇒	警察確認	⇒	NGの場合再作業	⇒	警察協議	⇒	雪による通行止め解除
短縮パターン	雪による通行止め	⇒	除雪作業	⇒	NEXCO確認による解除判断	⇒	警察・NEXCO合同による確認（ウェアブルカメラ等を活用）	⇒	警察協議	⇒	雪による通行止め解除		

短縮



ウェアラブルカメラによる路面撮影状況



※ウェアブルカメラによる
路面確認（4方向同時確認）

福井高速隊による路面確認状況
（2026/1/23）

令和8年度　雪氷対策計画書

舞鶴若狭自動車道〔三田西IC～小浜IC〕

令和8年11月

西日本高速道路㈱　関西支社
福知山高速道路事務所

みち、ひと・・・未来へ。

NEXCO 西日本

令和8年度　雪氷対策計画概要

1. 所掌範囲

舞鶴若狭自動車道
三田西IC～小浜IC間(119.1km)

・兵庫県域　3.9～　44.6KP　L=40.7km
・京都府域　44.6～　91.1KP　L=46.5km
・福井県域　91.1～123.0KP　L=31.9km





令和8年度　雪氷対策計画概要

2. 雪氷対策期間

令和8年11月20日～令和9年4月5日（137日間）

3. 雪氷体制の判断、体制区分・組織

㈱ウェザーニュースの気象予測及び管内の気象観測機器より得られた気象データを総合的に判断し、雪氷体制の構築を図る。

体　制	段　階	交通運用	内　　容	総括指揮者	班　　員			合計
				所長・副所長	N課長	N担当	管理員	
連絡体制	―	通常	作業の予定がなく、気象情報等の収集や関係機関への連絡などを行っている段階をいう。	―	―	―	―	0名
注意体制	―	通常	事前散布作業後等で気象悪化に備え、凍結防止剤を散布できるよう待機する段階をいう。	―	1名	―	1名	2名
出動体制	凍結防止剤散布段階	50km/h規制	降雪の初期または凍結の恐れがある場合に、凍結防止剤を散布する。	―	1名	―	1名	2名
	除雪段階	50km/h規制	除雪車等で除雪及び排雪を行う。 （必要に応じ凍結防止剤の散布を行う）	―	1名	―	3名	4名
	タイヤ指導段階	50km/h規制	高速隊と協議し、通行車両に対しタイヤ指導を行う。	1名	1名	1名	2名以上	5名以上
緊急体制	閉鎖段階	通行止め	除雪等雪氷対策作業能力を超える交通障害となり、タイヤ指導によっても交通の安全確保が困難となった場合において閉鎖を行う。また短期豪雪が予測される際は「予防的通行止め」を行う。	1名	2名以上	1名以上	2名以上	6名以上
非常体制	長期閉鎖段階	通行止め	降雪が厳しく雪氷対策作業が難航し、長時間に渡り道路閉鎖が続き、またはその恐れがあり通行車両の救済等も含め関係機関等との連絡、調整及び出動要請等特別な対策を行う。	1名	2名以上	1名以上	2名以上	6名以上

令和8年度　雪氷対策計画概要

4. 除雪等車両の配置状況

雪氷対策作業車両は、インターチェンジ内にある各基地に配置する。
配置状況は体制により異なるが、標準は下表のとおりとする。

また、大雪時には状況により、NEXCO他事務所からの応援体制を構築する。

機種＼配置箇所	丹南基地	福知山基地	舞鶴西基地	舞鶴東基地	大飯高浜基地	小浜基地	合　計
散水車	1	1	1				3
湿塩散布車（除雪機能付き）	3	7	3		4		17
除雪車（散水機能付き）					1		1
除雪車	2	3	2		3		10
ロータリー車			2(1)		2(1)		4 (2)
大型トラクターショベル		1	1	2	2		6
小型トラクターショベル			1(1)	1(1)		1(1)	3 (3)
合　計	6	12	10(2)	3(1)	12 (1)	1(1)	44 (5)

※(　)内の数字は、R7年度からの増減台数です。

・湿塩散布車（除雪機能付き）



・除雪車



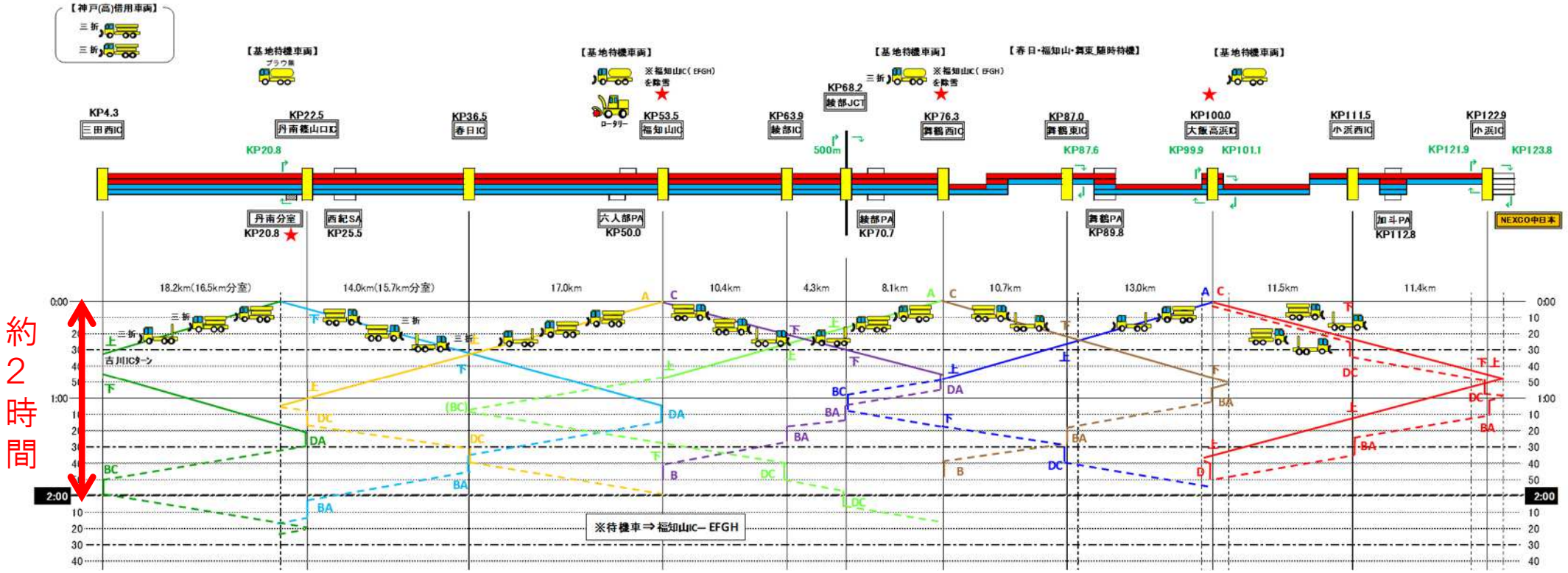
・ロータリー車



令和8年度　雪氷対策計画概要

5. 除雪作業時のダイヤグラム

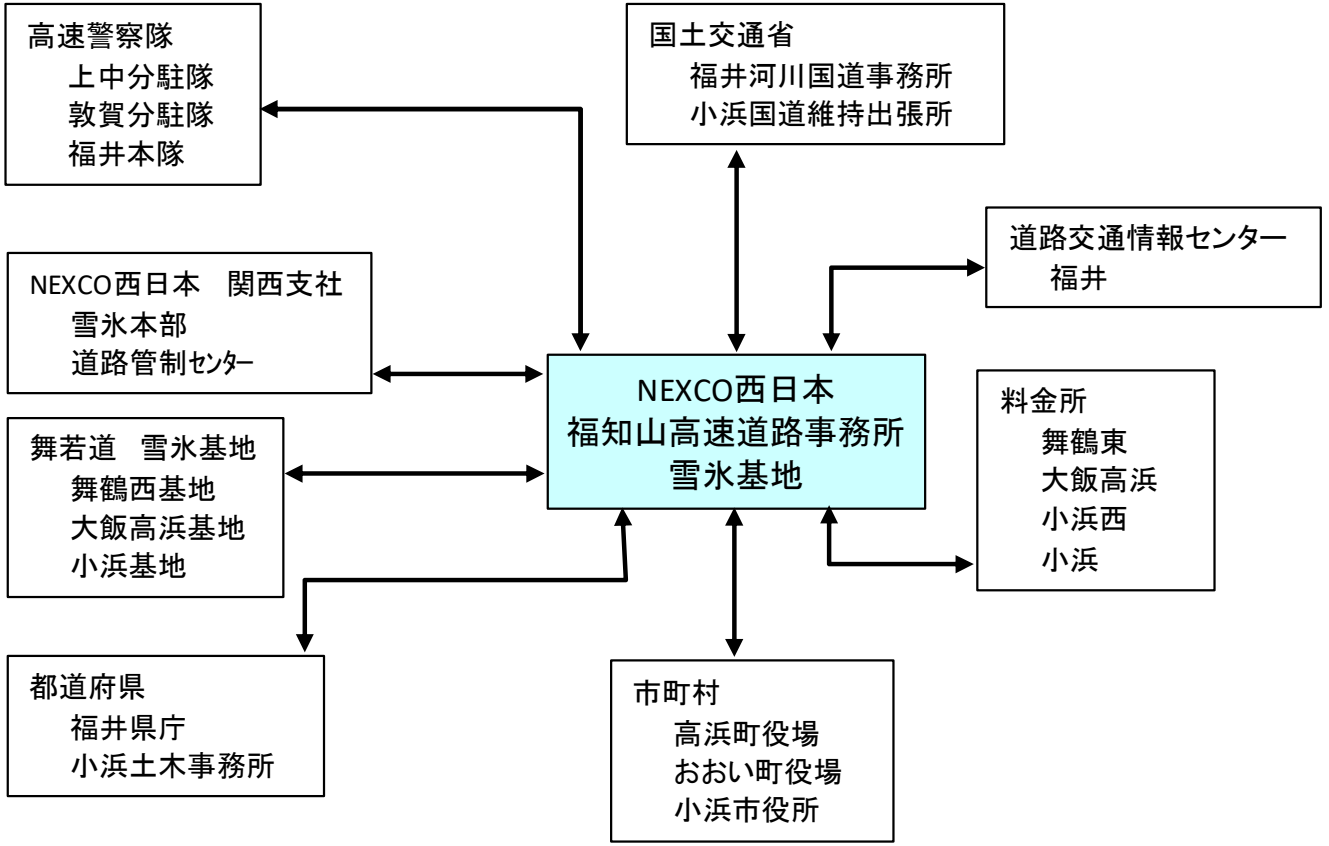
※通常時は、2時間ロテーションでの対応を予定
※大雪時は、他事務所の応援によって1時間ロテーション（集中除雪）での対応を予定



・全区間除雪体制時で、運転手・助手含め、約70名が従事
・全区間冬用タイヤ指導時で、プラス約140名が従事

令和8年度　雪氷対策計画概要

6. 情報連絡図



関連道路の道路状況についても、当該道路管理者との連絡を密接に行い、関連する情報を迅速・的確に把握し、作業計画の立案及び情報提供等に努める。

令和8年度　雪氷対策計画概要

昨年度からの主な変更点

①ロータリーを2台増車（2台→4台）し、排雪作業の時間短縮を図り、早期に通行止め解除する
②小型タイヤショベルを3台配置し、料金所付近の排雪作業の時間短縮を図る
③舞若道暫定2車線区間（舞鶴西～小浜間）におけるスタック車発生時の迅速な対応強化
（中分ワイヤーロープを取外してスタック車等の対応を迅速に行う（WR取外し実地訓練実施済）

昨年度から継続内容

①予防的（計画的）通行止めの計画・実施
②福知山ICおよび西紀SAでの冬用タイヤ自動判別機の本格運用
③大型トラクターショベルの増台による圧雪除去対応の強化
④大雪時の除雪体制強化（他事務所応援による集中除雪を実施：2時間ローテ⇒1時間ローテ）
⑤WEBカメラ（ウェアラブルカメラ）を活用した路面状況確認の迅速化

令和8年度　道路雪対策について



令和８年１１月５日
福井県土木部道路保全課

道路除雪について

冬期間における道路の交通を確保するため、道路管理者が、冬期の積雪や凍結により道路交通に支障が生じないよう、除雪機械等を用いて道路の通行機能の確保を行っている。

＜除雪機械の一例＞

除雪トラック



凍結防止剤散布車



道路種別ごとの道路管理者

【高速自動車国道（北陸自動車道、舞鶴若狭自動車道）】
道路管理者：[小浜IC以東] NEXCO中日本
[小浜IC以西] NEXCO西日本

【直轄国道（国道８号、２７号、１６１号、中部縦貫自動車道）】
道路管理者：国土交通省

【補助国道、主要地方道、一般県道】
道路管理者：福井県

【市町道】
道路管理者：市町

福井県の除雪業者数：205社(R7)
除雪機械数：646台(R7)
福井県の除雪路線延長：1,869km
- **補助国道　518km**
- **主要地方道　507km**
- **一般県道　844km**

福井県の車道除雪出動基準

新雪除雪：道路上の積雪深が10cm（最重点除雪路線※に関しては5cm）を超え、気象情報等からさらに降雪が予想されるとき。

凍結防止剤散布：降雪の有無にかかわらず、気象情報等により気温が0℃以下になると予想され、路面が凍結し交通障害の発生が予想されるとき。

(※)最重点除雪路線（延長：463km）とは、高速道路ICへのアクセスや広域交通、救急医療・原子力防災など特に重要な役割を担う道路であり、県が重点的に除雪を実施する路線である。

①県内の道路除雪体制を強化　【県の取り組み】

①-１　道路除雪体制の強化

【除雪基地の移転完了】

・冠山峠道路の除雪体制強化に向けて除雪基地の移転完了（役場付近→月ヶ瀬）



- 除雪基地の前進配置による迅速な除雪体制の確保
- 格納車両台数増（7→10）



- 令和６年度　雪崩により　志津原～岐阜県　約４０日間（R7.2.4～R7.3.15）通行止
- 令和７年度　倒木により　田代～志津原　約７日間（R8.2.2～2.9）通行止

【除雪機械】

・令和８年１月の降雪をふまえ除雪機械を４台増強（敦賀土木）

除雪トラック　　２台
ロータリ除雪車　１台
凍結防止剤散布車１台

【消雪施設】

・国道４１６号など５路線の消雪施設を新たに供用

消雪整備延長　３７１ｋｍ　→　３７３ｋｍ（２ｋｍ増）



①-２　令和８年４月２６日に開通した国道４１６号白方布施田バイパスを最重点除雪路線に指定

・国道４１６号（福井市白方町～福井市江上町）６．３ｋｍを新たに最重点除雪路線に指定



② 県内外への情報発信の取り組み

【県内への情報発信】

○上位路線が同時通行止めを実施する際の県管理道路の通行止めについて

・高速道路や直轄国道（上位路線）が同時通行止めとなる場合、県管理道路への交通集中による車両滞留や大規模な立往生の発生を防ぐため、積雪状況等を踏まえ、県管理道路においても通行止めを実施する可能性がある路線を事前に公表する

≪通行止め対象路線≫

国道３６５号、国道４７６号　等

○県内の各関係団体や企業に対し、配送計画の見直しや広域迂回などを呼びかけるほか、従業員の休暇取得やテレワークの実施等を繰り返し要請

【県外への情報発信】

○隣県と連携し、県外への広域迂回等の呼びかけを実施（本県の通行止め状況や広域迂回の呼びかけを、隣県のHP、SNSで広報）

○近隣府県の商工会議所やトラック協会等を通じて、大雪予報の３日前から、荷主企業と運送業者に対し、配送計画の見直しや広域迂回などを呼びかけ

○日本道路交通情報センター（名古屋・大阪）と連携し、ラジオ等で福井県の大雪情報を関西・中京・北陸圏に周知

※対象：滋賀県、大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、岐阜県、石川県、富山県



③ 除雪状況の「見える化」

【県、市町の取り組み】

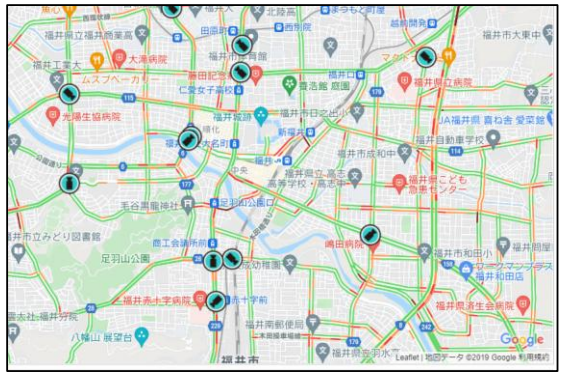
- **全１７市町の除雪機械にGPSを装備し、県・市町の除雪状況を一元的に公開**

（公開路線：すべての県管理道路、市町の最重点除雪路線等）

「みち情報ネットふくい」での情報提供（R3～）

- 最重点除雪路線、消雪路線
- 除雪車の走行軌跡（全１７市町とGPS連携）
- 路面凸凹情報（大雪時）

交通状況の表示（Google提供）



道路カメラ（国・高速・県・市町の連携）





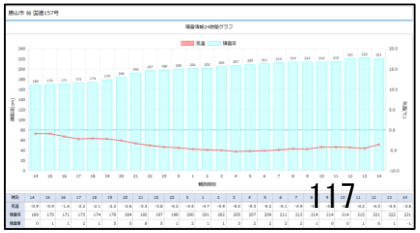
スマートフォンでも
見やすく対応



通行規制情報（国・高速・県警との連携）



積雪情報（気象台との連携）



排雪場情報（市町との連携）



雪に関する道路・防災情報はこちらから…

福井県

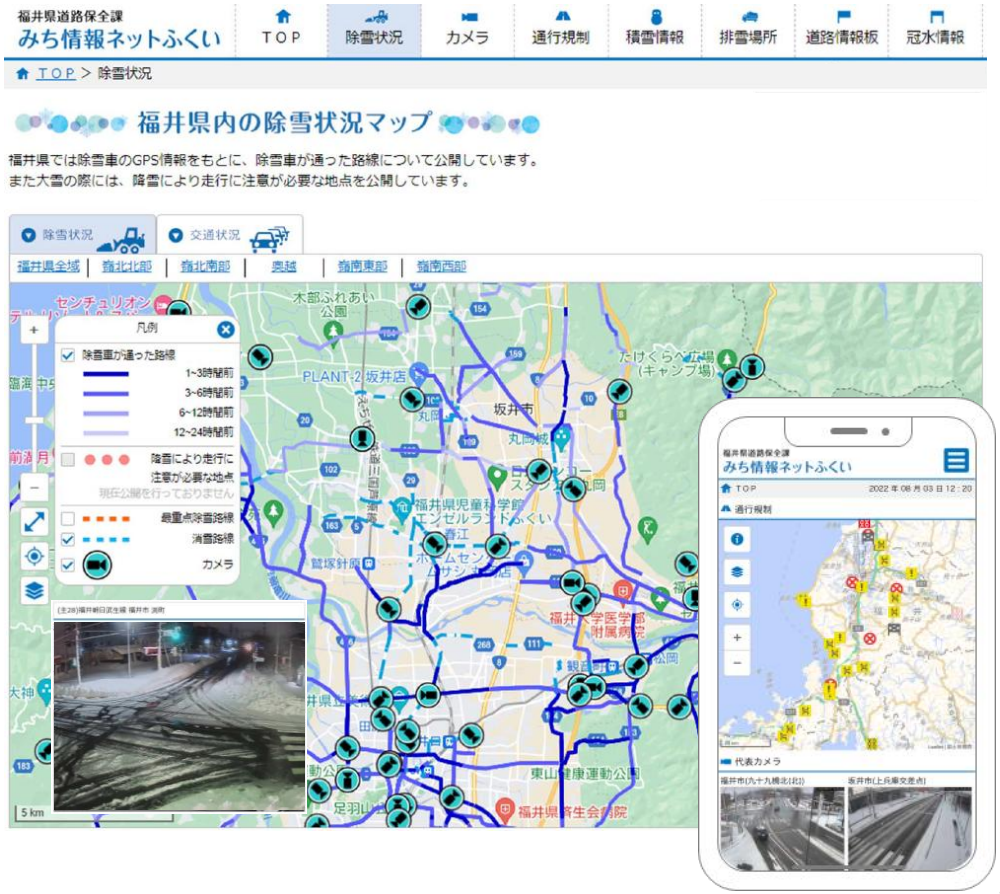
①みち情報ネットふくい

https://www.hozen.pref.fukui.lg.jp/hozen/yuki/

ここからアクセス

【福井の冬に必須の便利ツール】 ※年々アクセス数増加中

道路カメラ画像などから、道路の除雪状況がわかる！
通勤前や輸送ルートの検討にぜひご利用ください！



スマートフォン対応しました！

②Yahoo!防災速報

https://emg.yahoo.co.jp/

ここからダウンロード



© Yahoo Japan

＜提供情報＞
県からのお知らせ、避難情報、道路の規制情報、
気象情報 等 がプッシュ式で通知されます
（アプリの利用には登録が必要です）

③AI音声対話サービス

050−1807−6431（専用ダイヤル）

＜提供情報＞
道路規制情報をAI音声サービスで案内しています
サービス期間：2026年4月1日～2027年3月31日
（利用には通話料がかかります）

【通話料の目安】固定電話から：約12円/3分
携帯電話から：21円/30秒

資料４

令和８年１１月５日

交通規制及び指導計画について



福井県警察本部交通規制課

交通規制及び交通指導について

福井県警察

1　基本方針

雪寒の影響により高速道路、一般国道、県道等において、通行不能や交通渋滞等の交通障害が発生し、又は発生が予想される場合には、適切な交通規制、交通指導取締り及び広報活動を実施して交通障害の早期解消を図り、交通の安全と円滑を確保する。

2　対策期間

令和８年１１月１５日（日）から令和９年３月３１日（水）までの間

3　交通路確保重点路線

- 北陸自動車道、舞鶴若狭自動車道、中部縦貫自動車道
- 国道８号、国道２７号、国道１６１号
- 上記路線に至る主要アクセス道路等

交通規制及び交通指導について

福井県警察

4　主な実施内容





①　交通規制の実施等

- **冬期間における交通規制の実施**
 駐車禁止、通行禁止（踏切）等
- 道路管理者と連携した交通規制及びチェーン装着指導等に伴う検問の実施

②　交通指導取締りの強化

- 緊急自動車の通行及び除雪作業に支障となる放置駐車車両の指導取締りの実施
- タイヤチェーン等の滑り止め装置不着装違反の指導取締りの実施

③　道路交通情報等の収集と関係機関への通報の徹底による交通事故、交通障害の防止

- 積極的な気象情報の収集及び道路状況等の把握
- **交通事故や交通障害の発生が懸念される場合における道路管理者に対する道路パトロールの強化や除雪等の要請**
- 道路管理者、福井地方気象台等との連携による情報の一元的集約と情報発信

JR西日本グループ

もっとつながる。未来が動き出す。

2025年度振り返り、それをふまえた今年度の取り組み

西日本旅客鉄道株式会社
金沢支社

1．冬期間の体制について

(1)これだけは避ける～不変の価値観～

○ 列車脱線
※無理な起動や前進指示

○ 重大労災（触車・感電・墜落）
※普段と異なる風景・作業＋経験の浅い従事者＋ダイヤ乱れ＝触車リスク増

○ 駅間での長時間抑止
※・60分以内を目途にお客様の降車等、救済方法の判断を行う
・在来線においては120分以内の駅間停車解消が見込めない場合はお客様に降車いただくことを基本とする

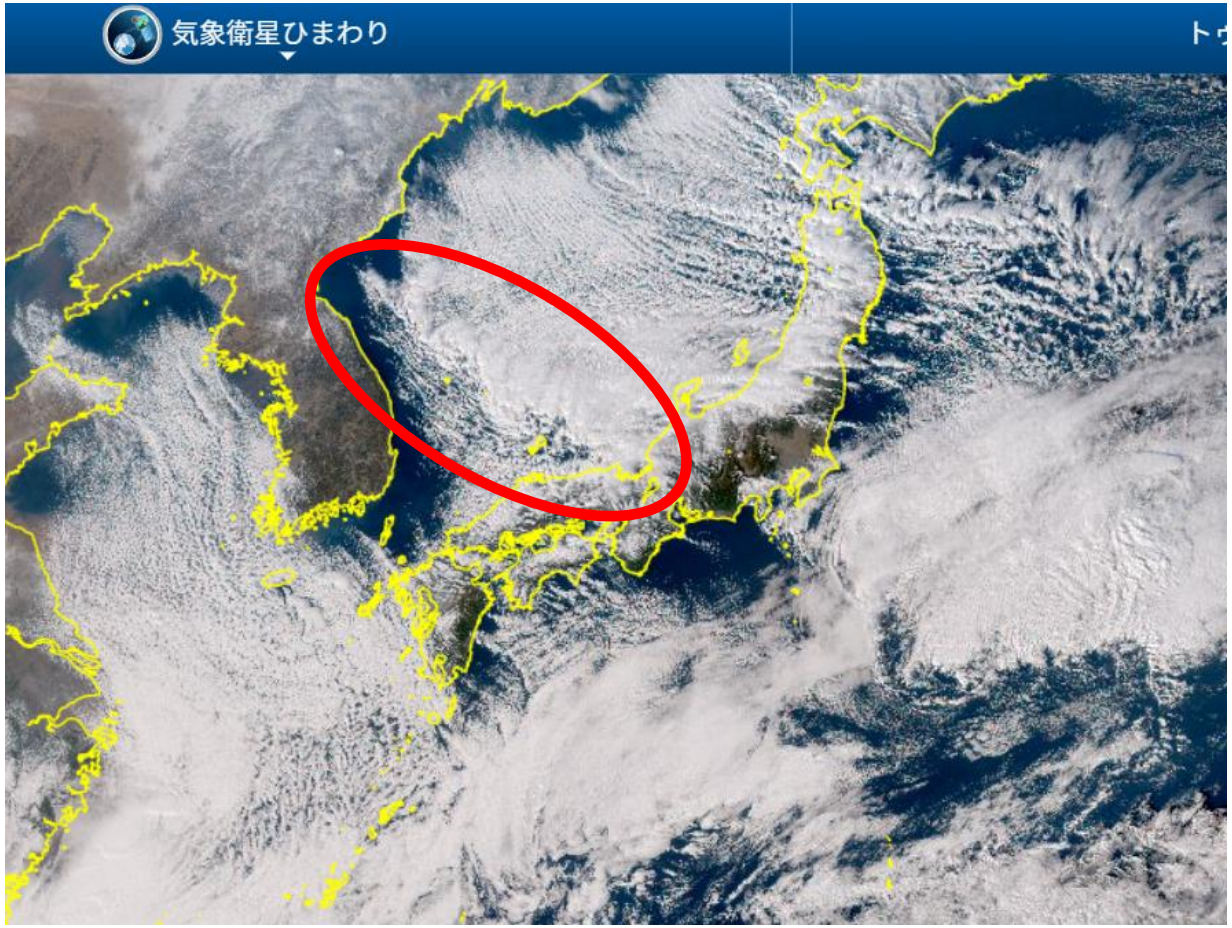
(2)2026年度冬期間の設定

○ 冬期準備期間：2026年10月1日～11月30日
○ 冬期間　　：2026年12月1日～2027年3月31日

(3)雪害対策本部の設置について

○ 支社及び現地対策本部
－ 冬期間中（12/1～翌3/31まで）　常設

2．2025年度冬期の振り返り（１）



気象庁　気象衛星ひまわり（2026年1月21日15時）

● **大雪の事例**

2026年1月21日から25日

JPCZ（日本海寒帯気団収束帯）が、主に福井県、石川県にかかり続けた。

・大雪警報等が発表された。

・福井県・石川県内で「顕著な大雪に関する情報」が発表された。

敦賀市　6時間降雪量32cm

大野市九頭竜　6時間降雪量37cm

（福井地方気象台気象速報から抜粋）

2．2025年度の振り返り（２）

2026年1月22日夜～23日朝にかけての大雪（敦賀駅）

在来線の敦賀駅や車両基地構内で記録的な降積雪となった。
積雪は夜間に時間を追うごとに増加していたが、積雪の増加に対して状況の確認・共有、除雪を行うことが十分にできなかった。



1/23　6:00

在来線ターミナル駅・車両基地の積雪状況報告について

実施条件：
・気象庁から大雪警報や気象防災速報（短時間大雪）（従来の『顕著な大雪に関する情報』）が発表された場合
・民間の気象予報会社の予報で短時間の大雪が見込まれる場合
実施内容：
・夜間に積雪状況を確認・共有する頻度を高める（1時間に1回）
・車両の入換え等もあわせて、除雪（雪払い）を実施する

4．（継続実施）道路の予防的通行規制対応について

【課題】

・主要道路の予防的通行規制により、当該区間で営業列車が駅間停車した場合、お客様の救済が困難となる可能性が発生した。（北陸本線　新疋田～敦賀など）

・異常時発生の有無に関わらず工務関係社員を事前派遣する等、雪害対応の人的リソースが奪われる。

【対応の方向性】

道路管理者と協議し、予防的通行規制実施中に業務用自動車で通行可能となるようにする。

■2025年度の取組み（今年度も継続実施）

・福井県内の直轄国道（福井河川国道事務所管内）において**規制区間を業務用自動車等※が通行可能となった。**

※マイクロバス・クレーン等の手配車両も通行可能。緊急自動車（赤パト）等の車両条件なし。

・通行に当たっての**社内ルールを整理**した。

・**ハピラインふくいの沿線道路も通行可能**となり、車両故障対応時の連携を可能とした。

2026年度　降雪期の運行確保



新型MCロータリー　600R-2号機

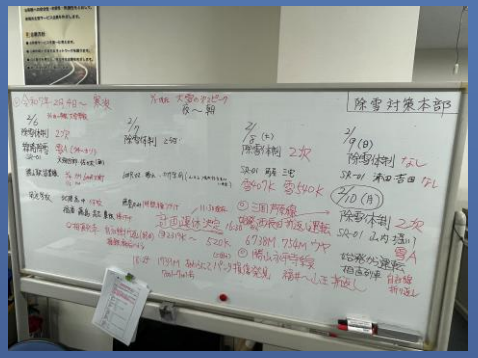
えちぜん鉄道株式会社

全線位置図

えちぜん鉄道株式会社



●除雪対策本部の設置（12/1～2/28）



対策本部の
情報集約ボード

●除雪の基本方針

（ア）初動体制の強化

・地域別の気象情報、ネットワークカメラによる各駅の状況の迅速な収集及び警戒態勢の確立



気象の勉強会
の模様

（イ）除雪体制の強化

・人力除雪は必要により関係機関等に協力要請する

（ウ）降積雪時における輸送の安全確

・必要に応じて、列車の運転を見合せる等の適切な処置をとり除雪を行う

●除雪作業

（ア）線路除雪
（イ）除雪車両の配備
（ウ）駅構内の線路除雪

MCロータリー
600R-2号機



新型除雪車両
SR-01



（エ）分岐器（ポイント）の除雪

係員への教育
ポイントの仕組みや除雪方法の講習よる知識向上

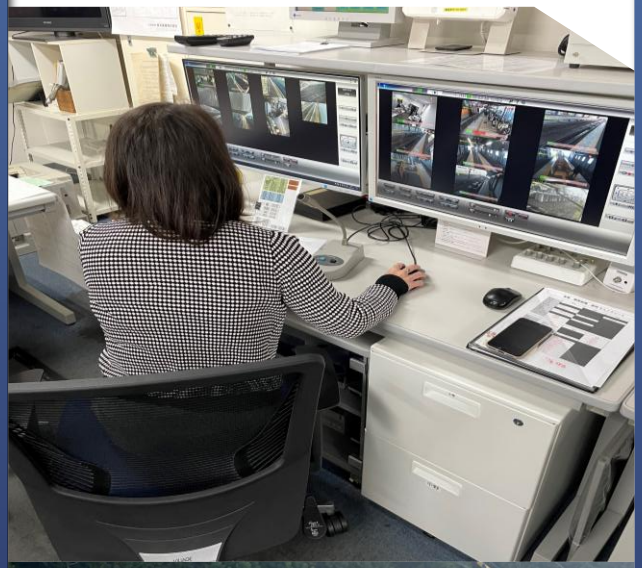




（カ）踏切道の除雪
（キ）管理建物および諸施設の除雪

●地域鉄道と相互協力体制

災害の発生、または発生する恐れがある場合に、
福井鉄道㈱さま、㈱ハピラインふくいさまとの
「災害時における相互協力に関する協定」に基づき
災害対策等に係る資機材および物資の提供、
災害復旧に対する技術支援、災害情報等の共有
を図り、安全な輸送を図るものとする。





●利用者への適切な情報提供

遅延情報　線路除雪の状況　再開の見込

被害等の状況と復旧状況情報発信は、きめ細かく

画像等も組み合わせてわかりやすく

計画運休に関わる前広な情報提供



線路除雪にタイミングを合わせ平行道路を除雪いただいている様子

最後に、今冬におきましても、関係機関の皆様との連絡を密にし、情報共有しながら連携を図ってまいります。どうぞよろしくお願いいたします

資料５－３

２０２６　１１　０５

2026年度　雪害に対する対応



福武線　２１．４Km
（鉄道線１８．　１Km
　軌道線　　３．３Km）
駅数：２０駅　電停：５箇所

福鉄バス（路線、コミ）
路線数　　３０路線
路線延長　５１５．１Km

福井鉄道株式会社

除雪体制の強化

道路管理者との協力による路面軌道・踏切の除雪





〔GPS搭載〕ロータリーラッセル、軌陸両用除雪車での除雪

R－379	HTR600R(R6年度導入)
ロータリー(軌陸両用)	ロータリー・ラッセル



IP無線機搭載
(GPS機能)







えちぜん鉄道との共同利用

大雪警報等気象予報に応じた計画運休の可能性を含む運休情報、運転再開情報の適切なタイミングでの情報提供

ホームページ、全駅一斉放送（電停含む）、丹南CATVへの電送、各報道機関への連絡等多様な手段による運行情報の提供



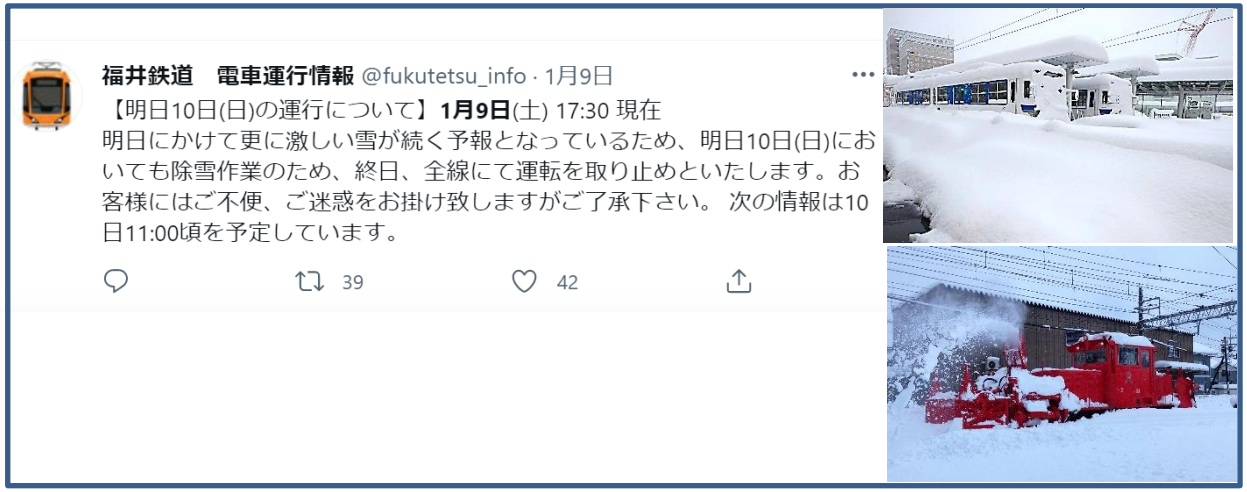


全駅（電停含む）ホーム上のカメラ設置、積雪標による監視体制



◆ 利用者等への情報提供

積雪、除雪画像を活用したHPお知らせ等での運行情報配信



不慣れなお客さまへの電車の乗り方、降り方のご案内

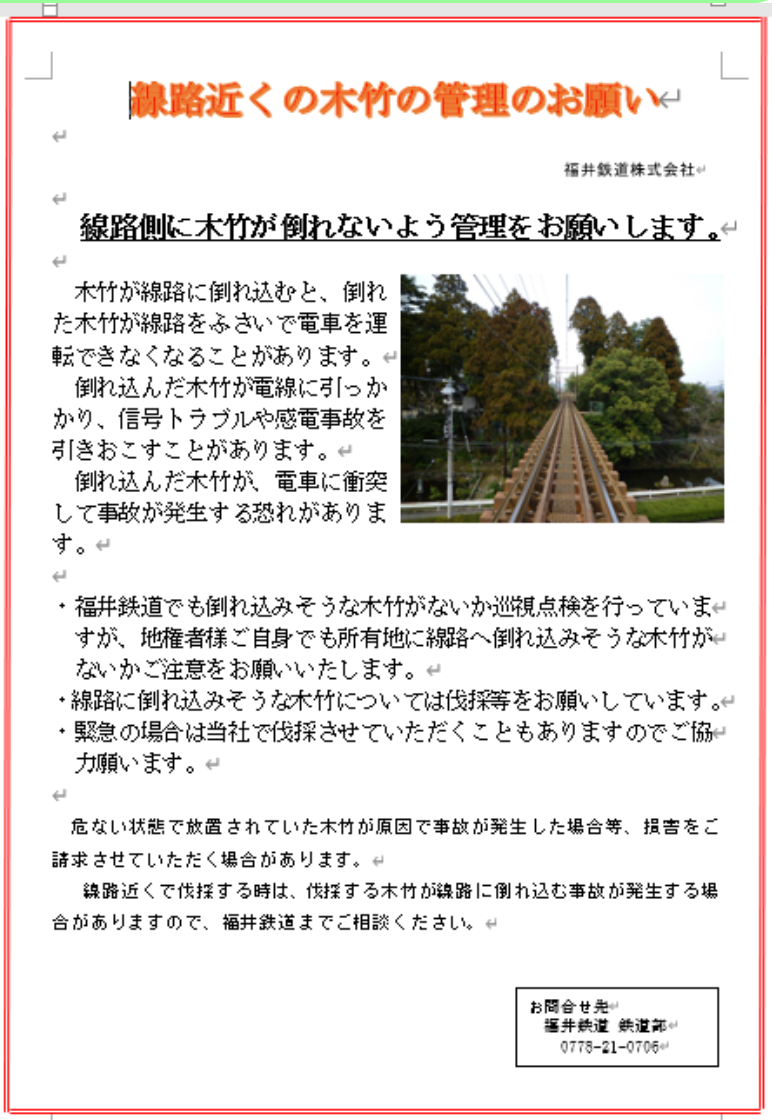




降雪による倒木・倒竹対策の取組み

□当社による巡視点検

□沿線地権者への適正管理のお願い



線路近くの木竹の管理のお願い

福井鉄道株式会社

線路側に木竹が倒れないよう管理をお願いします。

木竹が線路に倒れ込むと、倒れた木竹が線路をふさいで電車を運転できなくなることがあります。
倒れ込んだ木竹が電線に引っかかり、信号トラブルや感電事故を引きおこすことがあります。
倒れ込んだ木竹が、電車に衝突して事故が発生する恐れがあります。

・福井鉄道でも倒れ込みそうな木竹がないか巡視点検を行っていますが、地権者様ご自身でも所有地に線路へ倒れ込みそうな木竹がないかご注意をお願いいたします。
・線路に倒れ込みそうな木竹については伐採等をお願いしています。
・緊急の場合は当社で伐採させていただくこともありますのでご協力願います。

危ない状態で放置されていた木竹が原因で事故が発生した場合等、損害をご請求させていただく場合があります。
線路近くで伐採する時は、伐採する木竹が線路に倒れ込む事故が発生する場合がありますので、福井鉄道までご相談ください。

お問合せ先
福井鉄道 鉄道部
0778-21-0706

◆ 福鉄バスの雪害に対する対応

福井鉄道株式会社

除雪状況に応じたルート変更など柔軟な運行の実施

ホームページ、丹南CATVへの電送など多様な手段による運行情報の提供

降雪時、始発バス運行前に道路状況のパトロールを実施

降雪時に早めのタイヤチェーン装着

〔お願い〕

マイカー使用の自粛、チェーン着装、違法な路上駐車の防止にご協力ください。

2026年度　降雪期の備え

京福バス株式会社

報告項目

１．優先復旧路線の確認

２．社内における連絡体制の確認

３．スタッドレスタイヤ装着、タイヤチェーン等の積込

４．運行経路上の危険個所の情報共有
新人運転士（雪道走行未経験）への雪道走行教習
※過去のドライブレコーダー画像活用

５．運行情報提供体制の強化

バス優先復旧路線の運行経路と回送経路の確認

バス優先復旧路線一覧

・学園線（福井駅－福井工業大学）
・越前海岸ブルーライン（福井駅－福井総合病院－波の華）
・エンゼルランド線（福井駅－エンゼルランド）
・丸岡線（福井駅－丸岡城）
・県立病院丸岡線（福井駅－県立病院－丸岡城）
・大和田大学病院線（福井駅－福井大学病院）
・大和田丸岡線（福井駅－県立病院－丸岡城）
・勝山大野線（ヴィオ－越前大野駅－福井勝山総合病院）
・大野線（福井駅－済生会病院－越前大野駅－ヴィオ）
・運動公園線（福井駅－運動公園）
・清水グリーンライン（福井駅－赤十字病院－清水プラント３）
・鶉三国線（福井総合病院－三国駅）

災害発生時の社内における連絡体制の確認

◆緊急連絡体制の再確認

現場責任者から管理職・役員を経由して社長までの
緊急連絡体制が整備されています。
実際に担当する者の氏名・電話番号に変更がないか再確認
して準備を整えました。

◆会議体での再共有

積雪期前に、車内の現業者を集めた会議で、緊急連絡体制を
再度共有し、災害時には緊急連絡体制を活用するように確認
しています。

スタッドレスタイヤ、タイヤチェーン等の準備

スタッドレスタイヤの装脱着研修







スタッドレスタイヤ、タイヤチェーン等の準備

スタッドレスタイヤの装着





スタッドレスタイヤ、タイヤチェーン等の準備

タイヤチェーンの取扱い教習







ヒヤリハットを活用した危険個所の情報共有

●ヒヤリハット＝大事故にならなくても、起こしても
おかしくない、その一歩手前のこと。優先復旧路線の確認

●運転士からヒヤリハット情報を終業点呼時に提出させ集約
しています。
その情報に加え、例年報告される降積雪期の危険個所を事
前に運転士に共有して、危険防止に努めます。

●過去のドライブレコーダー画像を教材にして、バスでの雪
道走行が未経験の運転士には走行の基本動作、トラブル時
の対応を教習します。

運行情報提供体制の強化

ＳＮＳ（Facebook、Ｘ）にて運行状況を発信。
且つ、ＨＰに連動させる事によりＨＰからも閲覧可能とする。

Facebook　　Ｘ（旧Twitter）



公式ホームページ



Facebook運行状況を
ホームページのトップに連動

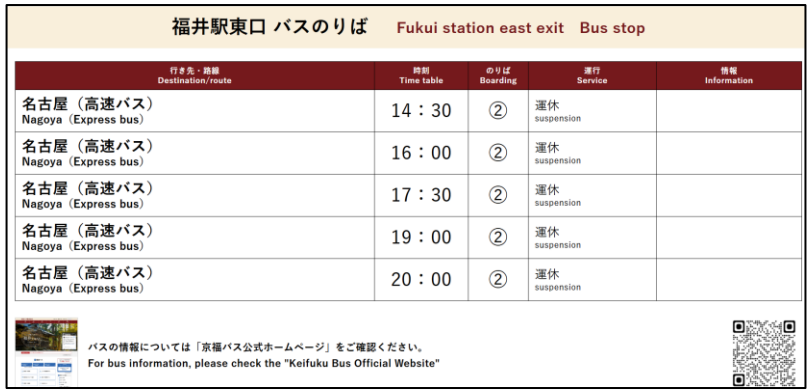
運行情報提供体制の強化

報道機関および関係各所への情報共有。
福井駅等に設置のデジタルサイネージにアラート表示。

福井駅バスのりば



福井駅観光案内所



報道機関等へＦＡＸ



ご清聴ありがとうございました。

冬期の取組み



株式会社ハピラインふくい

会社概要

2024年3月16日　開業



営業区間	84.3km（敦賀駅～大聖寺駅）
駅　数	19駅（大聖寺駅を除く）
社員数	約300人

営業区間の一部が豪雪地帯に該当している

冬期の取組み

【冬期間】　12月1日～2月末日

【準備期間】11月1日～11月30日

【雪害対策本部】
・冬期間、本社に常設
・本部長は、運輸部長



【雪害対策会議】
10:00開催を基本

(内容)
・現在の気象状況の把握
・除雪計画
・計画運休
・除雪要員　等

冬期の取組み

【除雪列車等】

・ラッセル列車(143系)
・モーターカー(MCロータリー)
・回送電車による(雪払い)

143系ラッセル車(1台)



モーターカー(7台)



冬期の取組み

【ポイント不転換の対応】

・予め不転換が予測される駅に係員を派遣

＜該当駅＞

武生駅、南福井駅、

芦原温泉駅等



冬期の取組み

【予防対策】

・除雪車両、除雪用機械、除雪用器具の点検整備

・積雪深計、監視カメラの整備
（福井駅、敦賀駅を除く駅）

・要注意設備、要注意箇所の点検
（雪崩、落雪、雪庇、排雪、屋根雪、氷柱等）

・電車故障防止措置（凍結防止装置の使用）



起動不能（雪を抱えて停車）の対策

線間融雪マットの増設



○昨年度

今庄駅、南条駅に新設



冬期の取組み

【冬期　避けるべき事象】

・列車脱線

・重大労働災害

・駅間での長時間停止



昨年度の冬期の振返り

昨年度冬期は、12月下旬以降、冬型の気圧配置が強まり、1月下旬および2月上旬の寒気により、列車の運休などの輸送障害が発生しました。

1月22日から23日にかけては、降積雪の影響により、22日に1264Mが敦賀駅手前で、23日に1220Mが敦賀駅入駅時にそれぞれ起動不能となったため、敦賀駅～武生駅間で終日運転を見合わせました。

2月2日には、南今庄駅で降積雪による列車の起動不能が相次いだため、午後から敦賀駅～武生駅間で運転を見合わせ、除雪を実施しました。

このように、昨年度は大雪による区間運休や大幅な遅延が発生し、輸送サービスに大きな影響を及ぼしました。

〇対策会議

12月26日、12月29日、1月21日～1月30日　7回、2月6日　計10回

〇ラッセル運転

敦賀～福井間　7回、福井～大聖寺間　1回

〇臨時回送電車（雪払い）

敦賀～福井間　11回、福井～大聖寺間　1回、福井～小松間　1回

昨年度の冬期の振返り

2026年2月2日(12:20頃)　南今庄駅　下り列車が雪を抱え運転不能



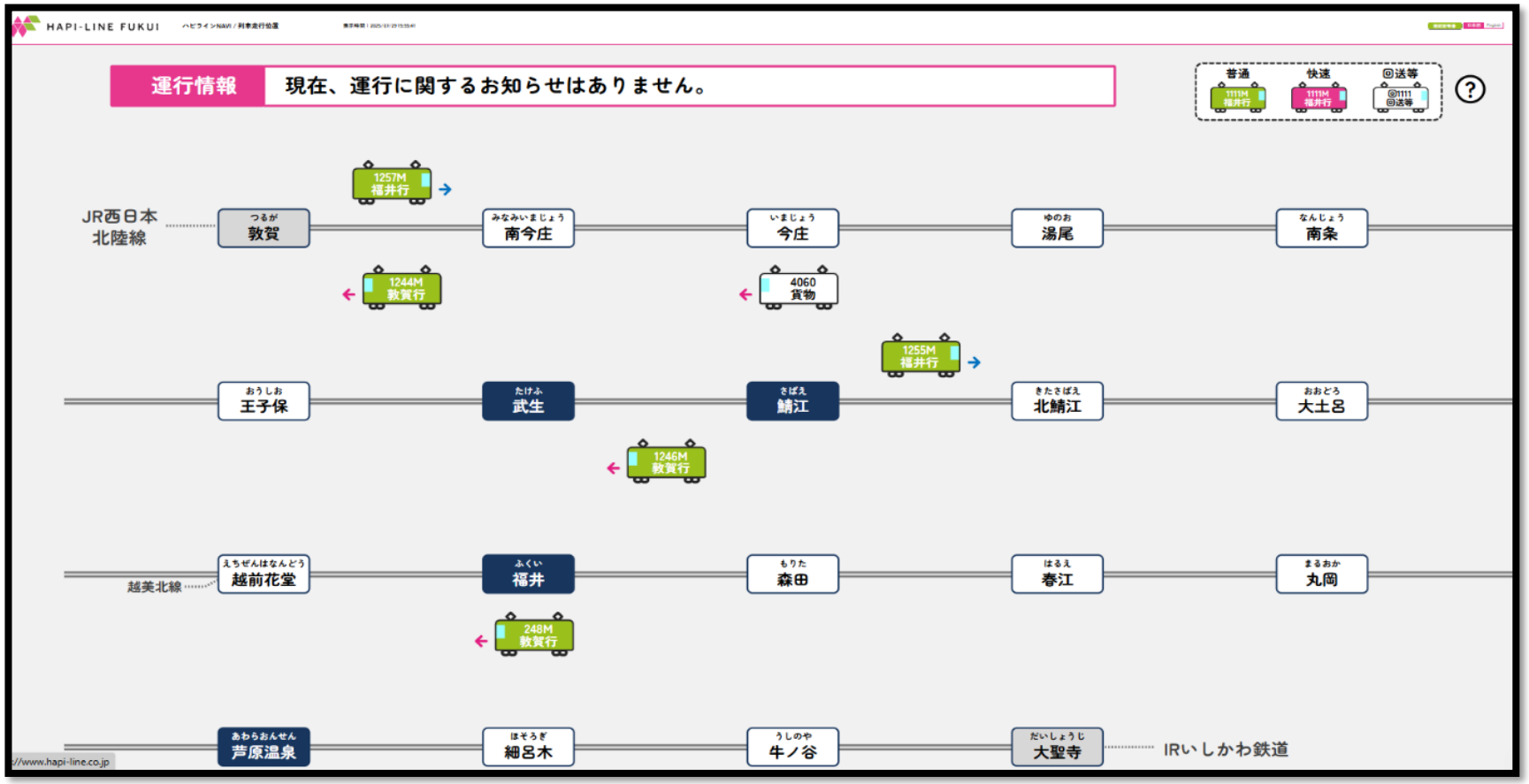
昨年度の冬期の振返り

翌朝（2月3日）にかけてMC口による除雪（排雪）を行った



情報発信

列車の運行情報や計画運休は、当社ホームページ、運行状況をお知らせする「ハピラインNAVI」でご確認いただけます。 https://trainlocation.hapi-line.co.jp/



資料６－１

NTT西日本の雪害対策について

福井県内のＮＴＴ設備の雪害模様







令和8年11月5日

NTT西日本株式会社　福井支店

雪害に備えた取組みについて

雪害未然防止のための事前対策

1.主要な伝送路および中継装置の冗長化整備

2.被災地でのサービス早期回復に備えた
災害対策機器の点検・整備、等

3.除雪時における屋外設備（ｹｰﾌﾞﾙ・電柱・支線）
事故防止に向けたＰＲ活動
（HPへの記載、雪害対策・除雪会議、等）

4.除雪車の排土板損傷防止策としてマンホールの
鉄蓋高調整の実施（ルート点検実施）

5.故障発生時に備えた連絡体制、人員体制
の確立（情報連絡室・災害対策室の設置）

雪害発生後における事後対策

1.緊急設備パトロールによる二次災害の防止

2.交換所除雪体制の確立と実施
（除雪機配備による迅速な故障対応）

3.災害対策機器等の運用による通信確保

【非常用無線設備】
・小型ﾎﾟｰﾀﾌﾞﾙ衛星通信装置
・衛星型携帯電話

【非常用電源設備】
・移動電源車
・携帯発動発電機

【応急ｹｰﾌﾞﾙ】
・各種<光ｹｰﾌﾞﾙ>
・各種<ﾒﾀﾙ（銅線）ｹｰﾌﾞﾙ>

4.災害時における避難所への特設公衆設置施策
（2022年度をもって17自治体様と協定締結済み）

5.大規模災害発生時は、ＮＴＴ西日本グループ
の相互連携を最大限に発揮し、全エリアからの
支援 による早期復旧

情報提供についての御願い







※ｹｰﾌﾞﾙの切断、垂れ下り、倒木等の情報提供を御願い致します。

局番なし*113*

＜　ひかり電話・携帯・PHSからは　*0120－444－113*　＞

＜　Webからは　https://www.ntt-west.co.jp/trouble/　＞

資料６－２

送配電設備の雪害対策

２０２６年11月5日

北陸電力送配電　福井支社

©Hokuriku Electric Power Transmission & Distribution Company, All Rights Reserved. | CONFIDENTIAL

未来へ、めぐらせる。
北陸電力送配電

送配電設備の雪害対策

１．平時からの備え

（１）配電設備（電柱等）の対策

- 樹木伐採（保安伐採、事前伐採）
- ルート変更、架空ケーブル化

（２）送電設備（鉄塔等）の対策

- 雪害防止装置の設置

２．降雪期間中の対応

（１）設備被害状況の把握

- 降雪、積雪により異常発生が予想される場所（山間部等）の事前・事後パトロール実施
- 住民からの情報を活用した設備被害状況の把握

（２）復旧体制の整備 他

- 早期復旧に向けた自治体との情報連携
- 各種注意報・警報発令に合わせた警戒体制の構築
- 設備被害が発生（予想含む）した場合の非常体制の構築
- 被害状況に応じた他県・他電力への広域応援要請と受入体制構築

© Hokuriku Electric Power Transmission & Distribution Company, All Rights Reserved. | CONFIDENTIAL

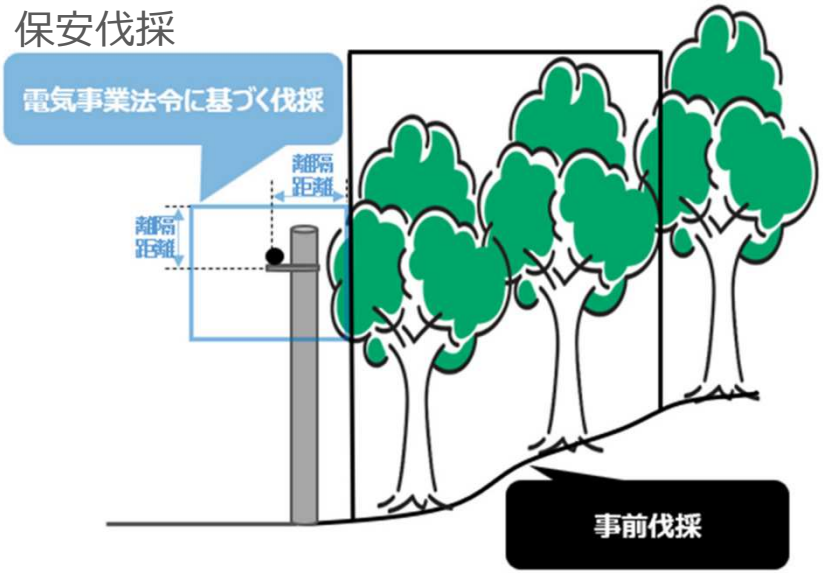
1．樹木伐採（保安伐採、事前伐採）＜配電設備＞

■ 停電を防止するため、計画的に樹木伐採（保安伐採・事前伐採）を実施しています。

保安伐採：配電線に接触しそうな樹木に対し、必要な離隔距離を確保するために電力が実施する伐採
（電気事業法令に基づく伐採）

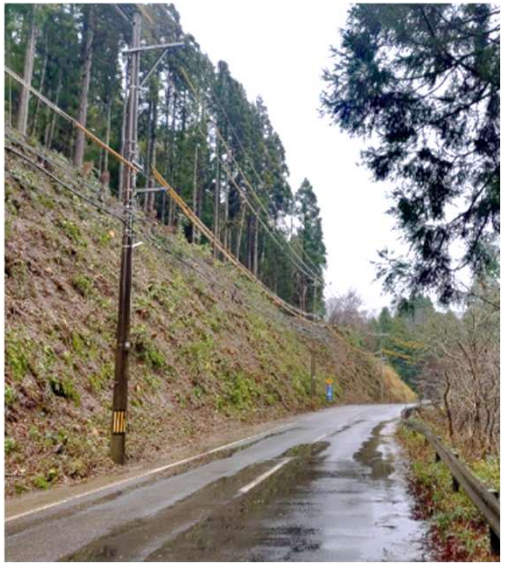
事前伐採：自治体と電力が連携し、雪害時等に倒木による停電・道路閉鎖をもたらす可能性のある沿道林を伐採
（防災基本計画に基づく伐採。県の補助制度「地域防災安全対策強化推進事業」を活用）

■保安伐採と事前伐採



【出典】倒木による停電予防のための樹木の事前伐採に関する調査結果報告書（R7.3 総務省行政評価局）

■事前伐採の実施例

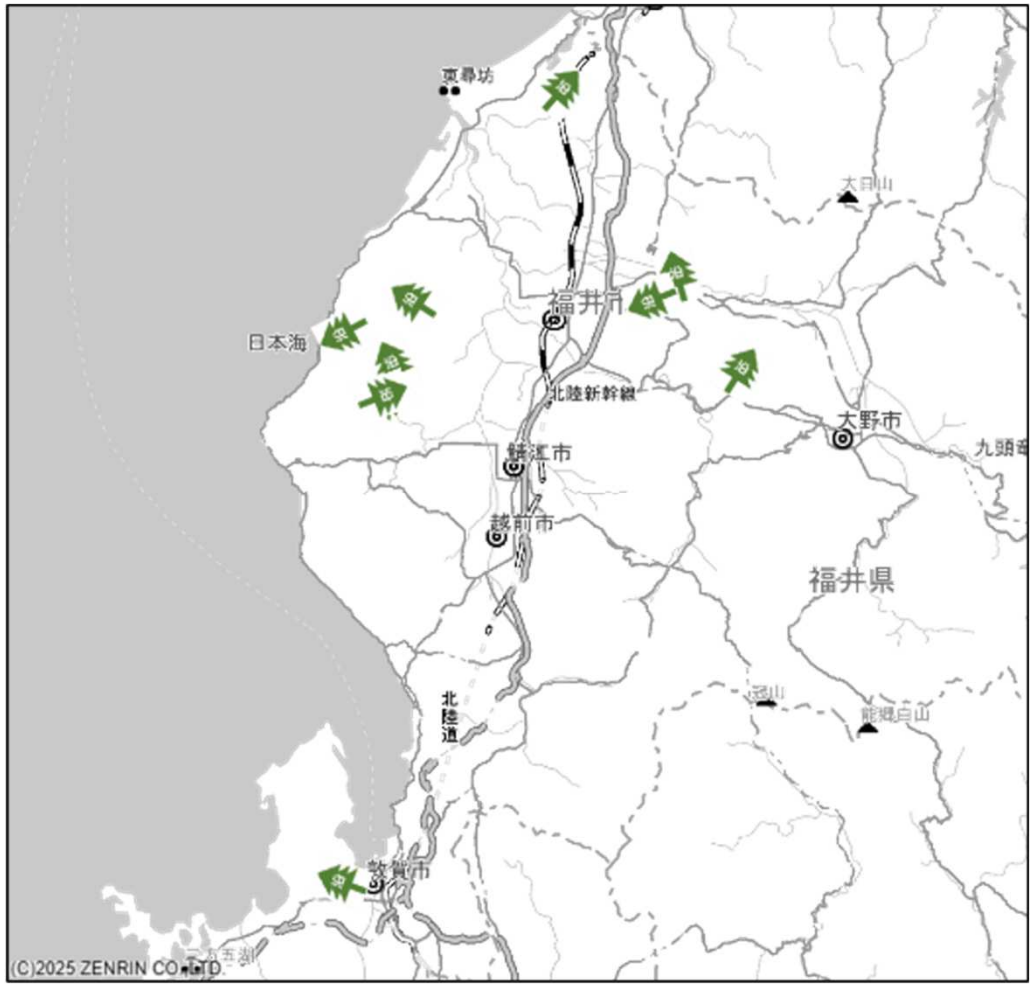
工事前	工事後
	

© Hokuriku Electric Power Transmission & Distribution Company, All Rights Reserved. | CONFIDENTIAL

1．樹木伐採（保安伐採、事前伐採）＜配電設備＞

事前伐採：2025年度　実績（福井県）

・**6市町**（福井市、あわら市、永平寺町、越前町、池田町、敦賀市）において事業を実施



市町村	場所	路線名	伐木本数(本)
福井市	奥平町	県道3号	20
福井市	美山大谷	県道31号	50
福井市	白滝町	県道6号	10
福井市	千合町	県道6号	10
あわら市	山十楽	市道	120
永平寺町	鳴鹿山鹿	市道	40
永平寺町	けやき台	国道364号	6
越前町	上糸生	県道184号	370
越前町	真木	県道184号	200
池田町	谷口	国道476号	20
敦賀市	沓見	市道	130

© Hokuriku Electric Power Transmission & Distribution Company, All Rights Reserved. | CONFIDENTIAL

（参考）2026年1月の大雪（倒木による停電・道路閉鎖）





























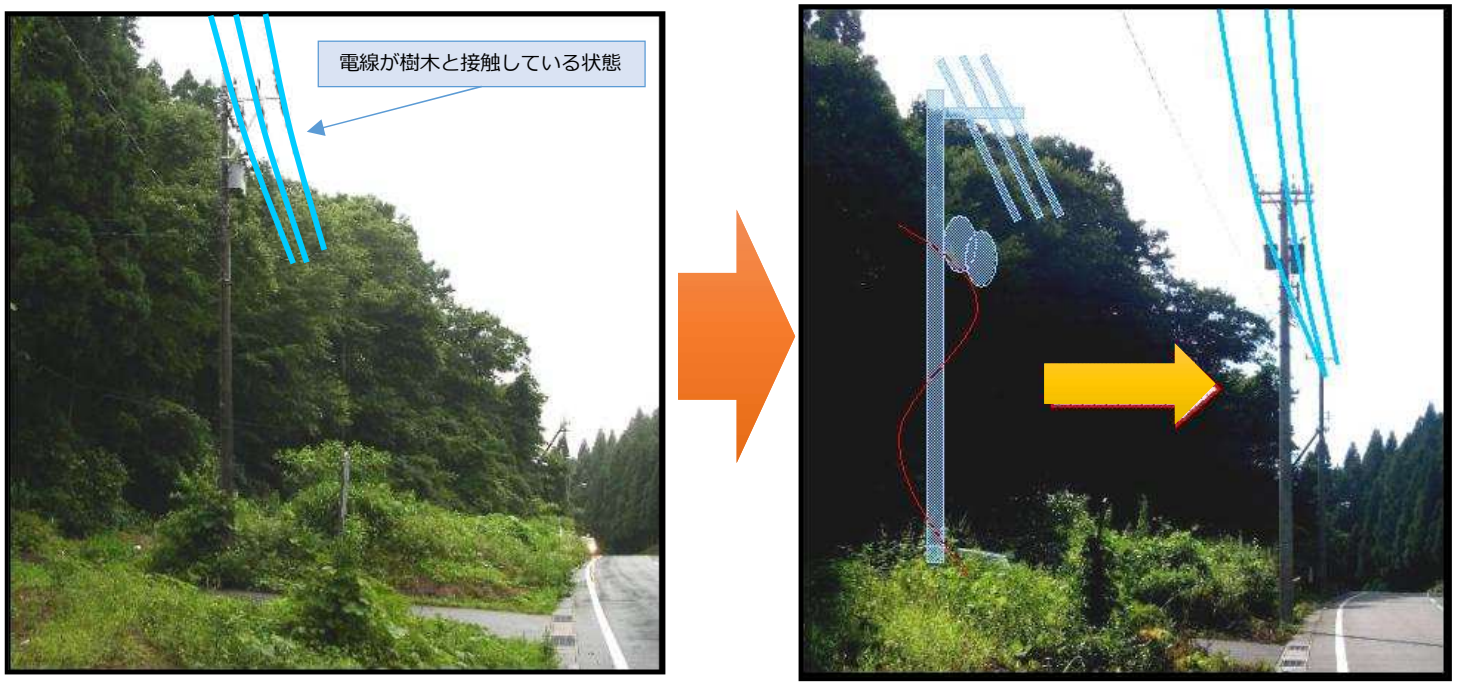
- 2026年１月の大雪時に発生した停電事故の半数以上は樹木倒壊が原因
 （その他：雷、風 他）
- 沿道林事前伐採の促進は停電・道路閉鎖を防止する取組みと考えられる

© Hokuriku Electric Power Transmission & Distribution Company, All Rights Reserved. | CONFIDENTIAL

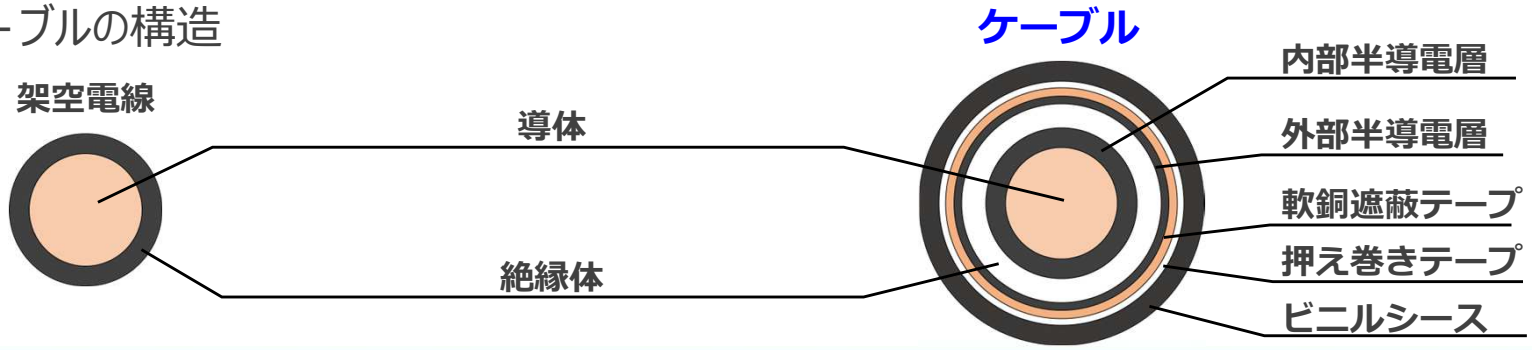
2．ルート変更、架空ケーブル化＜配電設備＞

■ 樹木の影響が少なく、メンテナンスが容易な道路沿いへのルート変更や、電線を樹木が接触しても損傷しにくい「架空ケーブル」への取替を行っています。

■ルート変更



■電線とケーブルの構造

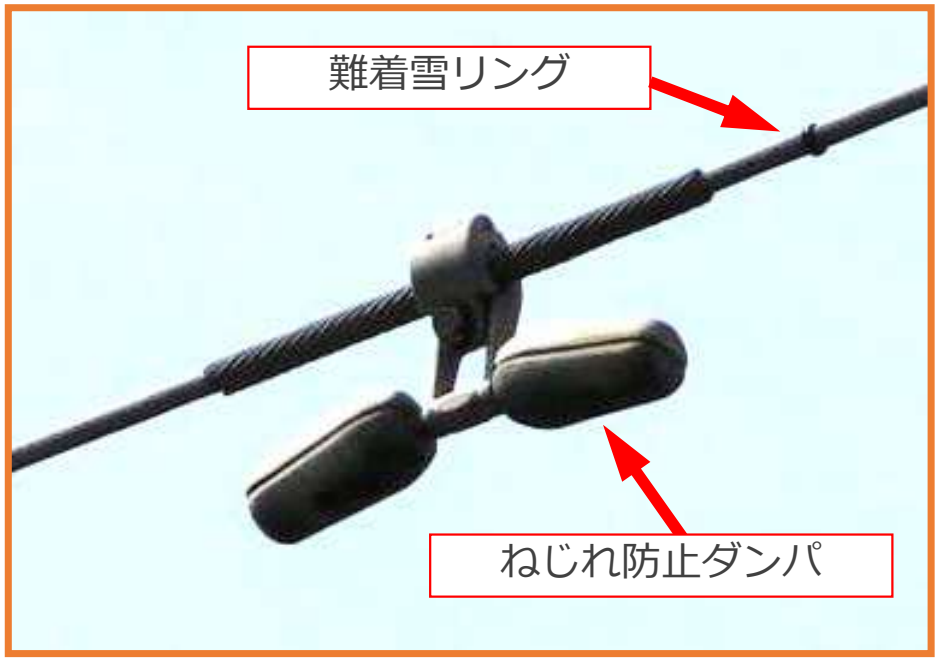


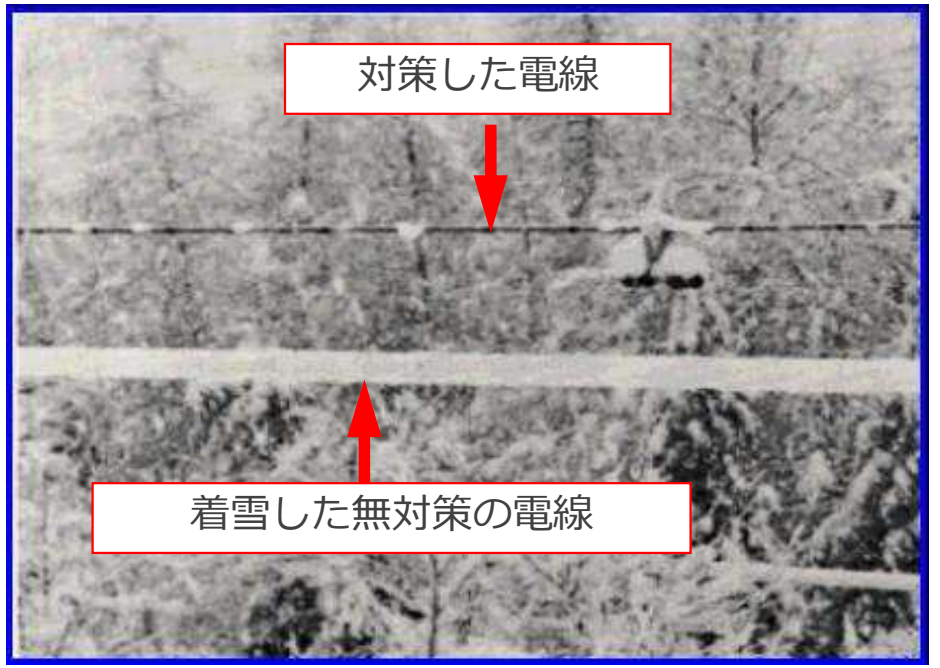
© Hokuriku Electric Power Transmission & Distribution Company, All Rights Reserved. | CONFIDENTIAL

3．雪害防止装置の設置　＜送電設備＞

■ 着雪による停電を防止するため、送電線に雪害防止装置を取付しています。

■ねじれ防止ダンパ・難着雪リング





【抑制原理】

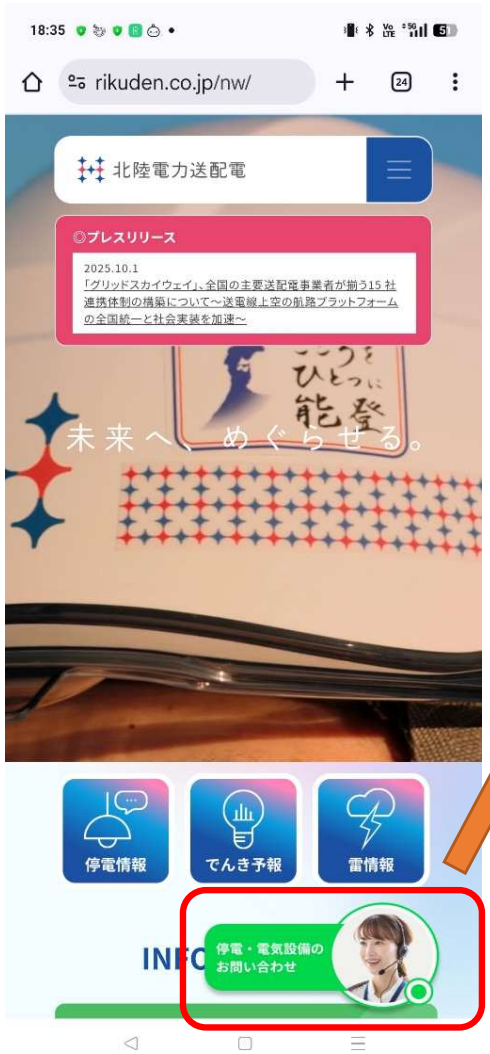
電線回転防止のねじれ防止ダンパおよび着雪発達防止の難着雪リングを取付け、着雪を抑止（通常は電線が回転しながら着雪が発展）

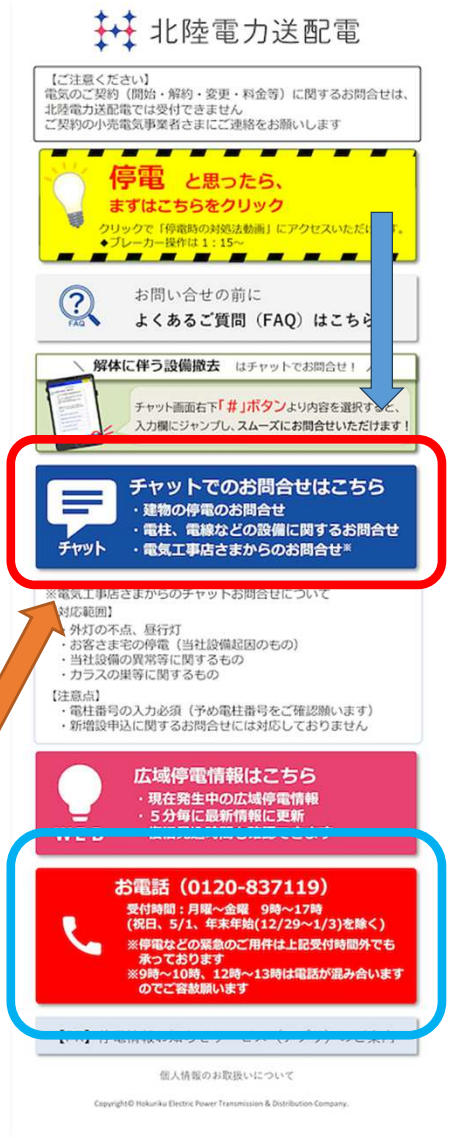
© Hokuriku Electric Power Transmission & Distribution Company, All Rights Reserved. | CONFIDENTIAL

４．住民からの情報を活用した設備被害状況の把握

■ 当社HPに問合せ用のチャットを設置し、住民の方からの情報をもとに、設備被害状況を把握し、速やかな復旧に繋げています。

■お問い合わせチャット





（参考）停電情報お知らせアプリ



Android版

iOS版

アプリでは、町域単位で停電戸数、復旧見込み時間をお知らせ（プッシュ通知機能あり）

© Hokuriku Electric Power Transmission & Distribution Company, All Rights Reserved. | CONFIDENTIAL

未来へ、めぐらせる。

北陸電力送配電

北陸電力グループ

令和8年度福井県雪害予防対策協議会資料

関西電力送配電

資料６－３

雪害防止対策の取組み

京都本部

令和８年１１月５日

主な取組み

１．日常からの備え（事前準備）
- ➢ 雪害防止装置の設置
- ➢ 設備巡視の実施
- ➢ 樹木伐採の実施

２．積雪期間中の対応（初期対応時の備え）
- ➢ 現場パトロールの実施
 （初積雪時・新積雪30ｃｍ以上時）
- ➢ 倒壊樹木の除去

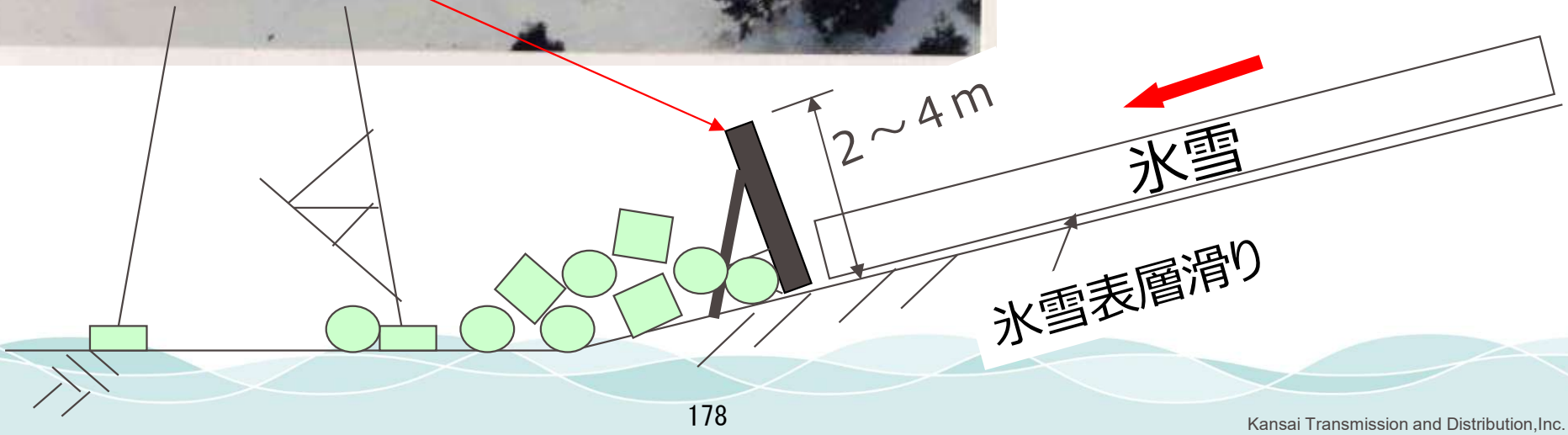
３．復旧体制の整備（停電復旧への備え）
- ➢ 24時間、365日の監視体制
- ➢ 大規模災害時の各自治体との連携
- ➢ 雪上用バギーの配備
- ➢ 高圧発電機車の配備
- ➢ 警報・注意報発令に合わせた警戒体制の確立
- ➢ 被害状況に応じた応援体制の確立

Kansai Transmission and Distribution,Inc.

雪崩による設備損壊防止対策例

鉄塔付近の斜面に杭を設置し、氷雪による設備被害を防止

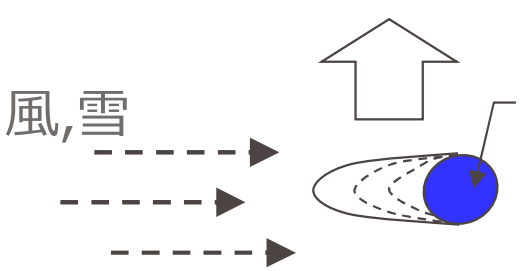


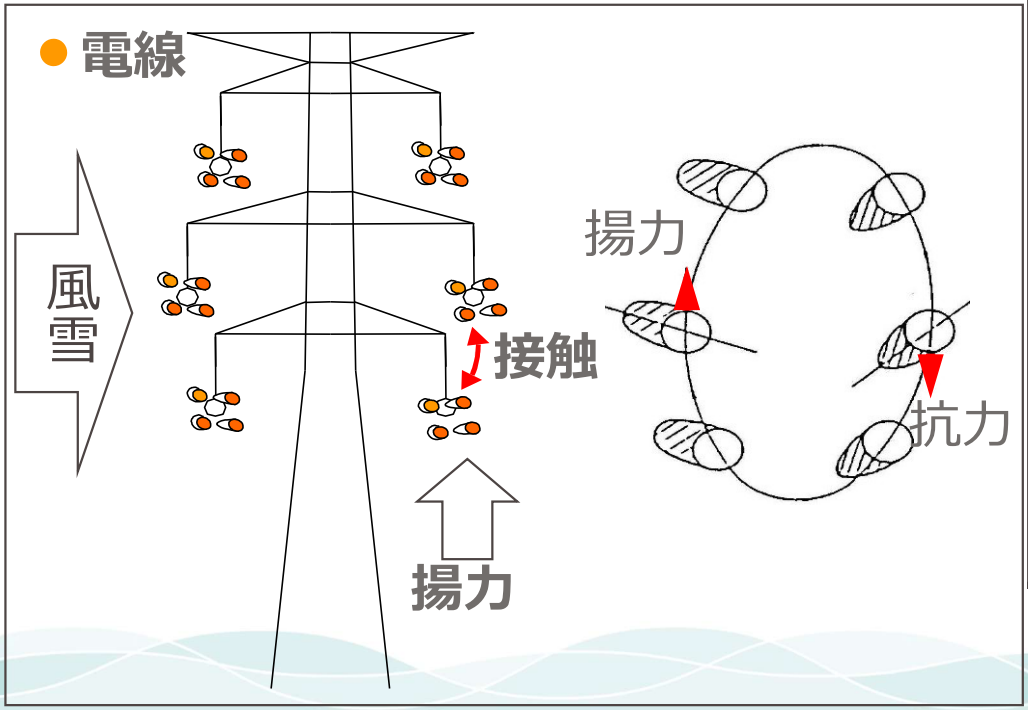


Kansai Transmission and Distribution,Inc.

送電線への着雪による電気事故防止対策例①

風雪により電線の風上に付着した氷雪が
発達し電線が揚力を受け上下に大きく動揺。
↓
電線同士の接触による電気事故

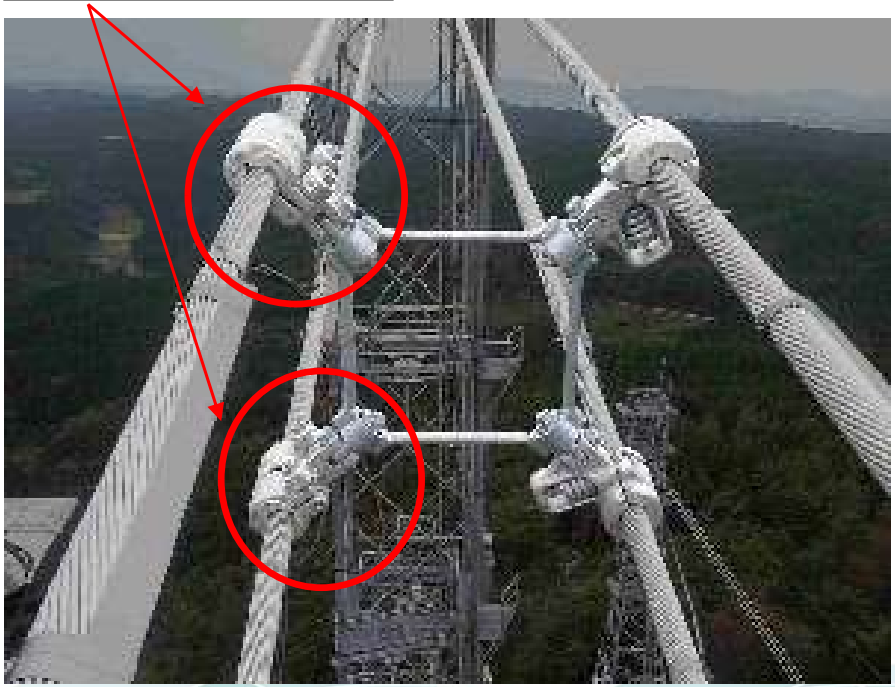




ルーズスペーサ

着雪重量により電線が回転するような把持方法とし，同一方向への氷雪の発達を回避する。

ルーズ式把持部

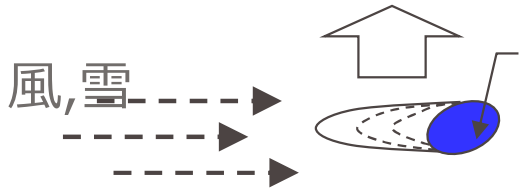


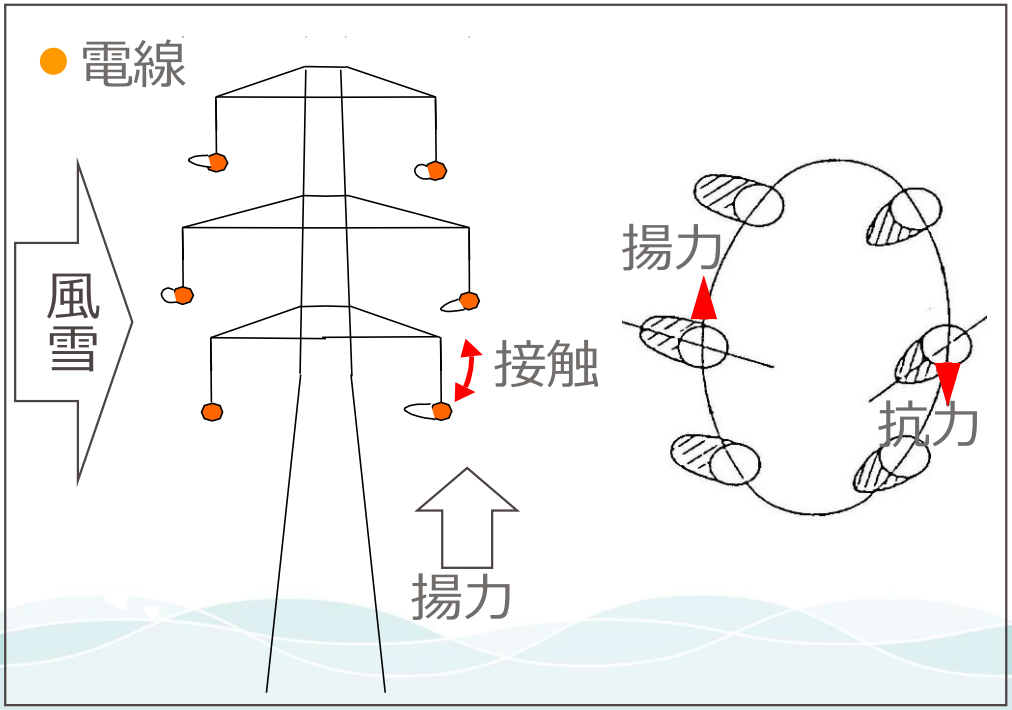
送電線への着雪による電気事故防止対策例②

風雪により電線の風上に付着した氷雪が発達し電線が揚力を受け上下に大きく動揺。
また、電線の着氷雪が発達することによる電線の垂下や、電線に付着した氷雪の一斉落下による電線の跳ね上がりが発生。

↓

電線同士の接触による電気事故

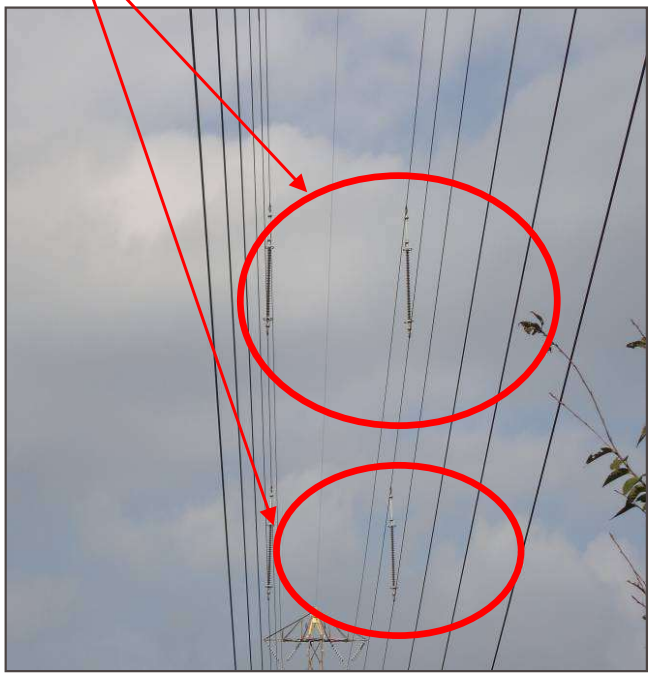


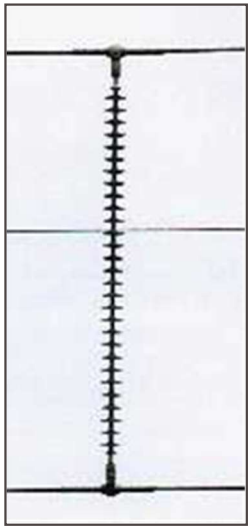


相間スペーサ

電線と電線間にスペーサーを設置し間隔を確保する。

相間スペーサー





製品例

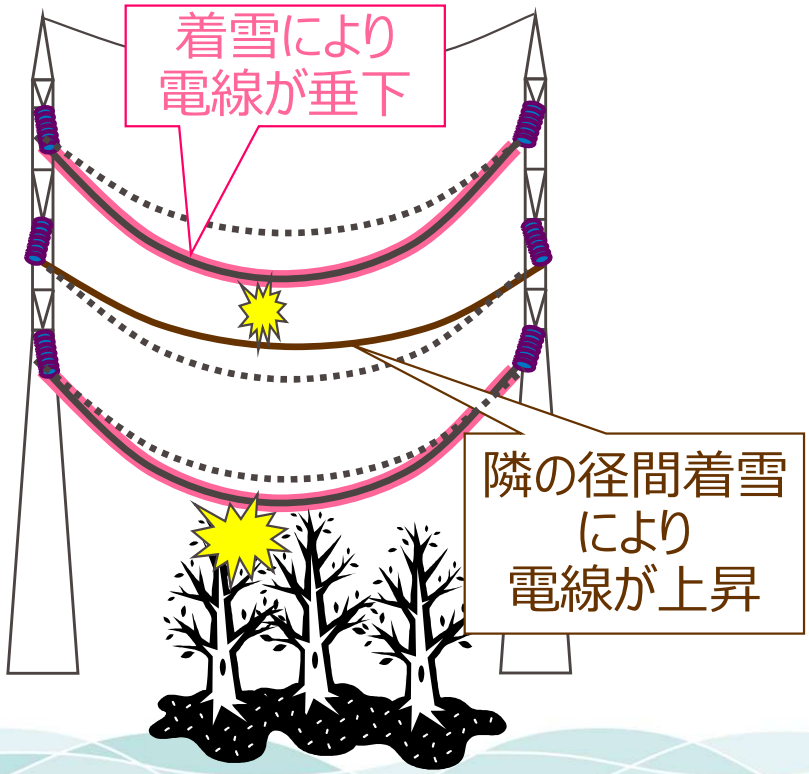
Kansai Transmission and Distribution,Inc.

送電線への着雪による電気事故防止対策例③

風雪により電線の着氷雪が発達することによる電線への重量負担増（張力増）や電線の垂下、
電線に付着した氷雪の一斉落下による電線の跳ね上がりが発生。

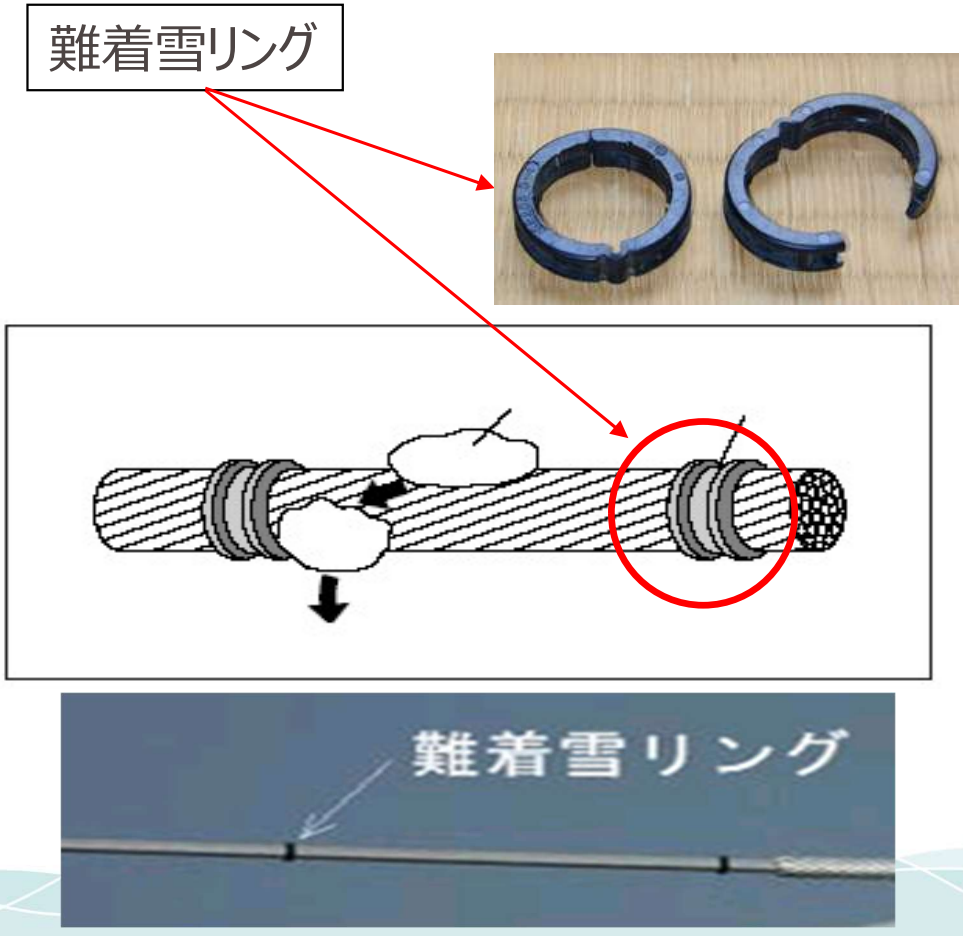
↓

電線への重量負担増による断線事故
電線同士の接触による電気事故



難着雪リング

電線にリングを設置し着氷雪の発達を抑制する。

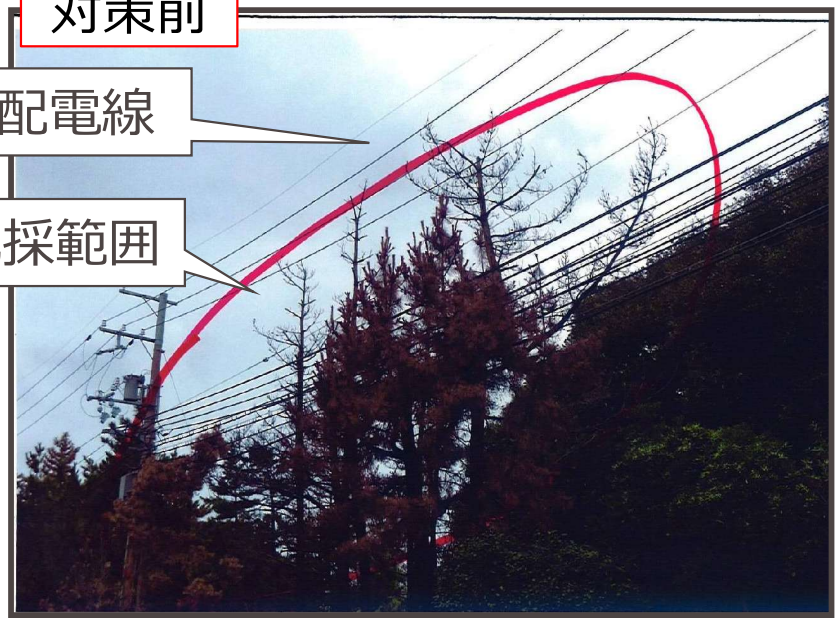


Kansai Transmission and Distribution,Inc.

樹木伐採対応例

巡視などにより、配電線等に樹木が接近し被害を与える可能性が高い箇所を発見した場合は、予め伐採し停電の未然防止に努める。

対策前



対策後



対策前



対策後



on,Inc.

復旧体制の整備（停電復旧への備え）

24時間、365日の監視体制

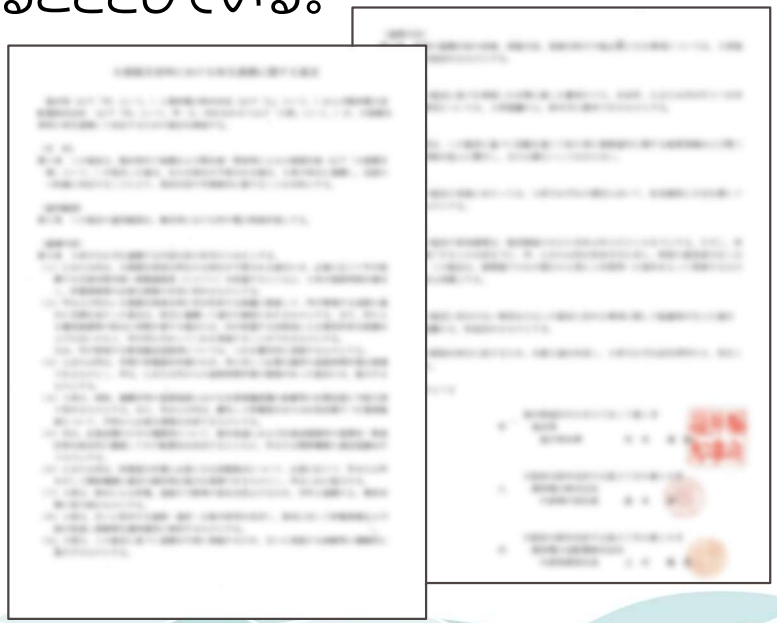
中央給電指令所や各エリアにある給電制御所、配電営業所では、作業員が常駐し、24時間365日体制で電気の流れを監視。
停電が発生した際には迅速に対応できる体制を整えている。

【小浜配電営業所における休日・夜間の体制】
・当直責任者1名、現場作業員2名の計3名が常駐。
・停電発生時は上記2名の作業員が初動対応を行い、合わせて作業員の呼び出しにより、早期復旧に努めている。
また、台風等、予め停電発生が予想される場合には、事前に必要な人員を確保している。

大規模災害時の各自治体との連携

雪害を含む大規模災害時には、相互連携し県民生活を早期復旧することを目的として、「大規模災害時における相互連携に関する協定」を、令和３年８月に福井県様と締結。
当協定に基づき相互に連携し、停電の早期復旧に努めることとしている。

[相互連携の主な内容]
・連絡体制の確立
・管理道路上の支障物（電力設備）除去
・道路上の障害物除去作業の要請
・電源車の配置
・復旧作業のための活動拠点の提供
・市民への停電情報等の発信
・重要施設情報の共有
・事前対策の検討
・訓練への積極的な協力



※嶺南地域の各5市町についても、令和3年10月から12月に同様に締結済み。

Kansai Transmission and Distribution,Inc.

復旧体制の整備（停電復旧への備え）

雪上用バギーの配備



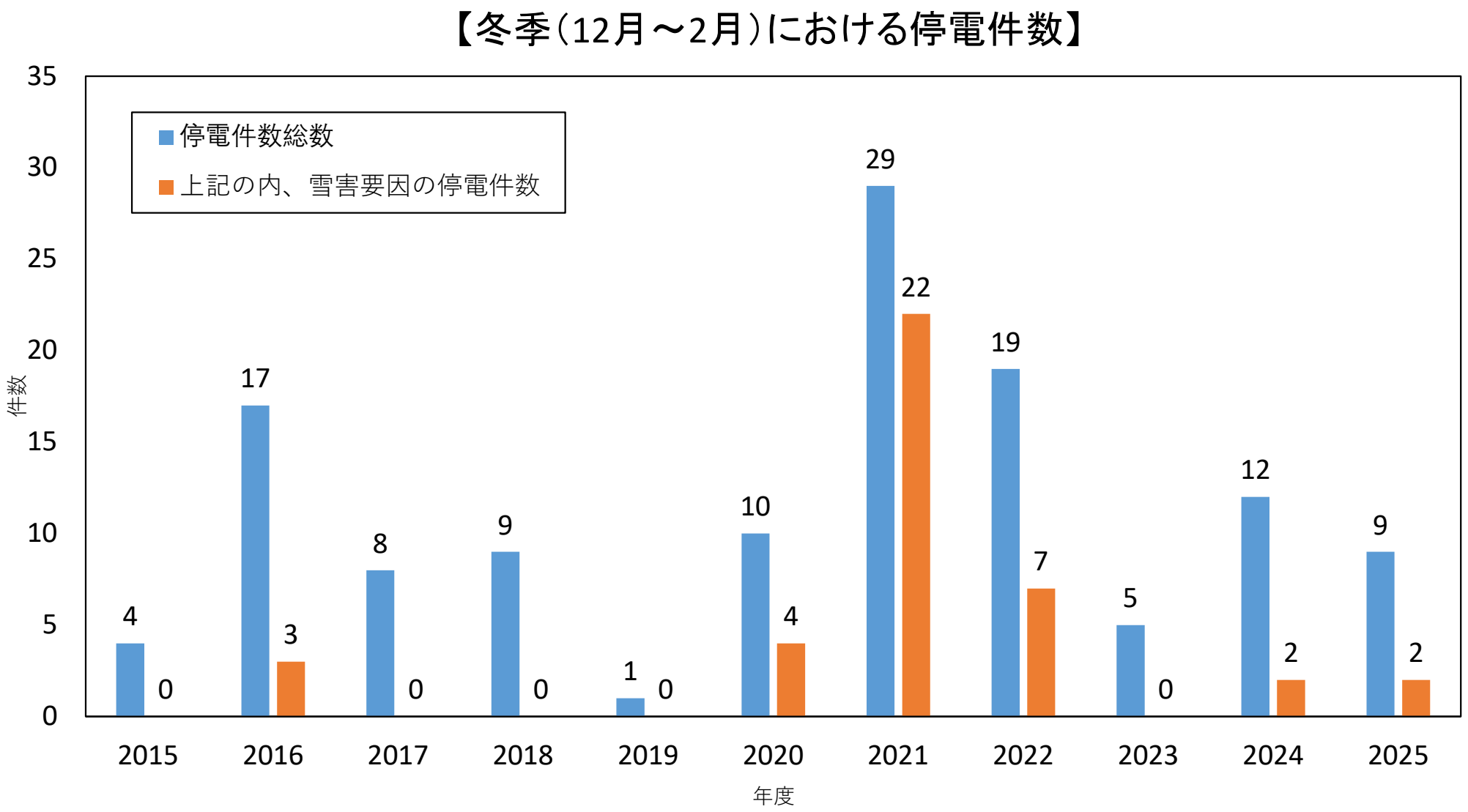
高圧発電機車の配備



各車両とも小浜配電営業所に配備し
雪害時等に備える。

Kansai Transmission and Distribution,Inc.

【参考】近年の停電件数の推移

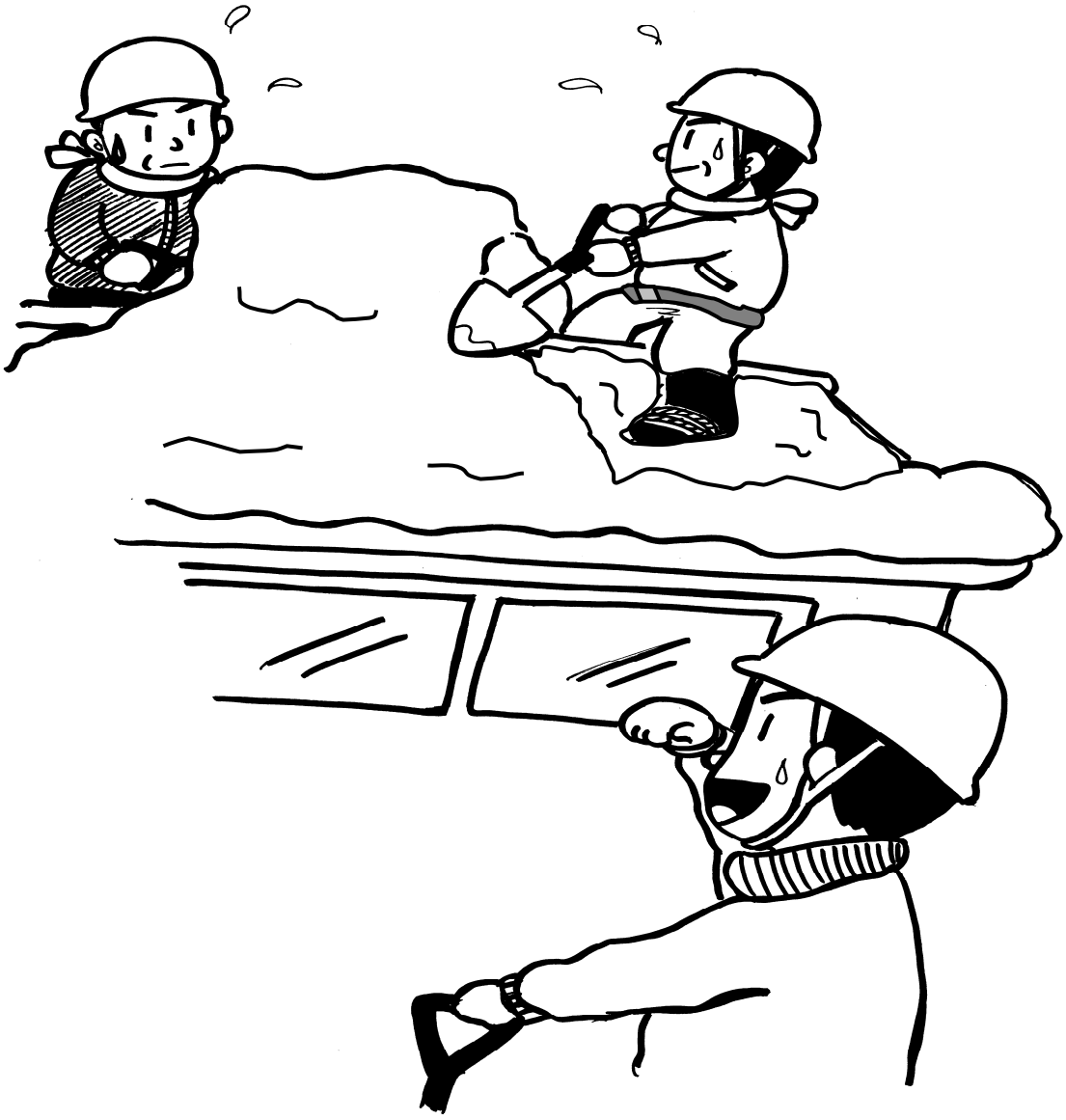


嶺南地域における、昨年度の雪害による停電は２件であった。
2021年度、2022年度は多かったものの、以降は例年並みの件数となっている。

Kansai Transmission and Distribution,Inc.

安全な雪下ろし１０のポイント

こんなことに注意して安全な作業を心がけましょう



Fukui SDGs
ふくいSDGs

ポイント１　日ごろの準備

- 建物がどの程度の雪に耐えられるか把握しておきましょう。
- 降雪時にはテレビ、新聞等で継続的に情報を確認し、雪下ろしの時期や必要性を判断しましょう。

ポイント２　安全な服装

- ヘルメットを着用しましょう(頭部の保護)。
- 転倒した場合でも滑りにくいものを着用しましょう。
- 着膨れせず動きやすい服装にしましょう。
- 長靴は荒縄などで滑り止めの工夫をしましょう。



ポイント３　命綱の使用

- 転落防止のため命綱を使用しましょう。
- 万一転倒した場合でも屋根の上で留まる長さに調整しましょう。
- 命綱として使用するロープは、強度があって滑りにくく結び目がほどけにくいものを使用し、反対側の家の柱や大きな木、命綱固定用のアンカーに結びつけるなど、状況に応じた工夫をしましょう。
- 命綱を体に固定するには安全帯（墜落制止用器具）を使用しましょう。

ポイント４　使いやすい除雪道具

- アルミ製のスコップやスノーダンプなど軽くて雪が付着しにくいものを使用しましょう。
- 雪がつきにくくなるスプレーなども活用しましょう。
- 雪の投棄場所を考えて波板などを効果的に活用しましょう。

ポイント５　はしごの固定

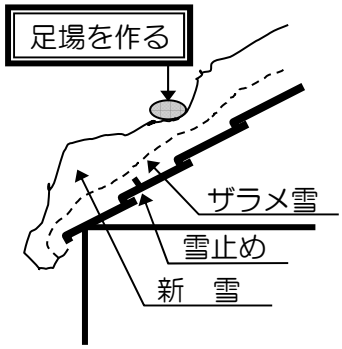
- 転倒防止のため、はしごの足元を固め、頭部をロープで固定しましょう。
- 長さは十分余裕のあるものを使用し、屋根に対して真っ直ぐに適切な勾配で架けましょう。
- アルミ製のはしごは濡れていると滑りやすいので、靴底の雪を落とすなど注意しましょう。

ポイント６　複数での作業

- １人での作業は、事故が発生した際に発見が遅れる可能性があるため、複数で行いましょう。
- やむを得ず１人で作業する場合は、家族や近所に声をかけ、時々様子を見てもらいましょう。

ポイント７　足場の確保

- 軒先は瓦の雪止めの位置を確認し、雪止めより先では作業をしないようにしましょう。
- 足元の雪をしっかり固めましょう。
- 雪止めより上部に足場を作って作業を行い、最後に足場から下の軒先部分を取り除くと安全です。
- 下層のザラメ雪は滑りやすいので注意が必要です。雪は全部取らず、厚さで２０～３０ｃｍは残しましょう。
- はしごからの最初の一歩、最後の一歩は特に注意が必要です。



ポイント８　無理な作業はしない

- 無理な体勢での作業は危険です。
- 少しずつ何回かに分けて下ろしましょう。
- スノーダンプなどに引きずられることがあります。その場合はすぐに手を離して身を守りましょう。

ポイント９　落雪などにも注意

- 地上での作業では、屋根からの落雪に十分注意しましょう。
- 片側の屋根だけ下ろすと、建物に偏った荷重がかかり倒壊につながる恐れがあります。
 バランスよく下ろしましょう。



ポイント１０　体調の管理

- 雪下ろしは大変な重労働です。
 必ず準備運動をしましょう。
- 十分に休憩を取り、水分を補給しながら
 作業しましょう。

雪下ろしに関する相談窓口

福井県土木部

建築住宅課　住まいづくりグループ　　TEL 0776-20-0506

県内各市町の除雪費支援制度（R8.10.1現在）

※除雪費支援制度は制度が変更となる場合がありますので、ご利用にあたっては右端に記載の担当課連絡先にお問合せください。

市町名	支援内容	支援対象者	支援額	担当課・連絡先
福井市	自力で屋根雪下ろしが困難な1人暮らし等高齢者を対象に、雪下ろし費用の一部を助成	下記の要件をすべて満たす世帯 ①65歳以上の1人暮らし高齢者世帯、65歳以上の高齢者のみの世帯、その他特に必要と認められる世帯 ②市民税非課税または均等割のみ課税の世帯 ③自力で雪下ろしが困難である世帯 ④親族から雪下ろしの支援や経済的援助が受けられない世帯 いずれも生活保護世帯は除く	1冬期1世帯当たり 5,000円まで	地域包括ケア推進課 TEL：0776-20-5400 E-mal：houkatsucare@city.fukui.lg.jp
坂井市	高齢者等が住宅の屋根雪下ろしを区や業者等に依頼したときの費用の一部を助成	①から④のすべてに該当し、かつ世帯の全員が⑤の(a)～(e)のいずれかに該当する方 ①坂井市内に居住 ②自力で住宅の屋根雪下ろしが困難 ③市民税非課税世帯 ④坂井市および隣接市町に2親等以内の親族(高齢者や障がい者の場合を除く)がいない ⑤(a)65歳以上の高齢者 (b)障がい者(身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者) (c)義務教育終了前の者 (d)母子父子寡婦法に定める配偶者のない女子で、現に義務教育終了前の者を扶養している者 (e)寡婦	①住宅の屋根雪下ろしに要した経費8,000円以内／1回当たり ②区等で出動される場合は、@2,000円×4時間(作業人員1人当たり)を目安としてください。	坂井市　高齢福祉課 TEL：0776-50-3040 E-mail：kourei@city.fukui-sakai.lg.jp
大野市	雪下ろしや除排雪作業が困難な高齢者世帯への助成券の交付	市民税非課税世帯で、雪下ろしや除排雪作業を依頼できる親族がいない次のいずれかの要件に当てはまる世帯 ①65歳以上の高齢者のみの世帯 ②障がい者のみの世帯 ③65歳以上と障がい者のみの世帯	1世帯当たり、15,000円 (5,000円×3枚)	健康長寿課 TEL：0779-65-7333 E-mail：kenko@city.fukui-ono.lg.jp
	地域で屋根雪下ろし等を行う自治会への補助	雪下ろし作業者名簿に登録し、地域で雪下ろしや除排雪作業を行う自治会	自治会1団体当たり 20,000円／単年度 ※区内の若者(50歳未満)参加による加算あり	地域文化課 TEL：0779-64-4834 E-mail：chiiki@city.fukui-ono.lg.jp
	除排雪資機材購入への補助 ①屋根雪下ろし資機材 ②手押し式小型除雪機		①対象経費の1／2 (上限額60,000円) ②対象経費の1／2 (上限額300,000円)	防災防犯課 TEL：0779-64-4800 E-mail：bosai@city.fukui-ono.lg.jp
勝山市	高齢者等で雪下ろしが困難な世帯に対して費用の一部を助成	福祉票に登録されている方のうち、市民税非課税世帯に属し、かつ、地方税法に規定する扶養親族となっていない方で、次のいずれかに該当する方 ①65歳以上の高齢者のみの世帯 ②身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けた者(以下「身体障がい者等」という。)のみの世帯または身体障がい者等と65歳以上の高齢者のみの世帯 ③配偶者のいない女性と、中学生以下の児童・生徒からなる世帯	10,000円／回 1冬期間2回まで (一部地域は4回)	健康体育課　介護福祉係 TEL：0779-87-0888 E-mail：choju@city.katsuyama.lg.jp
	雪下ろし支援事業登録作業者への謝金	事前に登録された高齢者世帯等の除雪にあたる作業員(地域住民や建設業者など)	登録1年目 10,000円／人(上限100,000円) 登録2・3年目 5,000円／人(上限50,000円)	
永平寺町	高齢者等で屋根雪下ろしが困難な世帯に対して費用の一部を助成	住民税が非課税であり、自力または家族・親族等の援助による屋根の除雪が困難と認められる世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯 ①65歳以上の1人暮らし高齢者世帯 ②65歳以上の高齢者夫婦世帯(夫婦のどちらかが70歳以上の場合を含む) ③1人暮らし身体障害者世帯 ④①から③に準じ、特に必要と認められる世帯	1世帯1回当たり　11,000円 ※1世帯当たり1冬期につき2回まで	福祉保健課 TEL：0776-61-3920 E-mail：fukushi@town.eiheiji.lg.jp
	地域で屋根雪下ろし等を実施した自治会への助成	地域で除雪等を実施した自治会		
鯖江市	屋根雪下ろし等が困難な世帯への助成	世帯員全員の住民税が非課税であり、家族・親戚等の援助により除雪を実施できない世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯 ①在宅の1人暮らし身体障がい者世帯 〔身体障害者手帳(1～3級)所持者のうち肢体、視覚および聴覚に障がいのある人〕 ②在宅の1人暮らし知的障がい者世帯(療育手帳所持者) ③在宅の1人暮らし精神障がい者世帯(精神保健福祉手帳所持者) ④在宅の1人暮らしで介護保険における要介護3以上の認定者世帯 ⑤65歳以上の高齢者のみの世帯員(独居を含む) ⑥①から⑤に準じ、特に必要と認められる世帯(ひとり親世帯等)	地域ぐるみの組織が除雪した場合 1世帯当たり10,000円 ※1世帯当たり1冬期1回まで 業者もしくは事業登録したボランティアが除雪した場合 1世帯当たり上限10,000円 (実費額に対して) ※1世帯当たり1冬期1回まで	長寿福祉課高齢福祉グループ TEL：0778-53-2219 E-mail：SC-ChojuFuku@city.sabae.lg.jp
越前町	自力での雪下ろしや排雪作業が困難な高齢者世帯等に対して費用の一部を補助	次の①～⑤いずれかに該当する世帯のうち自力で屋根等の除雪が困難な世帯で、町民税非課税、かつ区長または民生委員児童委員が必要と認める世帯とする。ただし、町内および隣接市町に屋根雪下ろしを依頼できる2親等以内の親族がいる世帯は除く。 ①おおむね65歳以上の1人暮らし世帯 ②おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯 ③身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の1人暮らし世帯 ④母子世帯 ⑤①～④に準ずると認められる世帯	対象経費の1／2 (上限額：作業人夫賃は1時間当たり2,500円 1冬期間の補助金の額は20,000円)	障がい生活課 TEL：0778-34-8723 E-mail：syougai@town.echizen.lg.jp
南越前町	冬期間、高齢者の安心できる在宅生活を支援するため、除雪等に支援金を支給する。	・住民税非課税世帯で町内および隣接市町に1親等親族が住んでいないなど真に除雪等が困難と認められる下記世帯。 ①65歳以上の高齢者のみ世帯 ②1人暮らしの身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳所持者世帯	作業員1時間当たり ・屋根雪下ろし　1世帯2,000円 ・住宅通路除雪　1世帯1,200円 ※ただし限度額 それぞれ12,000円／年	健康福祉課 0778-47-8007 E-mail:kenkou@town.minamiechizen.lg.jp
敦賀市	屋根雪下ろしが困難な世帯などで、家屋の積雪量がおおむね70㎝以上になり、事業者や近所の人などに雪下ろしを依頼した場合、除雪費用の一部を助成	次のいずれかに該当する市民税非課税世帯 ①高齢者(65歳以上の方)世帯の方 ・高齢者のみの世帯　・高齢者と18歳未満の子どもで構成されている世帯 ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方 ・障がい者のみの世帯　・障がい者と18歳未満の子どもで構成されている世帯 ・障がい者と高齢者で構成されている世帯 ※ただし、①②いずれも生活保護を受けている世帯は対象外	1世帯につき1回7,000円(上限額) ただし、1冬期間2回まで	①長寿健康課 TEL：0770-22-8124 E-mail：choju@ton21.ne.jp ②障がい福祉課 TEL：0770-22-8176 E-mail：syougai@ton21.ne.jp

○高齢等で屋根雪下ろしが困難な方が雪下ろしを依頼したい場合は、お住まいの市町担当課にお問合せください。



福井県土木部土木管理課
TEL 0776-20-0469
FAX 0776-22-8164
E-mail kanrika@pref.fukui.lg.jp

福井県土木部建築住宅課
TEL 0776-20-0506
FAX 0776-20-0693
E-mail kenjyu@pref.fukui.lg.jp

所在地 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

除雪作業による事故を防ごう

慣れ・油断・過信が事故を招きます。

ご家庭やご近所で声をかけ合いましょう。



除雪中のケガに注意！

除雪作業や屋根雪下ろし中の事故が発生しています。

除雪作業の注意事項



除雪作業は必ず２人以上で行いましょう

- いつでも連絡が取れるよう携帯電話を忘れない
- 疲れたらすぐにひと休み、水分補給を忘れない
- 除雪機の雪詰まりを取り除く際はエンジンを切り、雪かき棒を使用

屋根雪下ろしは危険がいっぱい、万全の準備をしましょう

- 屋根雪下ろしは絶対に２人以上で、ヘルメットを必ず着用
- はしご、脚立は足元をしっかりと固定
- 足元の雪をしっかりと固め、足場を確保



こんなことに注意して安全な作業を心がけましょう

県内過去10年（平成28年度～令和７年度）の雪による被害状況

- 死傷者は、422人
- 死傷者のうち、**死亡者**は**27人**
- 令和７年度は、**死亡者全員（２人）**が**高齢者**でした



死傷事故の要因

- **高所から転落する**
 屋根やはしごから転落する。
- **除雪機に巻き込まれる**
 雪を砕く回転刃に巻き込まれる。
- **水路に転落する**
 除雪作業中にあやまって水路に転落する。
- **体調が急変する**
 疾病発症により短時間で重篤な状態になる。

・高さ４m未満からの転落も**重傷・死亡事故**につながっています。過信は禁物！

・１人での作業は**発見が遅れ**、重大事故につながりやすくなります。

２人で作業できない場合は、周りに一声かけましょう！

安全な雪下ろし10のポイント

ポイント1 日頃の準備

- 建物がどの程度の雪に耐えられるか把握しておきましょう。
- 降雪時にはテレビ、新聞等で継続的に情報を確認し、雪下ろしの時期や必要性を判断しましょう。

ポイント2 安全な服装



- ヘルメットを着用しましょう(頭部の保護)。
- 転倒した場合でも滑りにくいものを着用しましょう。
- 着膨れせず動きやすい服装にしましょう。
- 長靴は荒縄などで滑り止めの工夫をしましょう。

ポイント3 命綱の使用

- 転落防止のため命綱を使用しましょう。
- 万一転倒した場合でも屋根の上で留まる長さに調整しましょう。
- 命綱として使用するロープは、強度があって滑りにくく結び目がほどけにくいものを使用し、反対側の家の柱や大きな木、命綱固定用のアンカーに結びつけるなど、状況に応じた工夫をしましょう。
- 命綱を体に固定するには安全帯(墜落制止用器具)を使用しましょう。

ポイント4 使いやすい除雪道具



- アルミ製のスコップやスノーダンプなど軽くて雪が付着しにくいものを使用しましょう。
- 雪がつきにくくなるスプレーなども活用しましょう。
- 雪の投棄場所を考えて波板などを効果的に活用しましょう。

ポイント5 はしごの固定

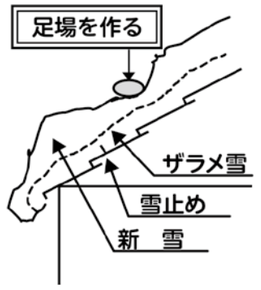
- 転倒防止のため、はしごの足元を固め、頭部をロープで固定しましょう。
- 長さは、軒先から少し高く架けることができるものを使用し、屋根に対して真っ直ぐに適切な勾配で架けましょう。
- アルミ製のはしごは濡れていると滑りやすいので、靴底の雪を落とすなど注意しましょう。



ポイント6 複数での作業

- １人での作業は、事故が発生した際に発見が遅れる可能性があるため、複数で行いましょう。
- やむを得ず１人で作業する場合は、家族や近所に声をかけ、時々様子を見てもらいましょう。

ポイント7 足場の確保



- 軒先は瓦の雪止めの位置を確認し、雪止めより先では作業をしないようにしましょう。
- 足元の雪をしっかり固めましょう。
- 雪止めより上部に足場を作って作業を行い、最後に足場から下の軒先部分を取り除くと安全です。
- 下層のザラメ雪は滑りやすいので注意が必要です。雪は全部取らず、厚さで20～30cmは残しましょう。
- はしごからの最初の一歩、最後の一歩は特に注意が必要です。

ポイント8 無理な作業はしない



- 無理な体勢での作業は危険です。
- 少しずつ何回かに分けて下ろしましょう。
- スノーダンプなどに引きずられることがあります。その場合はすぐに手を離して身を守りましょう。

ポイント9 落雪などにも注意



- 地上での作業では、屋根からの落雪に十分注意しましょう。
- 片側の屋根だけ下ろすと、建物に偏った荷重がかかり倒壊につながる恐れがあります。バランスよく下ろしましょう。

ポイント10 体調の管理

- 雪下ろしは大変な重労働です。必ず準備運動をしましょう。
- 十分に休憩を取り、水分を補給しながら作業しましょう。